

**経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する
基本的な内容の暫定決定について**

**令和4年6月
金融庁**

目次

1. はじめに.....	1
2. 第1の柱に関する制度の枠組み.....	2
2.1 新規制導入に向けたタイムライン.....	2
2.2 連結規制の枠組み.....	3
2.3 ESRの報告頻度・期限.....	5
2.4 重要性を踏まえた実務的な取り扱い.....	8
3. 標準モデル.....	11
3.1 連結の範囲.....	12
3.2 バランスシート.....	14
3.3 経済価値ベース評価手法.....	17
3.3.1 現在推計.....	17
3.3.2 割引率.....	30
3.3.3 MOCE.....	43
3.4 適格資本.....	54
3.5 所要資本.....	57
3.5.1 生命保険リスク.....	59
3.5.2 損害保険リスク.....	65
3.5.3 巨大災害リスク.....	68
3.5.4 市場リスク.....	83
3.5.5 信用リスク.....	106
3.5.6 オペレーショナルリスク.....	110
3.6 非保険事業.....	111
3.7 税効果.....	113
4. ESRに関する検証の枠組み.....	117
4.1 内部の検証態勢.....	118
4.2 外部専門家による検証のあり方.....	128
5. 内部モデル.....	143
6. ESRに基づく監督措置、第2・第3の柱.....	144
6.1 ESRに基づく監督措置.....	144
6.2 第2の柱.....	147
6.3 第3の柱.....	159
(別紙) 2021年フィールドテストの結果概要.....	164

1. はじめに

2020年6月26日に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」報告書¹(以下、「有識者会議報告書」)においては、新たなソルベンシー規制の枠組みについて、2024年春頃の基準の最終化、2025年4月より施行といったタイムラインを念頭に、2022年頃を一つのマイルストーンに設定して、国内フィールドテスト(FT)を活用した分析や国際的な動向も踏まえつつ、制度の基本的な内容(特に標準モデルの考え方)を暫定的に決定することを目指すべきと提言された。

また、同報告書における「保険会社におけるフォワードルッキングな態勢整備や、制度の趣旨・内容に関する外部のステークホルダーへの周知・理解の促進といった観点からは、制度検討の状況や方向性に関して、金融庁が十分な情報提供を行うことが望ましい」との提言も踏まえ、制度設計上の各論点に関する2021年6月時点における検討状況について、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する検討状況について」²(以下、「検討状況」)の公表を行った。

以後、金融庁においては、2021年6月から2021年12月にかけて実施したFTの結果分析や、保険会社及びその他の関係者との対話を通じ、2022年の暫定決定に向けた具体的な議論を行ってきた。本資料は、これまでの検討内容及び国際的な動向も踏まえて、新規制の基本的な内容に関する暫定的な結論及び基本的な方向性を示すものである³。

暫定決定の目的は、新規制導入の一定手前の時点でその基本的な内容を暫定的に決定し、システム投資等を含む保険会社の態勢整備を促進することである。その観点から、第1の柱の標準モデルの考え方及びESRに関する検証の枠組みが暫定決定の中心的な内容となっている。また、監督措置のあり方、第2の柱及び第3の柱に関連する論点については、新制度への円滑な移行に向けて今後検討を本格化させる必要があり、現時点において想定される主要な論点及び検討の方向性について、本資料に示すこととしている。

金融庁としては、本資料に記載された論点や方向性、ICSをめぐる動向等を踏まえつつ、FT等を通じた分析や関係者との対話を進め、新制度への移行が円滑に行われるよう、検討を継続していく予定である。

¹ https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200626_hoken/01.pdf

² https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/20210630/01.pdf

³ 本暫定決定において示した暫定的な結論については、特段の事情がない限り規制の最終化までに変更を行わないことを想定している。また、基本的な方向性として示した内容については、これを前提としつつ、規制の最終化に向けて詳細な議論を行っていくこととする。

2. 第 1 の柱に関する制度の枠組み

2.1 新規制導入に向けたタイムライン

有識者会議報告書では、新規制導入に向けたタイムラインについて、できるだけ早期に新たな制度に移行することが重要である一方、必要な準備期間や ICS に関する今後の作業スケジュール等も踏まえると、2025 年に新規制を導入することを前提としつつ、2022 年頃に制度の大枠を暫定的に決定し、2024 年春頃に最終化を行うといったタイムラインを念頭に置いて、着実に検討を進める必要があるとされている。

上記タイムラインに対して、保険会社からは主に以下のような意見が出されている。

- ✓ 国内規制における標準モデルについては、ICS を基本としつつ、日本の保険会社のリスク特性を踏まえた国内独自の調整や政策的な措置等を反映した基準の必要性を十分に議論する必要がある。
- ✓ ICS の内容が流動的なまま国内規制の最終化を行った場合、その後の ICS の見直しに伴っての国内規制の修正が必要となる可能性がある。保険会社における追加的なシステム開発コストが生じるおそれや商品戦略・投資戦略等の再調整が発生するおそれを回避する観点から、2024 年に予定されている ICS の最終化を踏まえつつ、国内規制を導入する必要がある。
- ✓ 日本の保険会社の国際進出が進む中、日本の資本規制が諸外国の規制と大きく不整合となる場合や過度に保守的な制度設計となる場合には、日本の保険会社が国際競争上で不利な立場に置かれるおそれがあることから、国際的なレベルプレイングフィールドを意識した基準について、十分に議論する必要がある。

有識者会議報告書で示されたタイムラインを踏まえ、新制度への円滑な移行に向けて、金融庁及び保険会社はこれまで着実に準備・検討を進めてきており、また ICS に関する今後の作業スケジュールに関しては、有識者会議報告書の公表時点から特段の変更は行われていない。こうした状況に鑑み、現時点においては 2025 年に新規制を導入することを前提として、引き続き着実な準備・検討を進めていくこととする。

上記のタイムラインの下、制度内容の検討においては、我が国の保険会社を取り巻く環境やリスクの変化に相応しい規制・競争環境を整備すべく、国際的な動向等も踏まえながら、保険会社及びその他の関係者との十分な協議を行っていくこととする。

2.2 連結規制の枠組み

2.2.1 新規制とICSの関係

有識者会議報告書において示されたとおり、我が国の新規制の標準モデルに関しては、ICS と基本的な構造は共通しつつ、例えば中小社等も含む我が国の保険会社のリスク特性等を適切に反映しているかといった点については、国内規制独自の論点として検討を行い、合理性が認められる場合には必要な範囲でICSからの修正を行うことが適当と考えられる。

他方、保険会社からは、国内・国際両面において競争環境を歪めるような規制とならないよう、全体像を俯瞰しながら制度のあり方について検討する必要があるといった意見や、ICSとは異なる基準に基づく連結規制を全保険会社に対して適用し、加えてIAIGに対して(国内独自の修正を行わない)ICSに基づく計算も求めた場合には、基準間の差異が大きくなると、保険会社の経営行動への制約や過剰な実務的な負担、更には契約者等の外部のステークホルダーに説明する際に混乱を招くといった意見も見られる。

以上を踏まえた我が国の新規制における標準モデルの基本的な考え方は、ICSの仕様と基本的な構造は共通にした上で、合理性が認められる範囲において国内独自の修正を行った基準を全保険会社に対して適用し、連結規制においてはこれをもってIAIGに対するICSの国内実施とすることである。なお、ICSからの修正に関しては、現時点において想定される基本的な内容を3章に示しており、新規制の最終化に向けて引き続き検討を行っていくこととする。

2.2.2 海外子会社に係る統合方法

ICSの原則的な考え方は、グループ全体を経済価値ベースで統一的に評価した連結バランスシートに基づき、適格資本及び所要資本を計算することである。このような考え方は、グループ全体にわたって一貫性のある統合リスク管理と整合的であり、その高度化に資するものと考えられることから、我が国の新規制においても原則的な取り扱いとして採用すべきものと考えられる。

他方、ICSとは異なるグループ資本規制の枠組みとして、合算手法と呼ばれる基準の開発が米国を中心に進められている。合算手法の具体的な内容は現時点では未定であるが、グループ内の各会社が所在する法域において適用される資本規制上の適格資本及び所要資本に対して、「スケーラー」と呼ばれる係数を乗じる等の一定の調整を行い、それぞれについてグループ全体で合算した数値に基づき連結ソルベンシー比率を算出することが基本的な考え方となっている。現在IAISでは合算手法が(国際基準である)ICSに対して比較可能な結果をもたらすかどうかに関する議論が行われており、ICSのモニタリング期間終了時(2024年末)までにその評価が行われ

る予定となっている。

こうした動きに関連して、生命保険業界からは、仮に合算手法が ICS と比較可能と認められた場合には、当該手法を採用した国で事業を営む子会社に対して、日本のソルベンシー規制として現地規制とは異なる基準での計算を求めることは、レベルプレイングフィールドの観点や実務負荷から問題が生じるおそれがあること、及び、米国とカナダの監督当局が、ICS の仕様は自国の IAIG の事業実態を適切に反映できておらず、合算手法が取り得る選択肢であるとの考えを表明していることから、IAIS における比較可能性評価に関する検討結果等を踏まえ、合算手法を採用する国に本店のある海外子会社に限定して、合算手法と統合的な評価になるよう、新規制において海外子会社に係る調整を行うことを認めて欲しい、といった意見が示されている。

上記の意見については、そもそも海外子会社の数値は連結 ESR の計算には含まれるものの、本邦規制においては海外子会社自身に単体 ESR の計算やその遵守を求めるものではないほか、比較可能性評価はあくまでもグループ全体の合算手法と ICS の結果に基づいて行われるので、その結果が一部の海外子会社の扱いについて直接的な含意を与えるものではない点を踏まえる必要があると考えられる。また、合算手法のように現地規制の数値を活用した計算を認めることは、保険会社における計算負荷を軽減できる面はあるものの、連結規制の枠組みが他法域の現地規制に左右されてしまい、特にそれぞれの規制の中身が大きく異なる場合は、外部ステークホルダーを含む ESR に関する情報利用者にとって数値の理解が困難となることも想定される⁴。

以上を踏まえると、現時点においては、合算手法を部分的に新規制に取り込むことについては慎重に検討することが必要と考えられる。ただし、合算手法の開発が進められている背景として、現在の ICS の仕様が一部の法域における事業実態を適切に反映できていないといった主張が見られる点については留意が必要である。我が国の保険会社の国際進出が進み、海外子会社の重要性が高まっている中で、ESR の計算においても海外事業の実態が適切に反映されることが重要である。そうした観点も踏まえ現在の ICS の仕様について引き続き検証を行い、必要に応じて改善を図っていくことにより、結果としてレベルプレイングフィールドを確保するという視点も重要である。

「3. 標準モデル」以降に記載のとおり、一部の標準モデルの仕様については、引き続き改善に向けた検討を行う必要があり、IAIS の議論の動向も踏まえつつ、我が国の規制として実態を反映

⁴ なお、欧州ソルベンシーII における連結ソルベンシー比率の計算は、連結会計法 (ICS と同様、連結されたデータに基づき計算する方法) がデフォルトの計算方法であるが、ソルベンシー制度に関する同等性を認めた国に所在する子会社等については、レベルプレイングフィールドの観点等も踏まえ、控除合算法 (子会社ごとの現地規制上の数値を所定の調整の上で合算する方法) と呼ばれる代替的な計算方法が認められている。ただし、連結会計法の適用が過度な負担となるかどうかや、控除合算法の適用がソルベンシー比率に重大な影響を与えないかどうか等を考慮の上で、適用の可否が評価されることとされている。

するために必要な方策について、継続的に検討を行っていくこととする。

また、連結 ESR の具体的な計算・検証においては、海外子会社の重要性の程度も踏まえ、過度な実務負担が生じないようにするとの観点も重要であり、「2.4 重要性を踏まえた実務的な取り扱い」と併せて、引き続き検討を行っていく。

2.2.3 連結 ESR の報告対象

現行の連結ソルベンシー・マージン比率(連結 SMR)では、保険会社は自身が保険契約を引き受けているため、保険持株会社に比べ、より厳格な取り扱いとする観点から、日本国内で免許を受けた保険会社を頂点とする連結については全て規制の対象となっており、「最上位ではない保険会社を頂点とする連結」についても計算を求めている。

本論点に関しては、現行制度との連続性を踏まえ、新規制においても同様の取り扱いとすることが考えられる一方で、「最上位ではない保険会社を頂点とする連結」については、その目的を明らかにした上で、新規制における要否を検討すべきといった意見も見られる。

連結 SMR は、グループ内他社の経営悪化が保険会社に与える影響を的確に把握すること等を目的として導入されたものであり、「最上位ではない保険会社を頂点とする連結」についても、単体ベースの計算において限定的にしか捉えられていない子会社等のリスクを捕捉することが可能となる。

他方、単体 SMR の計算において限定的にしか捉えられていない子会社等のリスクについては、国内における最上位の保険会社または保険持株会社を頂点とする連結ベースの計算において捕捉されている部分もあると考えられることから、ESR の計算に係る実務負担の大きさも踏まえ、新規制においては「最上位ではない保険会社を頂点とする連結」については計算を不要とするといったことも視野に入れつつ、実効的な監督の枠組みについて引き続き検討を行うこととする。

2.3 ESR の報告頻度・期限

現行制度における SMR は、業務報告書・中間業務報告書及び決算状況表において当局に報告され、事業年度終了 4 か月内及び 9 月末日から 3 か月以内の提出が求められている(保険業法施行規則第 59 条等)。

一方で、ESR の計算・検証に係る実務負担は、現行規制と比べて大きく増加する可能性がある点には留意する必要があるとあり、保険会社における態勢整備の観点からも、本暫定決定において以

下の暫定的な結論を示すこととする。

2.3.1 中間期末における ESR の取り扱い

上述のとおり、現行制度では年度末(3 月末)及び中間期末(9 月末)における SMR の報告を求めており、早期是正措置の基準として使用されている。ESR が規制として導入された後においても、期中における保険会社の健全性を適時・適切に把握し、必要な監督措置を講ずる観点からは、引き続き年度末のほか、中間期末における報告を求めることが適当と考えられ、これを暫定的な結論とする。

他方で、ESR の計算に係る保険会社の実務負荷の観点も踏まえると、中間期末における ESR の計算に関しては、例えば以下のような一定の簡便的な取り扱いを認めることも考えられる。

- 保険負債の現在推計や MOCE について、実績の発生率や契約ポートフォリオ等に前年度末からの大きな変動が認められない場合は、非経済前提の更新や保有契約の洗い替えについては、前年度末数値に対して一定の調整を加える、重要性等も踏まえて非経済前提は更新を実施しない、などにより簡便的に算出。
- 所要資本の計算について、例えば以下のような実務負荷が大きいと想定される要素に関しては、重要性も踏まえつつ一定の簡便的な方法により算出。
 - ✓ 巨大自然災害リスクについて、契約ポートフォリオや再保険契約等に大きな変動が認められない場合は、前年度末数値に対して保有保険金額等のリスクドライバーを用いた一定の調整を加えるなどにより算出。
 - ✓ ファンド等の間接的なエクスポージャーに係るルックスルーについて、当該ファンド等の運用方針や内容に大きな変動等が認められない場合は、中間期末で改めてルックスルーを行うのではなく、ファンド全体の運用資産の残高に関する「中間期末金額／年度末金額」を乗じるなどにより、各運用資産の残高を算出。

なお、上記はあくまで現時点において想定される手法の例示であって、会社間の比較可能性を確保する観点からは、中間期末における ESR 計算に関する仕様等を別途策定する必要があるものと考えられる。したがって、今後、中間期末における計算仕様等に関して実務的な観点から保険会社との協議を行った上で、当該仕様等に基づく FT 等を実施し、その妥当性を確認するといった進め方を念頭に、引き続き検討を行っていくこととする。

2.3.2 ESR の初回報告時期

中間期末の ESR 報告を求める場合、新基準に基づく ESR の初回報告時期を 2025 年 9 月末

からとするか、または 2026 年 3 月末からとするかの 2 通りが考えられる。

本論点に関しては、事業年度内における継続性の観点から、2025 年 9 月末から新基準に移行するという考え方があるものの、この場合、「2.3.1 中間期末における ESR の取り扱い」に記載したような 2025 年 3 月末基準の数値を用いた簡便的な計算が認められる場合であっても、規制として求められる数値の正確性・堅牢性を確保するためには、実質的に 2025 年 3 月末基準の数値作成時点(2025 年実施の FT)において制度導入時と同等の態勢整備が必要となり、準備期間が不足することになる、といった保険会社からの意見も見られることから、新基準に基づく ESR の初回報告時期については、2026 年 3 月末とすることを暫定的な結論とする。

一方で、有識者会議報告書においても指摘されたように、現行 SMR からの移行時においては、ESR の意味合いや現行 SMR との差異に関する十分な理解・周知がなされることが重要であり、例えば、(FT に基づく)2025 年 3 月末時点の ESR を参考値として現行 SMR と並行開示することや、2026 年 3 月末の規制導入前にステークホルダーへの説明機会を設けるなど、具体的な方策について今後検討を行っていく必要がある。

2.3.3 報告期限

2021 年実施の FT(FT21)における単体 ESR・連結 ESR の報告期限はそれぞれ 9 月末、11 月末としているが、FT 段階であり必ずしも十分な態勢が整備されていない点や、年度末決算・現行 SMR 等の作業時期と重なることを避ける点、仕様書の発出が 6 月頃となっている点等を考慮した期限としており、新規制導入後はより早期の報告期限とすることが適当である。

前述のとおり、現行 SMR(年度末基準)では事業年度終了 4 か月内の報告を求めており、新規制の報告期限についても、まずはこれをベースに検討することが考えられる。他方、SMR と比べて ESR の計算はより複雑であり、また、数値の算出・検証についてもより強固なガバナンスの下で実施されることが望ましいという点についても考慮すべきである。数値の正確性・堅牢性とそれを向上させるために要する期間は通常トレードオフの関係にあることから、規制上求めるべきガバナンスの水準を踏まえつつ、バランスの取れた実効的なスケジュールを検討する必要がある。

この点、実務的な視点からは、計算・検証実務の繰り返しを通じて必要な作業期間が短縮されていくことが期待されるため、欧州ソルベンシーII でも採用されたように、報告期限に関する経過措置を導入することも一つの有効な方策と考えられる⁵。

⁵ 欧州ソルベンシーII においては、報告期限については、規制導入時は会計年度終了後 20 週以内とされており、以後 14 週以内になるまで会計年度ごとに 2 週間ずつ短縮していくとの措置が採られた。

以上のとおり、報告期限については、ESR の目的及び特性を踏まえつつ、保険会社に過度な実務負担とならないようなスケジュール・方策について検討を行うことが重要である。さらに、ESR に関連する当局への報告内容や、検証に関する内容の粒度や深度、開示との関係等、関連する論点との関係性も踏まえて検討を行う必要がある。したがって現時点において結論を出すことはできないが、上記の内容も踏まえて引き続き検討を行っていくこととする。

2.4 重要性を踏まえた実務的な取り扱い

ESR の算出に係る実務的な負荷は現行 SMR に比べて高くなることを踏まえると、重要性に応じた取り扱いのあり方は、保険会社が態勢整備を進めていく上で重要な論点と考えられる。この点、ICS では「プロポーショナルリティ原則」として以下が規定されており、同様の考え方に則して新規制における取り扱いに関する整理を行うこととする。

計算及び評価は、プロポーショナルリティ原則に従うこととする。すなわち、ある特定の要素または方法を当該計算及び評価に適用した結果、得られる数値の質または当該数値に関連するリスクの評価が重要な改善を示さないにもかかわらず、複雑性が顕著に増加することを示せる場合、当該要素または方法を適用しない、あるいは簡素化することができる。

上記規定を踏まえると、ESR の計算は仕様書の規定に従い実施することが原則であるが、仕様書上で求められる原則的な計算方法に係る実務負荷が著しく大きい場合、計算結果の差異の重要性に応じた簡便的な取り扱いとすることも許容され得るものと考えられる。

FT においても、保険会社が仕様書と異なる手法を採用した要素について質問票への記載を求めており、例えば以下のような取り扱いが見られる。

- ✓ 連結ベースの計算において、小規模の海外保険子会社については、経済価値ベースへの評価替えを行わず、会計ベースのバランスシートをそのまま使用。
- ✓ 保険負債の計算における保証とオプションのコストについて、対象契約の全体に占める割合が軽微であることから、計算を行っていない。
- ✓ 保険負債の計算において、差異の重要性が軽微とみなされる商品については、会計ベースの金額を経済価値ベースの保険負債として使用。
- ✓ ファンドに係る市場リスク・信用リスクについて、厳密なルックスルーが困難な場合には、把握可能な情報に基づくみなし計算を実施。
- ✓ 信用リスクの計算において、格付区別のデータを厳密に把握することが困難な場合（例：再保険回収額）には、合理的なみなしによる按分計算を実施。

このような簡便的な取り扱いがどの程度認められ得るのかについては、各社の事業構造・特性や、個別の項目の規模・性質・複雑性等により異なってくる部分が大きいため、一律に決定できない面もあると考えられる。他方、規制として使用され、また外部に開示される数値であることを踏まえれば、不適切な取り扱いによって ESR に対する信頼性が低下し、情報利用者の意思決定に影響を及ぼす可能性も否定できない。したがって、保険会社の実務負荷とのバランスや準備状況を踏まえつつ、一定の基準を整備することが必要と考えられる。

まず、プロポーシヨナリティ原則に則して重要性に応じた簡便的な取り扱いを採用できるかどうかについては、以下のような点を考慮した一定の判断を要する点に留意が必要である。

- ✓ 原則的な取り扱いと比較した実務負荷の差異
- ✓ 原則的な取り扱いと比較した計算結果(特に最終的な ESR の計算結果)の差異
- ✓ 計算結果の差異が ESR の情報利用者の意思決定に与える影響

この点、例えばスイスのソルベンシー規制では、無視された情報や簡便法の採用によるソルベンシー比率への相対的影響が定量的閾値(10%)を超えてはならず、また監督介入の閾値を跨いではならないことが定められており⁶、我が国の新規制においても、こうした事例を参考に、「計算結果の差異が ESR に対して与える影響が X%未満であれば重要な差異とはみなさない」といった一定の定量的な基準を設けることも考えられる。

一方で、そもそも原則的な計算結果との差異を精緻に把握することは困難な場合も多く、また、複数の異なる要素に簡便法を採用した場合において、それらが組み合わさった影響を精緻に把握することの難しさも踏まえれば、生じる可能性がある影響の幅といった形でしか差異を把握できない状況が通常と想定される。

また、定量的な基準を設けた場合、その基準が過度に厳しい場合には、実務の柔軟性が損なわれ、プロポーシヨナリティ原則の本来的な目的を果たせなくなるおそれがある一方、実態に照らして基準が過度に緩い場合には、安易な簡便法の採用等によりリスク管理の高度化が阻害されるおそれもある。

したがって、仮に重要性に関する定量的な基準を設けたとしても、絶対的な基準ではなく、一定の幅があるものとして理解されるべきであり、最終的には会社の実務の実態や個別要素の性質等を総合的に勘案して判断の妥当性を確保することが適当と考えられる。

こうした判断の妥当性を確保するためには、関連する領域に関する知見を有し、かつ計算主体からの一定の独立性を持った検証主体が確認を行うことが必要である。この点に関しては、「4.1.1

⁶ 2017/03 FINMA Circular "SST" (07.12.2016)

内部の検証態勢の全体像」にて述べるように、ESR の妥当性検証の枠組みの中で、例えば検証責任者がこのような役割を担うことが想定される⁷。また、ESR の情報利用者である当局・外部への報告や開示といった点も重要である。

以上を総合すると、プロポーシヨナリティ原則の適用にあたっては、適用可否や採用する簡便法等について保険会社の実態を踏まえた一定の裁量を認めつつ、独立した検証や当局への報告、外部への開示等、多面的な視点を通じて判断の妥当性を確保する仕組みが適当と考えられる。金融庁としては、FT22 における情報収集等を通じて保険会社の実務の実態について理解を深めつつ、適切な運用が行われるような制度設計について 2023 年頃に具体的な方向性を示すといったタイムラインを念頭に、引き続き検討を行うこととする。

⁷ FT において提出を求めている「保険負債の検証レポート」の中でも、保険負債の計算に用いた簡便法の妥当性について記載することとしている。

3. 標準モデル

「検討状況」でも述べたとおり、新規制の標準モデル(全保険会社が利用可能なESRに関する基本的な計算モデル)については、ICS version2.0と基本的な構造は共通にする一方で、ICSが国際的に活動する保険グループ(IAIG)を対象とする連結ベースの基準として設計されたものであることを踏まえ、例えば以下のような点については、国内規制として相応しいものとなるよう独自の論点として検討を行い、リスク管理の高度化の促進に資するものとなるよう、必要な範囲でICSからの修正や明確化を行うことが適当と考えられる。

- 中小社等も含む我が国の保険会社のリスク特性等を適切に反映しているか
- 連結ベースに加えて単体ベースの基準にも ICS の考え方を準用する場合に問題が生じないか
- 上記のほか、ICS において詳細な取り扱いや計算方法が規定されていない部分に関して、国内規制として実務的な観点を踏まえた取り扱いの明確化を行うこと

標準モデルは制度全体の基盤としての性質を持ち、また新規制導入に向けた態勢整備(必要なデータベースの整備など、ITシステムの整備開発等を含む)には相応の準備期間が必要と考えられる。暫定決定以降に標準モデルの仕様が大きく変更された場合、システム開発や態勢整備に手戻りが生じる可能性や、ESRの水準が大きく変わることによって経営行動自体に影響を与える可能性もあるとの意見も踏まえ、新規制への円滑な移行に支障を与えることがないように、暫定決定において可能な限り具体的な方向性や対応の幅を示すことが重要である。

こうした点を踏まえ、本暫定決定においては、「検討状況」にて取り上げた論点を中心に、上記の観点から優先度の高いものについて、保険会社やその他の関係者との議論を行った結果を踏まえた暫定的な結論及び基本的な方向性を示すこととしている。

なお、以下に挙げる点については、ESR の水準に大きな影響を及ぼさない範囲で継続的に仕様の改善を図っていくことが適当であり、暫定決定以降も引き続き FT や関係者との対話等を通じて検討を行っていくこととする。

- リスク係数等のパラメータや、仕様に係る技術的な調整・明確化など、保険会社のシステム開発・態勢整備への影響が小さいことが想定される論点
- ICS において継続的な検討が行われている論点
- 政策的措置及び経過措置に関する論点

なお、特に断りのない限り、標準モデルの仕様及び定量データに関する以降の記載は、FT21に基づくものとする。

3.1 連結の範囲

FT では、連結ベースの計算における連結の範囲は基本的に会計基準に準拠することとしており、会計上で重要性の原則から連結対象外としている子会社については、基本的に連結の範囲から除外されることとなる。

他方、現行の連結 SMR においては、金融危機の教訓等を踏まえ、金融子会社に関してはより網羅的にリスクを把握する観点から、会計基準上は重要性の原則から連結対象外となる金融子会社であっても、原則として連結の対象に含めることとされている。

こうした経緯を踏まえると、新規制においても現行規制と同様に、会計基準上は連結対象外となる金融子会社を ESR の計算上は連結対象に含めることも考えられる。本論点に関してこれまで寄せられた保険会社からの主な意見は、以下のとおりである。

- ESR の算出に係る実務的な負荷は現行 SMR に比べて高くなることや、金融子会社についても重要性の原則を適用する現在の FT の取り扱いであっても、重要な子会社については連結の範囲に含まれることを踏まえれば、当該取り扱いの変更が ESR に与える影響は小さいと考えられるため、当該取り扱いを維持することが望ましい。
- 会計基準上の重要性の原則の観点から対象外となった金融子会社に対しては、リスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)等の枠組みでリスクをカバーすることは可能であり、ESR に与える影響から重要と判断された場合は計算の対象に含めることも考えられる。

連結対象とする子会社の範囲について、全ての子会社を一律に連結対象とすることは過度な実務負荷となり得る一方で、会計基準上の重要性だけでは必ずしも ESR に与える影響の重要性を把握できない可能性がある。これを踏まえ、本論点に関する暫定的な結論として、連結対象とする子会社については基本的に会計上の取り扱いに準拠しつつ、ESR に与える影響から保険会社が重要と判断した金融子会社についても連結対象とすることとする。

ESR に与える定量的な影響度を厳密に把握するためには、実際の連結作業が必要となるため、重要性の判定においては、定性的な観点も含めた総合的な判断が必要と考えられる。判断の妥当性を確保する観点からは一定の基準が必要と考えられるところ、例えば以下のような着眼点に基づき、今後の FT 等を通じて具体化を進めることとする。

- ✓ 当該子会社が保有する資産・負債の規模及びリスク特性を踏まえた、当該子会社がグループ全体の ESR に与え得る影響
- ✓ 当該子会社に対してセクター別資本要件が適用される場合、当該資本要件の充足性

- ✓ 保険グループの ORSA や統合的リスク管理(ERM)等における当該子会社に対するリスク評価
- ✓ 三つの防衛線の考え方に基づく第2線の検証機能(「4.1.1 内部の検証態勢の全体像」参照)による連結の範囲の適切性評価

なお、連結対象となった子会社について、計算に必要な情報を取得することが困難な場合など合理的な理由がある場合においては、現行の連結 SMR と同様に、当該子会社への出資額を適格資本から控除するといった代替的な取り扱いが考えられる。この点についても、併せて今後検討を行うこととする。

3.2 バランスシート

3.2.1 出発点となる会計ベースのバランスシート

ESR の算出にあたっては、会計ベースのバランスシートを出発点として、保険負債等について経済価値への評価替えを行うことで、経済価値ベースのバランスシートを作成することとなっている。現在の FT では、日本の会計基準(以下、「日本基準」)に基づくバランスシートを出発点とすることを想定した仕様となっており、新規制においても、当該取り扱いが基本的な考え方となる。

他方で、一部の保険会社からは、国際的に IFRS17 号(保険契約に関する国際財務報告基準)が 2023 年から適用される予定であることに伴い、国内においても経済価値で評価される IFRS ベースの財務諸表を利用して、効率的に ESR を算出するニーズについても、言及があった。

IFRS は合理的な見積りに基づく将来キャッシュフローに関する期待値や観察可能な市場価格と整合的な市場変数に基づき保険負債を評価するなど、経済価値ベースの考え方と整合的なアプローチが採用されており、単体と連結の差異(IFRS は連結が対象)や、具体的な保険負債等の計算では両者に差異が生じる可能性には留意が必要であるが、ESR の効率的な計算・検証に活用していくことも可能と考えられる。

上記を踏まえると、新規制においては、日本基準に加えて IFRS に基づくバランスシートを出発点とした ESR の算出を認めることを基本的な方向性としつつ、具体的な内容については、IFRS と ESR の差異に留意しつつ、今後検討を深めていくこととする。

3.2.2 バランスシートの勘定科目

ESR の計算に用いるバランスシートの勘定科目は、基本的に ICS のデータコレクション⁸におけるバランスシートに準拠しており、日本の保険会社が通常の決算等で使用している勘定科目とは異なる部分も多い。

この点に関して、一部の保険会社からは、会社によって表示方法に差異が生じ得る点や、通常使用している勘定科目からの分解や組替えに係る負荷も少なくないことから、日本の保険会社が通常使用している勘定科目に変更するか、勘定科目のマッピングを例示して欲しいといった要望があった。

上記の意見を踏まえ、今後、現在の FT で使用している勘定科目からの見直しを行うこととする。

⁸ <https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/insurance-capital-standard>

具体的な勘定科目については、現行の決算状況表の科目区分をベースとし、ESR の計算上で必要な区分及び当局における分析・モニタリングに必要な区分について調整を行ったものとするを想定している。

なお、勘定科目の見直しについては、2022 事務年度以降、保険会社からの意見も踏まえつつ見直し内容について検討を行い、例えば FT23 から変更するといった対応が考えられる。また、「3.2.1 出発点となる会計ベースのバランスシート」で述べた会計ベースのバランスシートが IFRS に基づく場合の勘定科目についても、同様に今後検討を行うこととする。

3.2.3 保険負債以外のバランスシート項目に係る評価基準

FT の仕様書では、保険負債以外の一部の項目についても時価（公正価値）評価を求めているが、評価基準が必ずしも明確になっていない点が指摘されている。この点に関して、バランスシート全体を可能な限り経済価値ベースで整合的に評価する観点から、以下の取り扱いを暫定的な結論として定めることとする⁹。

➤ 市場価格がない株式等及び組合等への出資

資産及び負債に計上されている全ての金融商品（適格資本に算入される負債は除く。「金融商品会計基準」の市場価格のない株式等及び「金融商品会計に関する実務指針」の組合等への出資を含む。ただし、子会社株式及び関連会社株式は除く。）は、時価で評価することとする。なお、時価の定義や時価をどのように算定すべきかについては、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」に従うこととする。¹⁰

子会社株式及び関連会社株式は、日本基準の会計上の評価に基づくこととする。ただし、外貨建の子会社株式及び関連会社株式は、基準日時点の為替レートで再評価することとする。また、子会社株式について、ルックスルー・アプローチを適用する場合を除く。

➤ 不動産

賃貸等不動産は、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」及び「賃貸等不動産の

⁹ なお、時価が会計上の評価と近似している場合や、金額的重要性が高くないことも想定されるため、時価評価はプロポーシヨナリティ原則を踏まえ重要性の程度に応じて実施することが考えられる。

¹⁰ 「時価の算定に関する会計基準」の第 28 項における「例えば、市場価格のない株式等については、時価評価しないこととされている。」との記載や「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の第 49-17 項における「組合等への出資の会計処理については、...時価をもって貸借対照表価額とすることは求めておらず」との記載に関わらず、市場価格のない株式等及び組合等への出資についても時価で評価することとする。

時価等の開示に関する会計基準の適用指針」で示される時価に基づき評価することとする。賃貸等不動産以外の不動産は、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」で示される「正味売却価額」を算定する場合に用いられる時価に基づき評価することとする。

➤ 保険約款貸付

保険約款貸付についても、上記「市場価格のない株式等及び組合等への出資」と同様、時価で評価することとする。なお、現在推計と相殺せず投資資産の内訳として取り扱うこととする。

3.3 経済価値ベース評価手法

3.3.1 現在推計

「検討状況」では、保険負債の現在推計に関する仕様書の解釈等により多様性が生じ得る点については、数値の妥当性や一定の比較可能性の確保という観点から、以下のような点を当局が追加的なガイドラインとして定めることが考えられるとしている。

- ① 保険負債の評価手法に係る一定程度の統一的な取り扱いや、手法選択における留意点・着眼点等
- ② 保険負債の妥当性を確保するために最低限対応すべき検証の手法やプロセス、留意点・着眼点等

これを踏まえ、金融庁では、保険会社やその他の関係者との対話等を通じて、ガイドラインの策定に向けた検討を進めてきた。「3. 標準モデル」において述べたとおり、本暫定決定の目的は、保険会社のシステム開発や態勢整備を促進し、新規制への円滑な移行に支障を与えることがないよう、可能な限り具体的な方向性や対応の幅を示すことである。保険負債の現在推計については、計算・検証実務への影響や ESR への影響等が大きいことが想定されることから、本暫定決定において、ガイドラインの導入を基本的な方向性としつつ、現時点までの検討内容を踏まえたガイドラインの基本的な要素及び考え方をガイドライン(案)として示すこととする。

なお、ガイドライン(案)に関する以下の内容は、正式導入に向けた素案としての位置付けであり、ガイドラインの制定に向けた実態把握や対話のためのものである。金融庁としては、今後の FT を通じた実態把握や、ガイドラインの内容や実行可能性等について関係者と対話を行うとともに、ICS をめぐる国際的な動向も踏まえつつ、新制度の最終化に向けて引き続き検討を進めていくこととする。

また、ガイドラインの位置付けとしては、法令レベルで定める保険負債の評価・検証に関する基本的要件を補完するものとして、各社の個別の状況等を踏まえた自主的な努力を尊重しつつ、数値の妥当性や一定の比較可能性を確保するものとするのが適当と考えられるが、以下の点やプロポーショナルリティ原則との関係にも留意する必要がある、引き続き検討していくこととする。

- ✓ FTの仕様書およびガイドライン(案)に含まれる項目のうち、会社間での統一的な取り扱いの原則とするものについては、法令レベルで定めることが必要であるが、その具体的線引きについては今後関係者との議論が必要。
- ✓ FTの仕様書およびガイドライン(案)に含まれる項目のうち、想定される手法の例示等の技

術的・実務的な内容のようなものは、金融庁と日本アクチュアリー会等が連携して検討するガイダンスとして位置付けることが適当と考えられるが、ガイドラインとの関係性や役割分担について今後関係者との議論が必要。

3.3.1.1 事業費に係るキャッシュフロー予測

「検討状況」において述べたとおり、事業費に係るキャッシュフロー予測については、商品やチャネル等の特性に応じた様々な実務の存在が確認されており、画一的な対応を求めることは、必ずしも保険負債の適切な評価とはならない点に留意する必要がある。

一方で、現在推計に与える影響の大きさに鑑みると、日本アクチュアリー会から示された例示（「仕様書における計算手法及びモデルに関する技術的検討（別紙 1-4）「事業費に係る将来キャッシュフロー」について」¹¹⁾）等を踏まえて、各社において適切な計算・検証実務を構築していくとともに、恣意的な運用がなされないかどうかといったガバナンスの観点も重要と考えられる。以上の観点から、以下のガイドライン（案）を示すこととする。

<ガイドライン（案）>

対象とする事業費、新契約費と維持費の区分や維持費の配賦方法等については、下記の点に留意しているか。

- ✓ 対象とする事業費、新契約費と維持費の区分、維持費の配賦方法等に関する設定については、各社の事業実態等を踏まえた合理的なものとなっているか。
- ✓ 対象とする事業費、新契約費と維持費の区分、維持費の配賦方法等に関する設定プロセスや、実施した例外的な取り扱いについて、適切に文書化しているか。

また、事業計画の見直しによる影響や、会社規模の変動や生産性・効率性の向上の影響などによる将来の事業費の変動を前提条件に反映する場合は、現実的、客観的かつ検証可能なデータや情報に基づくこととし、特に以下の点に留意することとする。

- ✓ 事業計画の見直しによる影響をキャッシュフロー予測に反映する場合、当該事業計画の見直しが取締役会等から承認を受けているか。
- ✓ 会社規模の変動や生産性・効率性の変化（新契約の停止等に伴う会社規模の縮小を含む）による事業費率への影響をキャッシュフロー予測に反映する場合、事業計画等を踏まえた客観的かつ現実的な予測となっているか。
- ✓ 将来の事業費の変動に関する前提が現在推計に与える影響額を把握しているか。

¹¹⁾ <https://www.actuaries.jp/lib/report/pdf/hoken-fusai/1-4.pdf>

3.3.1.2 保証とオプションの評価対象

保証とオプションの評価については、その対象範囲は仕様書上明確になっておらず、一定の明確化が必要との意見も見られる。他方で、評価対象とすべきかどうかは、各社の契約者属性や商品特性等によって異なるものと考えられる。そのため、画一的に評価対象を定めるのではなく、ガイドラインに評価対象を例示することで、各社においてこれを参考としつつ、自社の実態や重要性に応じて評価対象を決定することが適切と考えられる。

<ガイドライン(案)>

保証とオプションの評価対象は、あらかじめ定められた契約条件で、原資産ポートフォリオの投資リターン、インデックスのパフォーマンス等の金融指標の変動の結果として、保険契約者が保険会社に損失を移転するまたは追加の利益を受け取る可能性がある保険契約等とし、評価対象になり得る例として以下が挙げられる。

- ✓ 動的解約(金利など外部環境の変化に伴う保険契約者の解約行動の変化による影響)
- ✓ 契約者配当
- ✓ 変額保険・変額年金の最低保証(最低死亡保障等)
- ✓ 利率変動型商品の最低予定利率保証

なお、上記にかかわらず、販売チャネル、商品特性・実績などを踏まえ、各社が適切かつ重要と考える保証とオプションを評価対象とすることとする。

3.3.1.3 確率論的手法による計算に用いる経済シナリオ

保証とオプションの評価においては、経済シナリオジェネレータにより生成した経済シナリオを用いた計算実務が見られる。シナリオ作成に用いたモデルや較正等によって結果が大きく異なることも想定されるため、一定程度の比較可能性やシナリオの妥当性を確保する観点から、ガイドラインにおいて留意点・着眼点を明確化することが考えられ、以下のガイドライン(案)を示すこととする。

<ガイドライン(案)>

保証とオプションの評価において用いられる経済シナリオ(自社以外が設定したシナリオを用いる場合も含む)については、下記の点に留意し各社が適切と考えるシナリオが設定されているか。

- ✓ 必要性や実行可能性等を踏まえ、各社が適切と考えるシナリオの妥当性確保のための取り組みを定期的(例えば1年に1回)に行っているか。なお、当該取り組みとしては、例えば以

下が挙げられるが、これらを必須とするものではなく、またこれらに限定されるものではない。

- マルチンゲールテスト(各シナリオの元本とリターンの平均値が無裁定性を満たすことの確認)の実施などの数理的な検証
 - 評価日時点の市場環境との整合性の確認
 - 相関などのパラメータに関する市場データとの比較
 - 特性の近いオプションの市場価値との比較、整合性の確認
 - イールドカーブなどの前提やリスク評価との整合性の確認
- ✓ 使用したデータ、設定手法、モデルなど適切に文書化を行っているか。

3.3.1.4 保険契約者行動

仕様書では、「保険契約者行動に関する前提条件は、将来期待される行動を表しているとみなせる範囲で、可能な限り適切な統計上及び経験上の証拠に基づくこととする。」としている。一方で、適切な統計上及び経験上の証拠に基づいて作成することが困難な保険契約者行動に関する前提条件(例えば、日本における金利上昇時の解約の増加など)も存在し、そうしたものはエキスパート・ジャッジメントに頼らざるを得ない場合も考えられる。このような契約者行動のモデリングに関して、各社において適切な取り扱いが行われるよう、以下の点をガイドライン(案)として示すこととする。

<ガイドライン(案)>

- ✓ 適切な統計上及び経験上の証拠に基づき保険契約者行動に関する前提条件を設定するには、V.2.3.「データ品質及び前提条件の設定」の規定に留意することとし、またその際、市場金利、為替等の外部環境及びその他オプションの行使状況に影響を与え得る要因を考慮することとする。
- ✓ 適切な統計上及び経験上の証拠に基づき保険契約者行動に関する前提条件を設定することが困難な場合、エキスパート・ジャッジメントに基づいて設定することができる。この場合、重要性等を踏まえ以下の点に留意しているか。なお、「3.3.1.6.1 前提条件に関する一般的事項」に記載のエキスパート・ジャッジメントに関する事項にも留意すること。
 - 必要性や実行可能性等を踏まえ、各社が適切と考える妥当性確保のための取り組みを定期的(例えば1年に1回)に行っているか。当該取り組みとしては、例えば以下が挙げられるが、これらを必須とするものではなく、またこれらに限定されるものではない。
 - ◇ 過去の契約者行動との比較などのバックテスト
 - ◇ 複数の合理的なモデルが存在する場合には、モデル毎の結果の主要な差異や当該差異に対する考察を踏まえたモデル選択の適切性の確認

3.3.1.5 元受契約に関する契約の境界線

仕様書では、認識している保有契約に関する将来保険料（及び関連する保険金ならびに経費）のうち次に掲げる日のいずれかを超える部分は、保険会社が保険契約者に対して保険料の支払を強制できることを示せない場合、かつ強制させる意図があることを示せない場合には、現在推計において考慮しないこととしている。

- a. 保険会社が、当該保険契約を終了させるまたは支払期日が到来した保険料の受領を拒否できる一方的な権利を有する日
- b. 保険会社が、当該保険契約の保険料または給付金を、リスクを完全に反映するように変更できる一方的な権利を有する日

本仕様の解釈については必ずしも明確ではなく、規制として必要な比較可能性を確保する観点から、ガイドラインにより一定の明確化を図ることが適当と考えられる。

なお、特に団体保険に関して、保険会社の内部管理上では、更新により保障が継続される蓋然性が高いことなどを踏まえて、更新後契約を契約の境界内に含めている事例も見られる。他方、規制上の取り扱いとしては、契約の境界線の決定において経済実態を優先するアプローチを用いた場合には、キャッシュフロー予測における不確実性及び裁量の程度を上昇させるものと考えられ、会社間で一定の比較可能性を確保する観点等を踏まえ、契約の法的側面を優先する解釈とする。

<ガイドライン(案)>

「a. 保険会社が、当該保険契約を終了させるまたは支払期日が到来した保険料の受領を拒否できる一方的な権利を有する日」については、約款等により保険会社が当該権利を有することが規定されている場合、「経済実態の優先」を適用せず、約款等の法的な権利を優先すると解釈する。

「b. 保険会社が、当該保険契約の保険料または給付金を、リスクを完全に反映するように変更できる一方的な権利を有する日」の「リスクを完全に反映」できるとは、少なくとも保険金支払実績等を活用し、リスク顕在化の影響を反映した保険料率または保険金の設定が可能な場合と解釈する。

3.3.1.6 前提条件の設定及びデータ品質

3.3.1.6.1 前提条件に関する一般的事項

現在推計の計算に用いる前提条件については、各社のリスク特性を適切に反映するという観点からは、各社が適切な判断の下で最も妥当な手法に基づき設定することが重要と考えられる。他方で、一定程度の比較可能性やシナリオの妥当性を確保することも重要と考えられることから、ガイドラインにおいて前提条件の設定に関する留意点・着眼点を明確化することが考えられ、以下のガイドライン(案)を示すこととする。

<ガイドライン(案)>

現在推計の計算に用いる前提条件を設定する際には、重要性等を踏まえ、以下の点に留意しているか。

- ✓ 前提条件の設定は、商品別、性別、年齢別、経過年数別等、リスク特性の差異に応じた適切な区分ごとに設定しているか。また、必要に応じて一定のグルーピングを行うなど、十分なデータ量が確保されるよう留意しているか。
- ✓ 前提条件の設定プロセスは例外的な取り扱い等も含めて適切に文書化しているか。
- ✓ エキスパート・ジャッジメントに基づき前提条件が設定された場合は、設定された前提条件、当該前提条件を使用することによる現在推計への影響、エキスパート・ジャッジメントの根拠、関与した専門家及び専門家の適格性に関する情報(資格、経験等)などを適切に文書化しているか。
- ✓ エキスパート・ジャッジメントの実施プロセスは適切に文書化され、実施されたエキスパート・ジャッジメントは、その重要性に応じて十分に上位のレベルで承認されているか。
- ✓ 不確実性の源泉となり得る主要な前提条件について、現在推計に与える影響額を感応度分析等によって把握しているか。
- ✓ 現在推計と実績の比較を行い、その差異について合理的に説明可能であることを確認しているか。また、必要に応じて前提条件の設定方法等の改善を検討するプロセスを構築しているか。

3.3.1.6.2 死亡率等への将来に向けたトレンドの反映

死亡率等のトレンドの反映方法については、多くの生保会社において「重要なエキスパート・ジャッジメント」として位置付けられており、各社の実態を適切に反映する観点からは、基本的には個社判断に基づく設定が妥当と考えられる一方、現在推計に大きな影響を及ぼすことも想定されるため、各社においてその妥当性が適切に検証されることが重要と考えられる。

本論点については、規制上の適切な取り扱いを確保するため、日本アクチュアリー会から示さ

れた例示(「経済価値ベースの保険負債評価の妥当性検証に関する 2020 年度における検討結果 別紙 2-2「前提条件」について」¹²⁾)等を踏まえつつ、以下のガイドライン(案)を示すこととする。

<ガイドライン(案)>

死亡率等の保険関係の前提条件に対する将来に向けたトレンドの反映については、各社の実態を踏まえ合理的な判断に基づき実施することとするが、この場合、必要性や実行可能性等を踏まえ、例えば以下のような観点から客観性を確保するための取り組みを行っているか。

- ✓ 将来人口動態予測などの公的データや公的医療制度などの社会的トレンド等との整合性を確認しているか。
- ✓ 引受条件や給付内容などの商品特性との整合性を確認しているか。

3.3.1.6.3 実績が未判明なものや新商品における前提条件の設定方法

販売開始から間もない商品など、前提条件の設定において自社の実績データが十分でない場合において、類似商品の実績データや外部データ、保険料設定時に使用した前提条件等を使用するといった実務が見られる。

この点、仕様書では、「自身の経験からは、限定的な、または信頼性の低いデータしか利用できない場合は、その他のデータソースで補うこととする。ポートフォリオの特性が、使用される外部データに表れる母集団の特性と異なる場合、ポートフォリオのリスク特性との整合性を確保するために、外部データの調整を行うこととする。」としていることから、ガイドラインにおいてこれを明確化することが考えられ、以下のガイドライン(案)を示すこととする。

<ガイドライン(案)>

販売開始から間もない商品等において、実績データが十分でない場合には、類似商品の実績データや外部データ、保険料設定時に使用した前提条件等を使用することができるが、使用するデータが自社ポートフォリオのリスク特性と整合的であることを確認し、必要に応じてデータの調整を行うこととする。なお、外部データを用いる場合は、「3.3.1.6.7 外部データ」に記載した事項についても留意すること。

3.3.1.6.4 前提条件における巨大災害の反映

前提条件の設定においては、過去データでは捉えられていない、現在推計に影響を与え得る

¹²⁾ <https://www.actuaries.jp/lib/report/pdf/hoken-fusai/2-2.pdf>

事象を考慮することとしており、例えば実績データに基づく死亡率・発生率に対して、極限事象(大地震やパンデミック)の影響を考慮した上乗せや調整を行う、または極限事象も含む期待値を自然災害モデル等により合理的に算出することが考えられる。

このような低確率の極限事象を現在推計にどの程度反映すべきかについては、契約内容や金額的重要性等も踏まえる必要があることから、統一的な規定を設けるのではなく、各社において実態に応じた取り扱いとすることが適当と考えられる。一方、各社の自律的なリスク管理の高度化を促す観点から、取り扱い例をガイドラインに記載することが考えられ、以下のガイドライン(案)を示すこととする。

<ガイドライン(案)>

過去データでは捉えられていない、現在推計に影響を与え得る事象として、契約内容や金額的重要性等も踏まえ、必要に応じて例えば以下のような調整を行っているか。

- ✓ 生命保険契約において、実績データに基づく死亡率・発生率に対して、極限事象(大地震やパンデミック)の影響を考慮した上乗せを行う。
- ✓ 損害保険契約において、実績データに基づく損害率に対して、過去データでは捉えられない大規模な自然災害等の影響を考慮した上乗せや調整を行う、または大規模な自然災害等も含む期待損害率を自然災害モデル等により合理的に算出する。

3.3.1.6.5 一時的な要因により生じた実績データの除外

前提条件の設定に用いる実績データに一時的な要因により増加または減少した金額が含まれており、こうした傾向が今後継続しないと判断する場合、将来キャッシュフロー予測の基礎から除外するなどの調整を行うことが考えられる。

一方、当該増加または減少が一時的かどうかについては判断を要する。一時的な増加または減少ではないにもかかわらず将来キャッシュフロー予測の基礎から除外することで、保険負債が適切に評価されなくなる懸念もあるため、以下のガイドライン(案)を示すこととする。

<ガイドライン(案)>

将来キャッシュフロー予測に用いるデータに一時的な要因により生じた実績データが含まれており、こうした傾向が今後継続しないと判断する場合、将来キャッシュフロー予測に用いるデータから当該実績データを除外するなどの調整を行うことができるが、この場合、例えば以下の点について留意しているか。

- ✓ 当該実績データが一時的な要因によるものであるという合理的な判断根拠があるかどうか。
- ✓ 当該調整が現在推計に与える影響額を把握しているか。
- ✓ 一時的な要因による影響を考慮した取り扱いが前提条件間で整合的に行われているか。

3.3.1.6.6 データ品質における「正確性」、「完全性」及び「適切性」の基準

仕様書では、現在推計の計算に用いるデータの選択において、データの正確性、完全性及び適切性の基準に基づくデータ品質について考慮することとされており、ガイドラインにおいて当該基準を明確化することが考えられるため、以下のガイドライン(案)を示すこととする。

<ガイドライン(案)>

「正確性」

- ✓ データに重大な誤りや欠損がない。
- ✓ 適時かつ時系列で整合的に記録されたデータである。
- ✓ 同一の推定に使用されるデータにおける期間ごとのデータの集計方法や処理方法が整合的である。

「完全性」

- ✓ 基礎となるリスクの特性を評価し、リスクの傾向を特定するために、包括的・網羅的で十分な過去の情報が含まれている。
- ✓ 現在推計の計算に使用するデータから、関連するデータが正当な理由なく除外されていない。

「適切性」

- ✓ 使用目的に照らして十分な関連性を有し、また客観的でバイアスを含まないデータである。
- ✓ 自社の保険契約の状況を適切に反映しているデータである。
- ✓ 現在推計の計算で行われた推定において、推定誤差が大きくなるに十分な量と性質のデータが確保されている。

上記の基準を満たすため、例えば以下のような取り組みを実施しているか。

- ✓ データ品質の毀損やデータ改ざん等の防止のため、データ編集等の権限を制限するなど、データに関する適切な統制を整備しているか。
- ✓ データソース、データの収集・処理の方法、データの更新プロセス(定期的な更新のタイミング・追加の更新を要する状況を含む)など適切に文書化を行っているか。
- ✓ 特に正確性、完全性及び適格性の基準を満たさないデータを利用する場合、データに内在する主要な不確実性または限界を特定し、当該不確実性または限界に対して適切な是正措

置を講じているか。また、それらについて文書化を行っているか。

3.3.1.6.7 外部データ

「3.3.1.6.3 実績が未判明なものや新商品における前提条件の設定方法」に記載したように、自社の実績データが十分でないなどの理由で、現在推計の計算に用いる前提条件の設定に外部データを使用することが想定される。この場合、外部データの使用の適切性及び使用する外部データの品質について慎重に検討を行う必要があり、主な留意点をガイドライン(案)として示すこととする。

<ガイドライン(案)>

外部データを使用する場合には、「3.3.1.6.6 データ品質における「正確性」、「完全性」及び「適切性」の基準」に定めるデータ品質の基準に加え、重要性に応じて以下の点に留意しているか。

- ✓ 自社内部のデータを使用するよりも外部データを使用することが適切とみなされる合理的な理由はあるか。
- ✓ 使用する外部データのデータソース、及び当該データの基礎となる前提条件及び方法論(データが対象とする期間において実施された前提条件及び方法論に対する変更の内容を含む)を可能な範囲で把握しているか。
- ✓ 外部データの基礎となる前提条件及び方法論は、自社のリスク特性を反映するために適したものとなっているか。

3.3.1.6.8 データが不十分な場合における計算手法

データが不十分であることにより信頼性の高い保険数理的手法が適用できない場合には、適切な近似計算により代替することができるが、これについて妥当性を確保するためのガイドライン(案)を示すこととする。

<ガイドライン(案)>

データが不十分であることにより信頼性の高い保険数理的手法が適用できない場合、以下の要件を全て満たすことを条件に、代替的な手法として適切な近似計算を行うことができる。ただしプロポーシヨナリティ原則に則して重要性に応じた簡便的な取り扱いを採用する場合には、この限りではない。

- ✓ データの不足が、外部データを使用しても改善できないこと。
- ✓ データの不足を改善するためにデータを調整することが、近似計算以上に合理的ではないこ

と。

なお、データの不足が、現在推計の計算に使用されるデータの収集、保存、または検証のための内部プロセスが不十分であることに起因したものでないかどうかを確認し、内部プロセスの不備に起因する場合には、極力その不備を解消し、データの確保に努めるものとする。

3.3.1.7 マネジメント・アクション

将来のマネジメント・アクションを考慮する際には、客観的、現実的かつ検証可能であることや、事業慣行及び事業戦略を変更する十分な証拠がない限り、基準日時点の慣行及び戦略に整合的なものとするのが定められている。これらの点については解釈に幅があり得るとも考えられることから、ガイドラインにおいて一定の明確化を図ることが考えられ、以下のガイドライン(案)を示すこととする。

<ガイドライン(案)>

現在推計の計算において将来のマネジメント・アクションを認識する場合には、以下の点に留意しているか。

- ✓ マネジメント・アクションが客観的、現実的かつ検証可能であることを確認しているか。例えば、以下のような点に留意しているか。
 - 過去の実際のマネジメント・アクションと比較して、想定される将来のマネジメント・アクションが現実的なものとなっているか。
 - マネジメント・アクションの実施内容、マネジメント・アクションが実施される特定の状況などが、取締役会等において承認された方針や社内規程等に反映されているなど、特定の状況下でマネジメント・アクションが実行される蓋然性が高いことについて、第三者が検証可能か。
 - 現在推計におけるマネジメント・アクションの設定方法や設定内容の根拠など適切に文書化を行っているか。
 - 保険契約者に対する義務や規制等の法的要件に矛盾しないものとなっているか。
 - 複数のマネジメント・アクションを認識する場合、それぞれのマネジメント・アクション間で不整合が生じていないことを確認しているか。

3.3.1.8 計算手法・モデル及び前提条件の変更

現在推計の計算に用いる計算手法・モデルや前提条件について、前回の計算から変更を実施する場合には、恣意的な変更が行われないようなガバナンスを確保する必要があり、以下のガイ

ドライン(案)において主要な着眼点を示すこととする。

<ガイドライン(案)>

現在推計の計算において計算手法・モデルまたは前提条件の変更を行う場合、以下の点に留意しているか。

- ✓ 計算手法・モデルまたは前提条件の変更プロセスは、適切に文書化されているか。
- ✓ 計算手法・モデルまたは前提条件の変更は適切に文書化され、変更による影響度に応じて十分に上位のレベルで承認を行う態勢が整備されているなど、適切なガバナンス態勢が確保されているか。

3.3.1.9 ガイドラインに含まれ得るその他の論点

上記に示した論点のほか、以下の論点についても検討が必要と考えられる。これらの論点については、更なる情報収集等が必要と考えられることから、本暫定決定においてガイドライン(案)として示すことはしないが、今後の FT や関係者との対話等を通じて検討を深め、必要に応じてガイドラインとして定めることとする。

➤ 再保険契約に関する契約の境界線

再保険契約に関する契約の境界線については、通常のプロポーショナル再保険等では元受契約と同様に扱うものと考えられるが、元受契約と再保険契約の期間のミスマッチがある場合(長期の元受契約に対して、再保険契約が 1 年間のノンプロポーショナル契約等である場合)の取り扱いが論点となる。仕様の解釈により対応が異なり得るから一定の明確化を図ることが考えられ、引き続き検討を行う。

➤ IFRS17 に基づき評価される保険負債の活用

「3.2.1 出発点となる会計ベースのバランスシート」に示したとおり、出発点となるバランスシートとして IFRS を適用する場合、IFRS17 に基づき評価される保険負債を ESR の計算に活用できると考えられるため、両者の差異に留意しつつ、効率性も踏まえた取り扱いについて検討を行う。

➤ 簡便法

保険負債の計算において重要性に応じた簡便的な取り扱いを採用することが想定されるが、簡便法を使用する場合の留意点をガイドラインとして定めることや、多くの社が共通して使用するこ

とが想定される要素については、標準的な簡便法を設定することも想定されるため、「2.4 重要性を踏まえた実務的な取り扱い」と併せて今後検討を行う。

3.3.2 割引率

保険負債の割引率については、市場金利が観察できない長期の年限における補外手法や、無リスク金利に対する上乗せスプレッドの必要性・調整方法等の多くの論点があり、特に長期の保険負債を有する生命保険会社に対しては ESR の水準に大きな影響を与え得ることから、新規制における取り扱いについて十分な検討が必要である。

ICS では、「終局金利(UFR)を用いた補外」や「3 バケット・アプローチに基づく調整後スプレッドの適用」といった措置が採用されており、これらは有識者会議報告書においても、「経済価値ベースという基本的なコンセプトを維持しつつ、ESR の過度な変動性の抑制や保険会社の資産運用の実態を考慮すべきという保険会社からの意見にも配慮する形で採用されたものであり、第 1 の柱の標準モデルの中で用いることは現実的な方策である」とされている。また、これまでの FT の結果や、ICS に関する国際的な議論の動向に鑑みても、現時点においてこれらの措置を含む割引率の全体的なフレームワークに関する重大な欠陥は見出されていないと考えられる。

他方、これまでの FT 等を通じていくつかの技術的な論点が把握されており、これらについては、国際的な議論の動向も踏まえつつ、我が国におけるソルベンシー規制として日本の実態を踏まえた適切な取り扱いを検討する必要がある。

したがって、新規制における第 1 の柱の標準モデルにおいては、ICS における割引率のフレームワークを適用することを暫定的な結論としつつ、一部の技術的な論点については今後の FT 等を通じて引き続き検討を行っていくこととする。

3.3.2.1 3 区分アプローチ

ICS における割引率の基本的な考え方は、3 区分アプローチに基づくベースイールドカーブ(無リスク金利)と、それに対する上乗せスプレッド(調整後スプレッド)の適用である。本節では、「IAIS Base Yield Curve Methodology for ICS Version 2.0」¹³に基づき、ICS のベースイールドカーブに関するアプローチの概要を示した上で、我が国の新規制において同様のアプローチを適用する場合の主要な論点について記載することとする。

表 1 イールドカーブの概要

		概要
第 1 区分	無リスク金利	○ 流動的な金利スワップまたは国債から得られる市場情報に

¹³ <https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/insurance-capital-standard//file/76127/iais-base-yield-curve-methodology-for-ics-version-20>

		基づいて決定 ○ 金利スワップの場合は、価格決定で考慮される信用リスクを適切に除外
	調整後スプレッド	適用あり(3 バケット)
第 2 区分		スミス・ウィルソン法を用いて補外
第 3 区分		UFR+スプレッド

図 1 イールドカーブ(フォワードレート)の決定方法の概念図

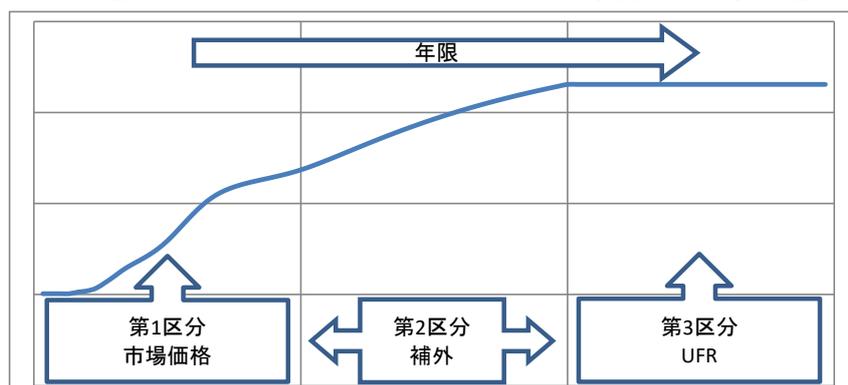


表 1 及び図 1 に示しているとおり、3 区分アプローチに基づくベースイールドカーブは、市場金利に基づく評価と、マクロ経済学的なアプローチによって定まる UFR を用いた補外を組み合わせるものであり、経済価値ベースの保険負債評価という観点と、規制として求められる安定性とのバランスを踏まえたものとなっている。

第 1 区分は、流動的な金利スワップまたは国債から得られる市場情報に基づいて決定される。日本円については、日本の保険会社の運用実態等を踏まえて、国債の市場情報が参照されている。また、第 1 区分から第 2 区分への移行は、深み、流動性及び透明性のある(DLT)金融市場において、市場情報が観測可能な最後の年限(最終観測可能年限: LOT)で行われる。IAIS は、定期的に DLT 評価が行われるべきとしており、現在の日本円の LOT は 30 年となっている(すなわち、第 1 区分としては 30 年国債の市場金利までを使用)。

第 2 区分においてフォワードレートが UFR へと収束していくこととなるため、第 2 区分の長さが UFR への収束速度を決める。この点、第 1 区分が短い通貨においては、UFR が長期安定的な期待を反映するとの観点から、過度に早い年限で UFR に収束することを回避する必要がある。一方で第 1 区分が長い通貨においては、急速に UFR に収束することを回避するため、十分な収束期間を確保することが必要と考えられる。これら 2 つの目的に照らした措置として、全ての通貨について、第 3 区分は LOT より 30 年経過後から開始することとするが、60 年以前にはならないもの(すなわち、いずれか大きい方)とされている。

UFR は、通貨ごとに以下の合計として計算される。

- a. 年間実質金利の単純算術平均として計算された期待実質金利(主要先進国市場は 1.8%、その他先進国市場は 2.4%、新興市場は 3.0%に設定)¹⁴
- b. 期待インフレターゲット(中央銀行がインフレターゲットを設定している場合は、当該ターゲットに基づく。ターゲットが公式に存在しない場合は、2.0%または過去の実績等に基づき設定)

UFR に関する現在のアプローチでは、UFR は各法域の長期的な経済状況を反映するように定義されているため、時間の経過とともに比較的安定的に推移することが期待される。一方で、長期的な期待値であっても、経済のファンダメンタルズの変化に伴い、時間の経過とともに変化することが予想される。この相反する 2 つの目的に照らした措置として、以下の算式に基づき UFR の年間変動幅は 15bps を上限とすることが定められている。

$$UFR_t = \begin{cases} UFR_{t-1} + 15bps, & \text{if } UFR_t^* \geq UFR_{t-1} + 15bps \\ UFR_{t-1} - 15bps, & \text{if } UFR_t^* \leq UFR_{t-1} - 15bps \\ UFR_t^*, & \text{otherwise} \end{cases}$$

ただし、

- UFR_t : 年度 t における年間変動幅の上限適用後の UFR
- UFR_{t-1} : 年度 t-1 における年間変動幅の上限適用後の UFR
- UFR_t^* : 年度 t における年間変動幅の上限適用前の UFR

3 区分アプローチに基づくベーススイールドカーブの概要は以上のとおりであるが、これらに関する主要な論点としては以下が挙げられる。

3.3.2.1.1 日本円に適用される LOT

前述のとおり、現在の仕様では、日本円に適用される LOT は 30 年となっている。この点については、残存期間が 30 年超の債券を多く保有する会社にとっては、金利リスクや金利感応度が ALM に基づく内部管理上の数値と大きく乖離するため、LOT はより長期(例えば 40 年)のものとするべきであるといった意見が見られる。

特に現在の UFR 水準では、市場金利が存在する 30~40 年に関して、例えば 40 年の保険負債の一般バケットの割引金利(2021 年 3 月末: 1.45%)は 40 年の市場金利(同 0.69%)よりも大幅に高い状態にあり、30~40 年の保険負債の現在価値は明らかに過小評価されているとの指

¹⁴ 主要先進国市場及びその他先進国市場に該当する通貨は以下のとおり。また新興市場はその他すべての通貨から構成される。

主要先進国市場: AUD, CAD, CHF, CZK, DKK, EUR, GBP, JPY, NOK, NZD, SEK, SGD, USD

その他先進国市場: HKD, ILS, KRW, TWD

摘や、LOT を 30 年としていることにより、ヘッジ対象である保険負債の変動よりも、ヘッジ手段である国債価格の変動の方が大きくなる「オーバーヘッジ」の状態となり、第 1 の柱における ESR の計算上は金利リスクがあると評価されてしまうといった指摘も見られる。

前述のとおり DLT 評価は定期的実施されるべきものであり、本暫定決定においては現在の LOT を維持することを基本的な方向性とするが、LOT が日本の国債市場の実態に照らして妥当なものとなっているかについては、ICS の動向も踏まえつつ、継続的な検証を行っていくこととする。

3.3.2.1.2 日本円に適用される UFR 水準

現在、日本円に適用される UFR は 3.8% (期待実質金利: 1.8%、期待インフレーターゲット: 2.0%) となっている。ICS では、データが不足している通貨が存在すること等を踏まえて、マクロ経済的特徴を共有する 3 つの地理的領域 (主要先進国市場、その他先進国市場、新興市場) に各通貨を分類し、主要先進国市場及び新興市場のそれぞれに該当する通貨のうち、十分なデータが存在する通貨に係る過去の期待実質金利の平均値¹⁵を、各地理的領域に属する通貨に係る期待実質金利としている (その他先進国市場は主要先進国市場と新興市場の平均値)。

この点、日本円については主要先進国市場に係る期待実質金利の平均値の計算に含まれており、直近のデータを基に算出した日本円の期待実質金利は 0.9% となっている。仮に日本円単独での期待実質金利を用いた場合、日本円に適用される UFR はより低い水準 (期待実質金利として 0.9% を用いた場合、期待インフレーターゲットと合わせて 2.9%) となる可能性がある点には留意が必要である。

市場で観測できない長期の年限において適用される割引率に唯一の正解は存在せず、どのようなものであっても一定の不確実性を伴うことになる。こうした点を踏まえ、本暫定決定においては現在の水準を維持することを基本的な方向性とするが、日本の市場実態に照らして妥当なものとなっているかについては、ICS の動向も踏まえつつ、継続的な検証を行っていくこととする。

また、保険会社の内部管理においては、このような不確実性を適切に認識し、第 1 の柱の標準モデルに過度に依存することなく、各社としてのあるべき姿を検討していくことが重要と考えられる。金融庁としても、上述の点に十分に留意しつつ、第 2・第 3 の柱も含めた制度全体として保険会社の健全性を確保し、経営管理・リスク管理の高度化を促すための実効的な枠組みの構築に向けて、引き続き検討を進めていくこととする。

¹⁵ 主要先進国市場については、過去データの取得可能期間が 45 年以上の通貨に係る、1961 年以降の期待実質金利が、平均値の計算に用いられることとなっている。

3.3.2.2 調整後スプレッド

ICS における保険負債の割引率は、ベースイールドカーブに対して調整後スプレッドが上乘せされる仕様となっており、これは、金融市場において信用スプレッドが拡大する時期に生じる、資本の潜在的な過度のボラティリティを軽減することを意図としたものとされている¹⁶。この目的のため、資産に含まれる(信用リスク及びその他のリスク調整後の)スプレッドに基づき、保険負債のベースイールドカーブに一定の上乗せが行われる仕様となっている。

調整後スプレッドの適用方法については、過去に様々な議論が行われてきた。保険会社自身の資産ポートフォリオに基づき会社固有の調整後スプレッドを適用するアプローチは、スプレッド変動時の資産・負債の変動性をより整合的なものとする一方で、保有する資産によって保険負債の評価額が異なることは、経済価値ベースの保険負債評価という目的に整合的でない可能性がある。また、高利回りの資産を保有することで保険負債を圧縮することができるため、健全なリスク管理に有害なインセンティブを生み出す可能性もある。

別のアプローチとして、全社共通の資産ポートフォリオ(代表ポートフォリオ)に基づく調整後スプレッドを適用する方法が考えられる。この場合、上記の問題点に一定程度対応できるものの、代表ポートフォリオと自社ポートフォリオの差異が大きい場合には、資産・負債の変動性が大きく異なることで、ベシスリスクをもたらす可能性がある。これにより、例えば自社ポートフォリオが代表ポートフォリオよりもスプレッド変動に対して感応的でない場合、市場のスプレッド拡大時において、(代表ポートフォリオに基づく調整後スプレッドを適用して算出された)保険負債の減少額が資産価格の減少額を上回り、資本が増加する現象(オーバーシュート)が起こり得る。

現在の ICS では、このような相反する目的及び課題に対応するバランスの取れた解決策として、3 バケット・アプローチと呼ばれる手法が採用されている。これは、保険負債及びそれを裏付ける資産の特性に応じて、異なる 3 つのバケット(トップ・ミドル・一般)に保険負債を区分し、上位のバケットほど自社ポートフォリオのスプレッドが反映されるように設計されている。

トップバケットは最上位区分であり、自社の資産ポートフォリオに則した調整後スプレッドが適用される。ただし、保険会社が高い確度で資産を満期まで保有することが保証されるよう、最も厳しい適格性基準が課されている。

ミドルバケットはトップバケットと一般バケットのバランスをとることを目的としており、自社の資産ポートフォリオの構成に基づき加重平均された調整後スプレッドが適用される。トップバケットほ

¹⁶ 出典: ICS Version 1.0 Public Consultation Document (<https://www.iaisweb.org/uploads/2022/01/160719-2016-Risk-based-Global-Insurance-Capital-Standard-ICS-Consultation-Documnet.pdf>)

ど適格性の基準が厳しくないことに加え、スプレッド計算のベースリスクが相対的に高いことを反映するため、調整後スプレッドには 90%の適用率が用いられる。

一般バケツはトップバケツ及びミドルバケツの適格性基準を満たさない保険負債が該当する。調整後スプレッドは、通貨ごとの典型的な保有資産を反映した代表ポートフォリオに基づき計算される。ミドルバケツによりもさらにベースリスクが高いことから、80%の適用率が用いられている。

FT20 及び FT21 における保険負債のバケツ別構成割合（現在推計の金額ベース）は表 2 のとおりであり、構成割合に大きな変動はなかった。

表 2 保険負債のバケツ別構成割合（現在推計の金額ベース）

バケツ区分	生保単体		損保単体	
	FT20	FT21	FT20	FT21
一般	45%	52%	100%	100%
ミドル	55%	48%	0%	0%
トップ	0%	0%	0%	0%

なお、前述のとおり、調整後スプレッドは、ESR の過度な変動を抑えることを目的とした規制上の政策的な措置と考えられる。新規制においてもこのような観点から調整後スプレッドを導入する方向性とするが、本措置の導入が保険会社のリスク管理高度化を阻害しないよう、十分留意する必要がある。

3 バケツ・アプローチに関しては、これまでの FT 等を通じて多くの論点が見出されており、以下にその主要な論点を挙げている。これらの中には、今後の FT や ICS に関する議論の動向も踏まえつつ、新規制における取り扱いを決定する必要があるものも含まれており、本暫定決定においては、各論点に関する背景や今後の検討の方向性について示すこととする。

3.3.2.2.1 ミドルバケツのスプレッドの計算単位

ミドルバケツのスプレッドは通貨単位で計算することとされている。本仕様に関して、特に連結ベースの計算に際して、保険会社からは以下の懸念点が示されている。

- ✓ グループ会社間で ALM に大きな差異がある場合にも、同一通貨で合算してスプレッドが算定されることから、ALM の実態が反映されない懸念がある。
- ✓ 海外のグループ会社の通貨と同一通貨の外貨建商品を日本で販売している場合、キャッシュフローの性質が異なる商品同士を合算して評価することとなり、資産と負債のマッチング度

合いの反映を歪める可能性がある。

- ✓ 会社を超えてスプレッドを計算することは、資産統合が必要であり、実務的な作業の煩雑さを招き計算のスピードを落としている。

本論点に関して、FT21 において単体保険会社ごとに保有しているポートフォリオ単位でのミドルバケットのスプレッド計算を行った場合の影響を分析したところ、現在推計に与える影響は軽微であった(生保単体においてミドルバケットに区分される現在推計(全社計)が 0.04%増加)。

保険会社の実務面への影響を考慮すると、通貨単位でのスプレッド計算は、連結ベースにおいて会社を超えた計算の必要性が生じ、また同一のポートフォリオに対して単体ベースと連結ベースで異なるスプレッドが適用される状況も想定される。

同一通貨のポートフォリオ間にキャッシュフロー特性の差異が存在し得る点や、上記の実務的な観点も踏まえれば、ポートフォリオ単位でミドルバケットのスプレッド計算を行うことは一定の合理性が認められることから、新規制におけるミドルバケットのスプレッドの計算単位はポートフォリオ単位とすることを暫定的な結論とする。

3.3.2.2.2 ミドルバケットの適用要件 d

ミドルバケットの適用要件の一つとして、「特定された資産ポートフォリオの基準日時点における市場価値の合計が、当該ポートフォリオの現在推計(無リスク金利のイールドカーブで割り引いたもの)より大きいこと」が求められている。本要件に関して、一部の保険会社からは、社債等のスプレッドを有する資産への投資を前提に ALM を行っている場合に、ミドルバケットに該当しなくなる可能性があるため、現在推計の割引率として、無リスク金利ではなく、一定のスプレッドを反映した割引率を用いるべきといった意見があった。

上記の意見を踏まえ、FT21 では、現在推計の割引率として一般バケットのイールドカーブを用いるように変更した場合の影響を分析した。この結果、生保単体における約 10%の社において一部のポートフォリオの分類が一般バケットからミドルバケットへと変更され、バケット別構成割合は表 3 のとおりとなった。ただし、要件変更が現在推計の金額に与える影響は軽微となっている。

表 3 保険負債のバケット別構成割合(現在推計の金額ベース)

バケット区分	要件 d 変更前	要件 d 変更後
一般	52%	51%
ミドル	48%	49%
トップ	0%	0%

他方、バケット判定の安定性を確保する観点からは、現在推計の割引率に一定のスプレッドを反映することも妥当と考えられる。現在の要件 d では、資産価値にのみスプレッドの変動が反映されるため、過去にミドルバケットと判定されたポートフォリオが、スプレッド拡大時において資産価値が下落することにより、要件 d を満たさなくなる（一般バケットと判定される）ことも想定される。

毎期のバケット判定を安定化させることは、スプレッドの変動に伴う保険会社の資本の変動性を軽減する調整後スプレッドの適用目的と整合的であり、一定の合理性があると考えられる。また、現在推計の割引率としては、計算負荷の観点から、一般バケットを用いることが考えられる。以上を踏まえ、新規制におけるミドルバケットの適用要件 d においては、現在推計の割引率として一般バケットのイールドカーブを用いることを暫定的な結論とする。

3.3.2.2.3 ミドルバケットの適用要件 e

ミドルバケットの適用要件の一つとして、「保険負債に将来保険料が含まれないこと、または、契約上固定された将来保険料のみが含まれること」が求められている。本要件に関して、ユニバーサル保険やアカウント型保険等の将来保険料が固定されていない商品の場合、仮にその他の保険と同水準の ALM を実施していても一般バケットに分類されることになるため、要件の削除もしくは緩和をすべきといった意見があった。

本要件は、将来キャッシュフローの不確実性を排除し、高い精度でのマッチングを求める観点から設けられているものと考えられ、将来保険料が固定されていない商品については本要件を満たさないことになる。

この点、契約上の形式ではなく経済実態に照らして考えると、将来保険料が契約上固定されていない場合であっても、信頼性のある推定が可能であり、将来保険料が固定されている場合と同水準のキャッシュフロー予測が可能なのであれば、本要件を満たすこととするといった考え方もあり得る。ただし、どのような状況において信頼性のある推定が可能と認められるかについては様々な考え方があり得るため、会社間の比較可能性を確保する観点からは、現在の要件を維持することも考えられる。

以上を踏まえれば、FT22 では現在の仕様を維持しつつ、追加的な情報収集を行い、引き続き検討を行っていくこととする。

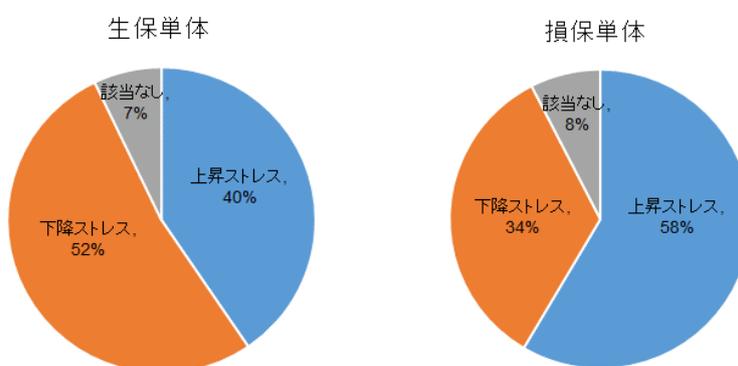
なお、契約上固定されているが、保険料払込の猶予期間のある商品や、契約途中で一部分の前納ができる商品等についても、本要件を満たし得るのかという論点がある。この点についても、

キャッシュフロー全体の予測精度の観点から判断することが考えられる。すなわち、キャッシュフロー全体に占める将来保険料に自在性のある部分の割合が軽微であり、全体としてのキャッシュフロー予測の精度に重要な影響を与えないと認められる場合においては、全体として将来保険料が契約上固定されているものとみなし、本要件を満たすものとして取り扱うことも考えられる。

3.3.2.2.4 オーバーシューティングに係る調整

前述のとおり、調整後スプレッドの主目的はスプレッドの変動に伴う資本のボラティリティを軽減することにあるが、調整後スプレッドの設計上、市場のスプレッド拡大時に資本が増加する「オーバーシューティング」が起きることが指摘されている。オーバーシューティングの影響は、スプレッドリスクの計算にも現れている。図2はFT21におけるスプレッドリスクの所要資本の計算に採用されたシナリオであり、下降ストレスが採用される社（スプレッド下降時の純資産減少額がスプレッド上昇時の純資産減少額を上回る社）が生保単体で約52%、損保単体で約34%となっている。これらの社においては、スプレッドがより大きい資産に投資することで、（上昇ストレスが採用される時点まで）スプレッドリスクを減少させることができる。これは、現在の仕様がハイリスク運用へのインセンティブを与える可能性を示唆しており、保険会社のリスク管理に意図せざる影響をもたらすこととならないか、慎重な検討が必要である。

図2 スプレッドリスクの所要資本の計算に採用されたシナリオ



オーバーシューティングを緩和する一つの方策として、一般バケット及びミドルバケットに適用される適用率に調整を行うことが考えられる。より具体的には、以下の調整係数 ω を適用率に乗じることで、スプレッド変動に対する負債の感応度が資産の感応度よりも大きい場合において調整後スプレッドが縮小し、オーバーシューティングが緩和されることが期待できる。

$$\omega = \min \left(1, \max \left(0, \frac{PVBPU(\text{資産})}{PVBPU(\text{負債})} \right) \right)$$

ここで、PVBPUは、関連するイールドカーブを 1bp 上昇させたときの(スプレッド変動に感応的な資産または負債の)価格変動を表す。

上記の方策については、FT22 において追加的な情報収集を行うこととし、その結果も踏まえつつ引き続き検討を行っていくこととする。

3.3.2.2.5 スプレッドの期間構造

調整後スプレッドは無リスク金利に対して年限に依らずフラットに適用されることとなっている。本仕様に関して、実際の社債等市場においては投資期間によってスプレッド水準に差異があることから、保険負債の評価に使用する調整後スプレッドについても期間構造を組み込むことが適切との意見があった。

スプレッドの期間構造の導入に関しては、負債の長期性等によるベースリスクへの影響(オーバーシュエーティングの可能性)や、スプレッド計算の複雑性が増加する点には留意が必要であるが、資産評価との整合性を向上させる効果が期待できると考えられる。したがって、現時点では現在の仕様を維持することとするが、FT22 において追加的な情報収集を行い、その定量的影響度や実務への影響を確認することとする。

3.3.2.2.6 区分管理に関するバケット判定基準

トップバケット及びミドルバケットの適用要件の一つとして、「保険負債を裏付ける資産ポートフォリオが対応する負債とともに特定され、その他の事業から生じる損失をカバーするために用いられることなく、区分して管理されていること」が求められている。本要件に関しては、解釈が分かれ多様性が生じ得る(例えば、区分経理単位と解釈もしくは一般勘定と特別勘定単位と解釈)ため、より詳細な規定またはガイドラインの策定が必要といった意見があった。

本意見に関しては、各社の ALM 実態等を適切に反映する観点から、一律の規定を設けることはしないものの、社内規定に定められているなど客観性のある区分となっているか、また特段の事情がない限り継続的に当該区分を使用することとなっているかなど、恣意的な運用がなされないような統制が確保されていることが重要と考えられる。したがって、FT22 以降はこのような点を追加的な要件として設けることとする。

3.3.2.2.7 非固定利付資産の取り扱い

株式等の非固定利付資産は、キャッシュフローの不確実性を踏まえ、スプレッド計算上の不適格資産とみなされており、スプレッドゼロとして加重平均調整後スプレッドの計算に含まれている。

本仕様については、株式についてもその期待リターンをスプレッドの計算に含めるべきといった意見や、ミドルバケットにおけるキャッシュフローテスト(TOM 比率¹⁷の計算に用いる M の決定)において、トップバケットと同様に不適格資産も使用可能とすべき、特に、基準日の翌年度の保険金支払等に備え現金を保有する会社の場合、現金は適格資産とみなされないことから、その現金を資産の期待キャッシュフローに含めることができないといった課題があるといった意見が見られる。

非固定利付資産については、キャッシュフローの不確実性が高いことから、固定利付資産と同等の取り扱いとすることは必ずしも適切とは言えない一方で、上記の意見を踏まえた代替案として、一般バケット及びミドルバケットの調整後スプレッドの計算上、非固定利付資産について現金と類似の取り扱いとすることが考えられる。現金はキャッシュフローテストに使用できない一方で、加重平均調整後スプレッドの計算に用いるウエイトの分母からも除外されている。これは、現金が現在の資産アロケーションによって容易に適格資産に変換することができるとの仮定に基づいている。これを踏まえ、例えば非固定利付資産については、流動性の差異を反映してその 50%については容易に現金化可能と仮定し、加重平均調整後スプレッドの計算に用いるウエイトの分母から除外するといった取り扱いが考えられる。

本取り扱いについては、その定量的影響度等も踏まえて検討する必要があることから、現時点では現在の仕様を維持することが妥当と考えられ、FT22 において追加的な情報収集を行い、その影響を確認することとする。なお、本取り扱いを導入した場合であっても、流動性の観点から所有している現金を資産キャッシュフローへ反映すべきか否かといった点や、トップバケットのキャッシュフローテストとの不整合性が残る点については留意が必要であり、併せて検討を行っていくこととする。

3.3.2.2.8 代表ポートフォリオの資産構成

FT では、一般バケットの調整後スプレッドの計算に用いられる代表ポートフォリオは ICS と同様のものとしているが、これは ICS のデータコレクションに参加している社の資産構成に基づくものであり、中小社を含む日本の保険会社の実態を反映したものとなっているかどうかについては確認を行う必要がある。また、外貨の調整後スプレッドの計算に用いられる代表ポートフォリオについても、日本の保険会社の外貨建商品や海外子会社に適用するものとして適切かどうかにつ

¹⁷ TOM 比率(トータル・オブザード・マッチング・レシオ)は、負債の存続期間と LOT のいずれか小さい方に対する、一定の精度でキャッシュフローのマッチングが行われている期間(M-1)の割合を表し、ミドルバケットの調整後スプレッドの計算に用いられる。

いて、影響度も踏まえつつ確認を行う必要があると考えられる。これらについても、FT22において追加的な情報収集を実施し、今後確認を行っていくこととする。

3.3.2.2.9 その他の実務的な論点

➤ 実務負荷を踏まえたキャッシュフローテスト等の簡便的な対応

バケット判定の際の「キャッシュフローテストにおける資産の期待キャッシュフロー」や「解約オプションにおける将来時点の資産価値」の計算は負荷が大きいと考えられるため、例えばキャッシュフロー生成において解約や資産売却は発生しない等の前提を置くといった簡便的な対応も認めてはどうかといった意見があった。

本意見に関しては、プロポーシヨナリティ原則に従って対応することが考えられる。すなわち、結果に与える影響が軽微と認められる範囲において、計算負荷が大きい部分について簡便的な対応を行うことも認められ得る。

➤ バケット判定の簡略化

現行のFTの仕様では、トップバケット及びミドルバケットのいずれにも該当しない保険負債を一般バケットに分類することとしている。したがって厳密には全ての保険負債についてトップバケット及びミドルバケットの適格性の判定を実施する必要があるが、バケット判定に係る実務負荷の観点等から、重要性に応じてバケット判定を簡略化することも容認してはどうかという意見があった。

本意見に関しても、プロポーシヨナリティ原則に従って対応することが考えられる。すなわち、トップバケットまたはミドルバケットに判定される可能性がある保険負債であっても、対象となる保険負債の金額や、適用される割引率の差異等を踏まえて、ESRに与える影響が軽微と見込まれる場合には、厳格なバケット判定を行わずに一般バケットとすることも考えられる。ただし、このような取り扱い、毎期の評価に係る一貫性を確保する観点から、合理的な理由がない限りは継続的に適用することが適当であると考えられる。

➤ バケット判定の安定性

トップバケット及びミドルバケットの要件の中には定量的な要件が含まれており、基準日時点における定量的な評価に基づき要件を満たしているかどうか判定されることとなる。この点について、バケット判定の安定性を確保する観点からは、一時的な要因によって要件を満たさなくなった場合において、何らかの救済措置を設けることも考えられる。一方で、一時的な要因によって要件

を満たした場合の取り扱いや、どのような状況を一時的な要因とみなせるかについては、過度な要件緩和とならないよう慎重な検討が必要であり、今後の FT 等を通じて検討を深めていくこととする。

➤ 調整後スプレッドの計算に用いる格付別スプレッドの設定根拠

一般バケット、ミドルバケットに適用される格付別のスプレッドの設定根拠等（データ及び手法）については、事前の予測可能性、タイムリーな水準把握、ESR の情報利用者の理解のため、開示することが望ましいという意見があった。

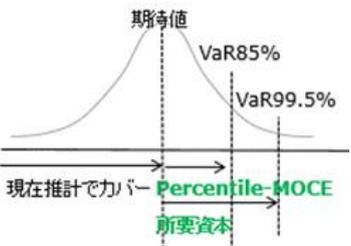
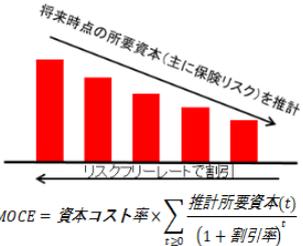
設定根拠等の開示については暫定決定以降の課題であるが、上記の意見も踏まえ、保険会社や ESR の情報利用者にとって重要な情報については可能な限り開示を行っていくこととする。

3.3.3 MOCE

保険負債を経済価値ベースで評価するために現在推計に上乘せされるマージンである MOCE については、その規制上の位置付けや計測手法に関して、有識者会議や FT 等を通じて様々な検討が行われてきた。

これまでの検討内容をまとめると、ICS で採用されているパーセンタイル法と、MOCE の代表的な計測手法である資本コスト法について、両者の特徴は以下の表 4 のとおり整理することができる。

表 4 パーセンタイル法と資本コスト法の比較

パーセンタイル法	資本コスト法
	
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保険負債の変動が正規分布に従うと仮定し、現在推計を保険負債の期待値、所要資本を VaR99.5%と期待値との差額として設定しているところ、生保は VaR85%、損保は VaR65%に基づき保険負債の不確実性をカバーするマージンとして MOCE を計測。 ✓ 信頼水準の設定根拠が不明確。 ✓ 資本コスト法と比べてリスク・リターン・資本の関係が明確ではない。 ✓ 保険会社間の保険負債のデュレーションの差異といったリスク特性が適切に反映されない可能性。 ✓ 計算が極めて容易であり、計算過程の透明性の観点からは、標準モデルとして望ましい性質。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保険会社が契約ポートフォリオを外部に移転させる際に、残存期間にわたって債務を履行するために引き受け手が要求する資本調達コストとして MOCE を計測。 ✓ 保険契約を第三者に移転する場合の価格評価と親和性が高く、市場整合的な保険負債評価が可能。 ✓ パーセンタイル法と比べてリスク・リターン・資本の関係が明確。 ✓ ランオフ期間にわたる将来所要資本に係る資本コストとして算出されるため、会社間のデュレーション差異が適切に反映可能。 ✓ 金利変動に対する変動性が大きい。 ✓ 将来所要資本の精緻な計算は実務負荷が大きい。

こうした検討経緯を踏まえつつ、新規制における MOCE の取り扱いについて、関係者との意見

交換などを通じた検討を進めてきたところであるが、MOCE の計測手法及び水準については、システム開発や ESR の水準に大きな影響を与え得るといった保険会社の意見を踏まえ、本暫定決定において新規制上の MOCE の取り扱いに関する暫定的な結論及び今後の検討の方向性を示すこととする。

3.3.3.1 MOCE の位置付け

保険負債を市場整合的に評価する観点から、保険契約を第三者に移転する場合の移転価格という視点で、経済価値ベースの保険負債に MOCE を含めるべきとの考え方がある¹⁸。移転先は、保険契約の残存期間にわたって債務を履行するため、将来キャッシュフローに内在する不確実性の対価として現在推計を超えるマージン(MOCE)を要求する。こうした考え方に基づけば、MOCE は経済価値ベースの保険負債の一部として、不確実性の対価を支払うための準備金とみなされ、時間の経過によって不確実性が軽減されるにつれて、徐々に保険負債から解放されていくことになる。

解放された MOCE が内部留保として活用可能になった場合には、これをストレスシナリオ下における損失吸収財源と捉えることができるものの、解放前の段階において損失吸収財源として使用できるかどうかは必ずしも自明ではなく、保守性の観点を踏まえれば MOCE を所要資本から控除することは適切とは言えない。

別の観点として、日本におけるセーフティネットの存在を考慮して MOCE を緩和すべきとの意見がある。しかしながら、上記のとおり移転価格の観点に基づき評価された MOCE について、あくまでも最後の拠り所に過ぎない契約者保護機構による資金援助を勘案し、その一部を緩和することや適格資本として認めることは、継続企業を前提とする PCR での評価を前提とすれば、必ずしも適切とは言えない。

以上を踏まえ、新規制における MOCE については、経済価値ベースの保険負債の一部に含まれるとともに、所要資本から控除せず、適格資本にも加えないことを暫定的な結論とする。

3.3.3.2 MOCE の計測手法

上述の MOCE の位置付けを踏まえれば、その計測にあたっては、保険契約の移転先が要求する不確実性の対価として、保険契約の残存期間にわたる所要資本を保有するための資本コストを算出すること、すなわち資本コスト法を用いることが、最も自然な選択肢と考えられる。

¹⁸ 市場整合的な保険負債の評価については様々な考え方があり、必ずしも移転価格のみには限定されない点に留意。

他方、ICSとの整合性や実務負荷、計算過程の透明性の観点からは、パーセンタイル法を用いることにも一定の合理性があり、理論面以外も含めた総合的な判断が必要と考えられる。この観点から、前述の表4に示したパーセンタイル法と資本コスト法のそれぞれのメリット・デメリットを踏まえた、ICSからの国内独自の修正として資本コスト法を採用することの是非について、以下のとおり検討を行う。

① パーセンタイル法の信頼水準の設定方法

ICSにおけるパーセンタイル法では、生命保険リスクについて85%、損害保険リスクについて65%の信頼水準に基づきMOCEを計算することとなっている。

理論的な観点から資本コスト法がより適切な手法であるとの前提に立てば、日本の全保険会社の資本コスト法によるMOCE及び生命保険リスク・損害保険リスクの金額から、パーセンタイル法の信頼水準を較正することで、資本コスト法に相当するMOCEを算出することも考えられるが、この場合、以下の点に留意する必要がある。

➤ 会社間の保険負債のデュレーション差異

保険契約の残存期間にわたる所要資本を計測対象とする資本コスト法に対して、1年間のタイムホライズンに基づく所要資本をベースとするパーセンタイル法では、会社間の保険負債のデュレーション差異を十分に反映することができない可能性がある。「検討状況」において示したとおり、資本コスト法に基づくMOCEに対応するパーセンタイル法の信頼水準に関する会社ごとの分布からは、パーセンタイル法によって各社のデュレーション等の特性を反映することには、一定の限界があると考えられる。

この点、資本コスト法はパーセンタイル法に比べて、標準モデルの枠組みの中で全ての社が自社のデュレーションに係るリスク実態により則した計算を可能とするものであり、各社のリスク管理の高度化を促す効果も期待できるものと考えられる。

➤ 対象とするリスクの差異

資本コスト法における将来所要資本の対象には、ヘッジ不能リスクとして、生命保険リスク・損害保険リスクのほか、巨大災害リスク、再保険に係る信用リスク、オペレーショナルリスクが含まれることが一般的である。

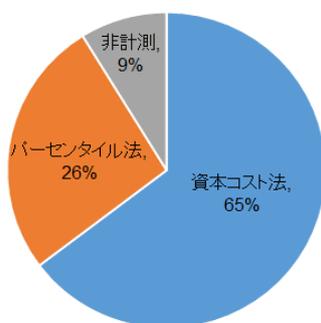
生命保険リスク及び損害保険リスクのみが使用されるパーセンタイル法では、例えば巨大災害リスクの大小など、会社間のリスク構造の差異が十分に反映されず、会社によっては資本コスト法に基づく MOCE と大きな差異が生じる可能性がある。

② リスク・リターン・資本の関係性

資本コスト法により計測される MOCE は、時間の経過に伴いリスクが軽減されるにつれて徐々に保険負債から解放され、解放分は投下された資本に対するリターンとして認識されることとなる。このように、資本コスト法はリスク・リターン・資本の関係性が明確であるのと比べて、パーセンタイル法はその関係性が明確ではないという課題があるが、これらの関係は規制ではなく各社の内部管理においてカバーできる部分と考えられるとの意見も見られ、実際に図 3 のとおり多くの会社で資本コスト法が採用されている。

他方、第 1 の柱における計算の仕様であっても、ESR の情報利用者である契約者や投資家等の外部ステークホルダーに対して、当局及び保険会社が十分な説明責任を果たす観点からは、計算対象との関係性が不明確であるパーセンタイル法を採用することは、必ずしも望ましいとは言えない。

図 3 内部管理における MOCE の算出方法(生命保険会社単体、社数ベース)¹⁹



③ 実務負荷の観点

資本コスト法による MOCE の計測には将来時点の所要資本の計測が必要となるが、これを精緻に実行するためには相応の計算負荷を要するという点については留意する必要がある。この点、パーセンタイル法は計算が極めて容易であり、規制上の標準モデルとしては望ましい性質を有しているものの、①に示したとおり、パーセンタイル法を資本コスト法の代替として使用することには一定の限界がある。

¹⁹ FT21 における内部モデルに関する質問票への回答に基づく。

また、前述のとおり、資本コスト法は日本の生命保険会社の内部管理においても一般的に使用されており、これらの社に関しては、既に各社が合理的と考える方法で将来時点の所要資本の計測を行っていると考えられるため、規制上で資本コスト法を採用することの追加的な負担について一定程度軽減されるとも考えられる。

ただし、将来所要資本の計測方法に関する規制と内部管理の差異の程度によっては実務負荷が大きくなる可能性や、内部管理において資本コスト法を使用していない社も一定数存在することについては留意が必要である。

④ ICS との整合性の観点

前述のとおり、我が国の新規制については、ICS と基本的な構造は共通にした上で、国内規制として相応しいものとなるよう、必要な範囲で国内独自の修正を行うこととしている。ICS においては、過去の検討の中で資本コスト法が試行されていたものの、現時点ではパーセントイル法が採用されている。しかしながらその経緯については必ずしも明らかではなく、経済価値ベースの保険負債評価における MOCE の位置付けに鑑みれば、理論的により妥当な計測手法である資本コスト法を用いることについては、リスク管理の高度化を促す観点からも合理性が認められるものと考えられる。

一方で、ICS が IAIGs に対するグローバルな資本基準であることを踏まえれば、資本コスト法により算出される MOCE の水準が、ICS で求められる水準から大きく乖離する可能性については留意すべき点と考えられる。

⑤ 結論

以上を総合的に勘案すれば、新規制における MOCE の計測手法として資本コスト法を採用することは、理論面及び各社のリスク実態をより適切に反映する観点から適当な選択肢と考えられ、実務負荷を踏まえた制度設計とすることや、ICS で求められる水準との過度な乖離については留意する必要があるものの、現時点においては資本コスト法を採用することを暫定的な結論として、今後の検討を進めることとする。

なお、資本コスト法による MOCE の計測にあたっては、資本コスト率の設定方法や将来の所要資本の推計方法など、様々な技術的・実務的論点があることから、今後の FT 等を通じて検討を深めていく必要がある。以下では、MOCE の水準及び実務負荷への影響が大きい資本コスト率及び将来の所要資本の推計方法について、現時点において想定される検討の方向性を示すこととする。

3.3.3.3 資本コスト率

資本コスト率の水準は MOCE の計算結果に大きな影響を与える一方で、現時点においてそれを決定するための確立した実務は存在しないと考えられ、諸外国の制度や各社の内部管理上の取り扱い等を参考に、十分な検討が必要である。

➤ 欧州ソルベンシーII の取り扱い

欧州ソルベンシーII におけるリスクマージン(ICS における MOCE に相当)の計算では、資本コスト率として 6%が採用されている。これに関連して、欧州ソルベンシーII のレビューの一環として 2018 年 2 月に欧州保険・企業年金監督機構(EIOPA)から欧州委員会に提出された"EIOPA's second set of advice to the European Commission on specific items in the Solvency II Delegated Regulation"²⁰において、EIOPA から以下が提言されている(金融庁訳)。

EIOPA は、CEIOPS が 2009 年のリスクマージンに関する技術的助言に適用したものと同様のアプローチ、特に以下に従って資本コスト率のレビューを行った。

- 資本コストは株主資本コストに等しい。
- 株主資本コストは、以下を含む資本資産価格モデル(CAPM)により計算される。
- ✓ 株式リスクプレミアム(ERP): 投資家が株式クラスに投資するためにリスクフリーレートを超えて要求する追加リターンを表す。
- ✓ ベータファクター: より広い市場と比較した保険セクター株式のパフォーマンスを反映する。
- 結果は、CAPM による資本コスト率の推定に反映されていない経済的側面を考慮して調整される。

ERP の推定に関しては、ヒストリカルリターンモデルと配当割引モデルについて分析を行った。両モデルの長所と短所を考慮して、EIOPA はヒストリカルリターンモデルを用いて ERP を導出することを提案する。特に、当該モデルは、資本コスト率の初期的較正との方法論的整合性、より強い資本コスト率の時間的安定性、及び、より小さい前提条件に対する依存度を保証する。

6.7%から 7.8%の範囲の計算結果を考慮すると、EIOPA は、現在適用されている 6%の資本コスト率を変更しないことを勧告する。

上記の 6.7%及び 7.8%は、表 5 の ERP に対してベータファクター及び追加調整を乗じることで

²⁰ https://www.eiopa.europa.eu/document-library/advice/eiopas-second-set-of-advice-european-commission-specific-items-solvency-ii_en

算出されている。ここで、追加調整は、CAPMによる資本コスト率の推定に反映されていない経済的側面、特に、新規事業からの期待利益に関連するフランチャイズ・バリュー、資本維持に係る税金等の摩擦コスト、資本調達に係る初期コスト、一部の課税管轄区域におけるリスクマージンに対する法人所得税が考慮される。EIOPA は、専門家判断に基づき、全ての側面の組み合わせとして-20%の調整を行っている。

表 5 EIOPA による資本コスト率の導出

	ERP	ベータファクター	追加調整	資本コスト率
欧州株に基づくヒストリカルリターンモデル	8.09%	1.20	0.80	7.8%
米国株及びバントリーファクターに基づくヒストリカルリターンモデル	7.02%	1.20	0.80	6.7%

日本の市場データを上記の考え方に適用する場合、例えば、以下のような推定が考えられる。

- ✓ ERPについては、1992年1月～2021年12月(期間30年)における1年JGBに対するTOPIX(配当込み)のデータに基づき、3.6%と推定
- ✓ ベータファクターについては、TOPIXに対する東証業種別株価指数(保険業)のヒストリカル・ベータ(2006年1月～2021年12月)に基づき、1.1と推定
- ✓ 追加調整については、定量的根拠が不明確であるが、EIOPAと同様に0.8と仮定

上記により導出される資本コスト率は約3.2%となるが、例えば以下のような点については留意が必要と考えられる。いずれにせよ、本分析は欧州ソルベンシーIIの取り扱いを参考にした現時点における一つの目線であり、今後より精緻な分析を行っていくことが考えられる。

① 日本における市場データの十分性

日本においては欧州と比較して上場保険会社(グループ)の数が少ないことや、日本の主要な生命保険会社は上場していないケースも多いことについて留意する必要がある。

② 追加調整の妥当性

EIOPAによる追加調整の定量的根拠は不明確であり、日本の実態を踏まえれば異なる調整値が適切となる可能性がある。追加調整の変更による計算結果への影響は以下の表6のとおり。

表 6 追加調整の変更による資本コスト率への影響

追加調整	1.0	0.8	0.6
資本コスト率	4.0%	3.2%	2.4%

③ 負債コストの考慮要否

欧州ソルベンシーII では負債による資金調達に自己資本の 6~8%を超えないとし、簡素化のため負債ウエイトをゼロと仮定している。この点、日本の実態を踏まえた負債コストの考慮要否についても留意する必要がある。

④ データの観測期間等

ERP の推定に用いる過去データの観測期間として、欧州ソルベンシーII の資本コスト率に関する初期的な較正においては、1975 年 1 月~2006 年 12 月の期間のデータが使用されており、データの利用可能性等も踏まえ、上記の分析では 1992 年から直近の 2021 年までの 30 年間のデータを使用している。またベータファクターについては、EIOPA の分析では 2006 年から 2016 年のデータが用いられており、上記の分析では 2006 年から直近の 2021 年までのデータを用いている。

EIOPA の提言文書では、資本コスト率は、安定期とストレス期の両方を反映した長期平均的な率でなければならないとの考え方が示されているが、市場データの観測期間によって算出される資本コスト率が大きく変わり得る点には留意が必要である。

➤ 内部管理上の取り扱い

FT21 における内部モデルに関する質問票への回答によれば、生命保険会社の内部管理において資本コスト法を採用している社が使用している資本コスト率としては、表 7 のとおり、2.5%~6.5%といった水準が見られる。

第 1 の柱における標準モデルにおいては、保険契約を外部に移転する前提に基づき、資本コスト率は会社に依存しないものとして、全社一律に設定することが考えられる。他方、内部管理上の MOCE は、自社で保険契約を保有し続けるゴーイングコンサーンの前提に基づき、会社の信用力等に応じたリスクプレミアムに相当する資本コスト率を設定するといったことも考えられる。したがって単純な比較はできないものの、こうした水準を一定の目線として活用することも考えられる。

表 7 内部管理における資本コスト法の資本コスト率(生命保険会社単体、社数ベース)²¹

資本コスト率	割合
6.5%	5%
6%	27%
5.75%	5%
5%	23%
3%	18%
2.5%	18%
不明	5%

➤ ICS で求められる MOCE の水準

ICS におけるパーセンタイル法で求められる MOCE について、その水準の妥当性の根拠は明らかではないものの、制度間のグローバルな比較可能性を確保する観点からは、当該水準は一つの参考となり得る。

この点、「検討状況」において使用したデータを用いて、パーセンタイル法に対応する資本コスト率を算出したところ、以下の表 8 のとおりとなった。なお、FT20 の仕様に基づく試算値であり、適用されるストレス係数や、資本コスト法の仕様等によって結果は変わり得る点に留意する必要がある。

表 8 ICS のパーセンタイル法に対応する資本コスト率

	加重平均値 ²²	中央値
生保単体	2.3%	2.4%
損保単体 ²³	2.8%	5.7%

➤ 無リスク金利の水準に応じた資本コスト率の設定

資本コスト率が無リスク金利に対して感応的であるとの前提に立てば、無リスク金利の水準に応じた資本コスト率を使用することも考えられる。当該手法は金利変動に対する MOCE のボラティリティを緩和する可能性があるが、理論的または実証的な観点から正当化されるものなのかどうかは必ずしも明確ではない点には留意する必要がある。

²¹ FT21 における内部モデルに関する質問票への回答に基づく。

²² 「(パーセンタイル法に基づく MOCE の全社単純合計) / (資本コスト法に基づく将来所要資本の現在価値の全社単純合計)」として算出。

²³ 損害保険リスクに係るもののみを集計。また、損害保険リスクを有さない社は除く。

➤ 今後の方向性

以上を踏まえると、新規制における資本コスト率の水準としては、現時点では 3%前後の水準が一つの目線として示唆されるものの、今後の FT 等を通じて引き続き検討を深めていくこととする。

3.3.3.4 将来の所要資本の推計方法

資本コスト法に基づく MOCE の計算にあたっては、将来の各時点において、当該時点の残存契約に係る所要資本の算出を行う必要があり、将来の各時点において現在推計の計算やこれに基づく所要資本の算出を行うことが精緻な計算となる。

一方で、こうした計算は実務的負荷が極めて大きいことから、過去の FT では、基準日時点の所要資本を基準として、何らかのリスクドライバーを用いたランオフパターン(時間の経過に伴い所要資本がどのように減少するか)に基づき将来の推計所要資本を計算することとしていた経緯がある。

新規制の MOCE の計算においても、「3.3.3.2 MOCE の計測手法」において述べたとおり、実務負荷を踏まえた制度設計とすることが必要であり、同様の手法に基づく将来所要資本の推計を認めることが考えられるが、例えば以下のような論点が考えられるため、今後の FT 等を通じて検討を深めていくこととする。

- ✓ ランオフパターンの決定に用いるドライバーについて、内部管理との整合性の観点からは各社が適切と考えるものを使用することが考えられる一方で、一定程度の幅を揃えるための例示やガイダンスを作成することも考えられるか。
- ✓ 各社におけるドライバーの選択の妥当性を確保するために、例えば「4.1.2 保険数理機能」に記載の保険数理機能が妥当性の検証を行い、保険負債の検証レポートに検証結果を記載することが考えられるか。
- ✓ 重要性の観点から、ランオフパターンを用いた計算以外の更なる簡便法による MOCE の計算を認めるべきか。

3.3.3.5 所要資本の計算における MOCE の取り扱い

現在の仕様では、所要資本の計算において MOCE は変化しないこととしている。理論的にはストレス後の保険負債に含まれる MOCE はストレス前の保険負債に含まれる MOCE と異なり得るため、所要資本の計算において MOCE の変動を考慮することが精緻な計算とも考えられる。

他方で、ストレス後の MOCE を再計算することの実務負荷に加え、一部のリスクカテゴリーについては MOCE の計算において所要資本を算出する必要があり、その所要資本の計算において MOCE の変動を考慮することは循環参照となるため、実務上の困難性が想定される。

したがって、実務上の対応可能性を踏まえ、標準モデルの枠組みにおいては、所要資本の計算において MOCE の変動を考慮しない現在の仕様を維持することを暫定的な結論とする。

3.4 適格資本

適格資本の仕様に関する主要な論点は以下のとおり。

3.4.1 基金

相互会社が発行する基金については、期間 10 年以上であることが Tier1 資本に算入されるための要件となっているが、一部の保険会社からは、基金の利払・償還には保険業法上の規制が付されており、実質的には永続性に近い性質を備えることや、我が国の相互会社が発行している基金は 10 年未満のものが多いことなどから、当該要件を削除するか、または 5 年以上等に緩和すべき、といった意見があった。

本意見に関連して、永続性(償還期限が定められていないこと)の差異によって規制上の資本としての質が変わり得ることを踏まえ、Tier1 資本の要件として永続性が求められている。従って、例えば期限付劣後債については本要件を満たさないこととなる。

相互会社については、株式発行による算入制限のない Tier1 資本を調達することができないことへの配慮等により、過去の ICS に関する議論の結果、適格資本に関する一部の仕様が株式会社とは異なるものとなっている²⁴。Tier1 資本の永続性に関する要件についても、相互会社においては、償還期限が定められている資本調達手段について、当局による事前承認の対象であるかまたはロックイン条項を有することによって、満期日の償還を延期することができ、かつ、当該資本調達手段の発行時から実質償還期限までの期間が 10 年以上の場合には、本要件を満たすものとされており、基金についても永続性の要件を満たすことが可能なものへと緩和されている。

こうした経緯を踏まえると、現在の ICS の仕様においても、永続性に近い性質を備える基金については Tier1 資本に算入可能なものとなっており、追加的に国内独自の要件緩和を行うことについては十分な合理性が必要と考えられることから、新規制においても ICS の仕様と整合的な仕様とすることを暫定的な結論とする。

3.4.2 払込未済資本の取り扱い

支払保証委託契約や供託金支払保証委託契約等の払込未済資本については、相互会社に限り Tier2 資本算入が認められている。本仕様に関して、一部の保険会社からは、支店形態の社についても資本算入を認めるべきとの意見があった。

²⁴ 具体的には、算入制限のある Tier1 資本の適格性基準、払込未済の Tier2 資本の取り扱い、適格資本の構成に対する制限について、相互会社と相互会社以外の社で異なる仕様となっている。

払込未済資本については、損失吸収への利用可能性の観点から求められる要件の一つである「完全に払込済みであること」を満たしておらず、これにより株式会社については適格資本への算入が認められないこととなる。相互会社については、所要資本の10%を上限にTier2資本への算入が認められているが「3.4.1 基金」において述べたとおり、当該取り扱いは資本調達手段が限定されていることを踏まえたものであり、支店形態の社についても相互会社と同様の取り扱いとすることは、必ずしも合理的とは言えないと考えられる。

以上を踏まえ、新規制における払込未済資本の取り扱いとしては、現在の仕様を維持することを暫定的な結論とする。

3.4.3 適格資本の構成制限

算入制限のないTier1資本以外の資本については、リスクに対する十分な損失吸収力を確保する観点等を踏まえ、以下の表9のとおり、所要資本の一定割合が算入制限として定められている。

表9 適格資本の構成制限

項目	相互会社以外	相互会社
算入制限のあるTier1資本	所要資本の10% (ただし、これを超える部分について、資本調達手段が元本による損失吸収メカニズム(PLAM)を有している場合、所要資本の15%)	所要資本の30%
Tier2資本	所要資本の50%	算入制限のあるTier1資本とTier2資本の合計で所要資本の60%
払込未済のTier2資本	算入不可	所要資本の10%

本仕様について、所要資本を基準とした場合、所要資本の減少に伴い会社の適格資本が減額され得るため不合理であり、所要資本ではなく適格資本を基準としたものにすべきとの意見があった。

上記の意見に関しては、(算入制限のない)適格資本を基準とする算入制限を設けた場合、ストレス下において算入制限のない適格資本が減少した際に算入制限が引き下がることとなり、その結果として(算入制限のある)適格資本が減少することで、ESRが急激に低下するといった状

況も想定される。特に、株式発行による算入制限のない Tier1 資本の調達ができない相互会社にとっては、ESR の回復手段が限定されることにもつながり得る。

現行の仕様は過去の ICS に関する議論を踏まえたものであり、また所要資本を基準とする適格資本の制限は例えば欧州ソルベンシーII でも採用されており、必ずしも不合理とは認められないことから、これを維持することを新規制における暫定的な結論とする。

3.4.4 資本の流用可能性

連結ベースの計算において、グループ内のある保険会社の所要資本を超える超過資本は、法的制約等によって、グループ内の他の保険会社の損失や所要資本をカバーするために必ずしも利用できない場合がある²⁵。

このようなグループベースでの資本の流用可能性については、ICS のモニタリング期間中に分析が行われることとなっており、新規制における取り扱いについては、ICS の議論の動向を踏まえて今後検討を行うこととする。

3.4.5 資本調達手段の算入に関する経過措置

一部の保険会社からは、資本戦略が中期経営計画等の策定とも連動し、中長期の観点からも検討がなされるものであることを踏まえ、制度移行に際して資本調達手段の適格性要件に関して経過措置等の取り扱いを検討すべきという意見があった。

経過措置の取り扱いについては、各社の資本戦略への影響等も踏まえつつ、本暫定決定以降に検討していくこととする。

²⁵ ICP17.11.50 及び 17.11.51 参照。

3.5 所要資本

各リスクカテゴリーに係る論点については「3.5.1 生命保険リスク」以降に示すこととし、ここでは所要資本に係るリスク削減手法等に関連する論点について述べる。

➤ マネジメント・アクションの効果

所要資本の計算に係るマネジメント・アクションの効果については、現在推計の評価におけるマネジメント・アクションの規定と整合的に計算することとされている。従って、所要資本の計算に係るマネジメント・アクションの効果を認識する場合、「3.3.1.7 マネジメント・アクション」に示したマネジメント・アクションに関するガイドラインについても留意した上で、適切な計算が行われることが必要となる。

➤ リスク削減手法の更新

市場リスクのエクスポージャーに対するリスク削減手法に係る更新は、満期時に同様の手法で更新することが計画されている場合において、実際に更新することが期待され、かつ、所要資本の計算期間(1年)内の全ての予測可能な更新費用が考慮される場合には、当該更新を考慮することができる。具体的な要件の一つとして、翌12ヶ月間の全ての合理的に予測可能な事態において、深みのある流動性の高い市場を通じて、当該リスク削減手法の更新が可能であることを金融庁に実証できることが挙げられている。

本項目に関しては、為替予約を用いた為替リスクのヘッジ取引が該当するとしている社が多く見られ、一部の保険会社からは、各社において統一的な「実証」を行えるよう、認め得る「実証」の具体例を提示して欲しいといった意見があった。

これを踏まえ、本仕様については、以下に示した点等を踏まえて各社においてリスク削減手法の更新可能性を判断することとし、その判断根拠等を金融庁に報告する取り扱いとすることを暫定的な結論とする²⁶。

- ✓ 平時における自社の取引高と市場の取引高を比較すること等により、当該取引に係る十分な流動性が認められるか。
- ✓ 過去の市場のショック時(例:リーマンショック、コロナショック)において、自社のヘッジポジシ

²⁶ なお、現在推計に関するガイドラインと同様、所要資本等についても、法令レベルで定める基本的要件を補完するものとして、各社の個別の状況等を踏まえた自主的な努力を尊重しつつ、数値の妥当性や一定の比較可能性を確保するものについては、ガイドラインとして設定することが考えられるが、具体的な線引きについては今後検討を行う。

ョンの一部または全部が構築できなくなるレベルの問題が生じなかったか。

➤ ダイナミックヘッジ

現在の仕様上、標準モデルにおける市場リスクの所要資本は、1年間にわたってストレスを発生するものではなく、基準日時点において瞬間的にストレスを発生させることにより計算される。リスク削減手法の効果の計算においても、基準日時点の資産及び負債に基づいて行われることとされており、ストレスが生じた後のヘッジの調整(ダイナミックヘッジ)によるリスク削減効果を反映することは認められていない。

本取り扱いについて、一部の保険会社からは、適切な経済価値ベースのリスク管理の推進のため、年金原資、死亡保険金、積立利率等に対して最低保証を行う一部の保険商品に係る市場リスクを抑制すべく、ダイナミックヘッジを実施している一方で、これらの効果が ESR の計算に反映できず、リスク管理の実態が適切に反映されないため、所定の要件の下でダイナミックヘッジの効果の反映を認める制度設計として欲しいという意見があった。

ダイナミックヘッジの取り扱いについては、ICS においてモニタリング期間中に議論されることとなっていることから、こうした動向も踏まえつつ、新規制上の取り扱いについて今後検討を進めていくこととする。

3.5.1 生命保険リスク

生命保険リスクの仕様に関する主要な論点は以下のとおり。

➤ 同質なリスクグループ

実務的な観点から、生命保険リスクの所要資本は、同質のリスクに晒されている商品(または契約)のポートフォリオごとにグループ化を行い、当該グループのレベルにおいてストレスシナリオを適用することで計算される。同質なリスクグループは、合理的な範囲で安定的なものとされ、リスク特性の評価においては、必要に応じて、以下を考慮することとされている。

- a. 保険引受方針
- b. 保険金支払パターン
- c. 保険契約者のリスク特性
- d. 商品特性(特に保証)
- e. 将来のマネジメント・アクション

ストレスの適用によって純資産が増加する契約と減少する契約が同じグループに含まれ得ることから、所要資本の計算結果は、グループ化の粒度に依存することに留意が必要である。保険会社からは、グループ化の適切性が各社の判断に委ねられている点について、グループ化の粒度が算出結果に影響を及ぼしてしまうことから、より明確な基準の設定が必要という意見もあった。

以上を踏まえた本論点に関する暫定的な結論として、同質なリスクグループの設定方法は、利用可能なデータの信頼度とのバランスに留意しつつ、各グループ内のリスクの性質や複雑さが同質となるよう各社の判断に基づき設定することとするが、合理的な範囲で安定的なものとなるよう、例えば下記のような点に留意することとする。(なお、大量解約リスクの計算における同質なリスクグループの取り扱いについては後述)

- ✓ 同質なリスクグループの設定プロセスは、適切に文書化されているか。
- ✓ 同質なリスクグループの設定方法は、合理的な理由がない限り変更を行わないこととし、当初の設定及び変更を行う場合には設定者と独立した立場の者が検証を行うなど、適切な態勢が構築されているか。

➤ 罹患・障害リスクの計算区分

罹患・障害リスクの計算は、相互に排他的な4つの商品区分(「1:医療費補償を提供する商品」、「2:健康事象発現時の一時金を提供する商品」、「3:短期定期的給付を提供する商品」、「4:長期定期的給付を提供する商品」)及び保障期間(「短期:保障期間5年以下」、「長期:保障期間5年

超」)の分類ごとに設定されたストレス係数を用いて計算される。一つの契約が複数の区分にまたがる給付を提供する場合、各構成要素に対して、各々該当するストレスを適用することとされているが、実務的に困難な場合には、その契約の主要な構成要素に基づくストレスを適用できることとされている。

当該取り扱いについては、保険会社からは、該当区分の決定や、複数の区分にまたがる給付を提供する契約に適用するストレスについて、各社で取り扱いが異なる可能性があることから、比較可能性の観点からは、区分の定義の更なる明確化や、係数の一本化を行うことが適当ではないかという意見があった。

本論点については、給付内容は多岐にわたること及び給付内容ごとの計算が実務的に困難である会社の存在も考えられることを踏まえ、複数区分にまたがるような商品の取扱いは各社判断とすることとするが、各社間で共通性の高い第三分野給付については、比較可能性を確保する観点から取り扱い例を例示するといった対応を念頭に、今後検討を行うこととする。

➤ 解約・失効リスク

解約・失効リスクの計算方法については、主に以下の意見があった。

- ✓ 水準及びトレンドの要素に関する解約・失効リスクに関して、解約率上昇、下降のストレスシナリオはそれぞれ独立に発生すると考えられるため、上昇シナリオがリスクとなるグループと下降シナリオがリスクとなるグループのリスクを統合する際は、単純和ではなく相関係数をゼロとして統合することが適切と考えられる。

上記の意見に関しては、保険会社の経済価値ベースの純資産の減少する方向に契約者が同時に解約行動を起こすとは限らないとも考えられる一方で、解約は契約者の意思によるものであること、商品特性や外部環境など解約率が変動し得るドライバーは多岐にわたって存在することなどから、相関係数の合理的な推定は困難であると考えられるため、保守性の観点から単純和をとることとしている。

また、大量解約の要素(大量解約リスク)については、主に以下の意見があった。

- ✓ 大量解約リスクに関しては、全世界共通のストレス係数となっており、個人契約は 30%、法人契約は 50%の即時解約ストレスを与えるという現行の係数設定の根拠が明確ではなく、日本の金融危機時の解約動向等を踏まえると、過度に保守的な仕様となっているおそれがある。

- ✓ 日本における大量解約に係る十分なデータが存在しないこと、低頻度高影響でありリスク評価が困難であること、リスク特性が複雑で業界一律の評価は不適切であること等に鑑みると、ソルベンシー・マージン規制でカバーするのではなく、ORSAにおけるストレステスト等の第2の柱の中で対応することが合理的とも考えられる。
- ✓ 大量解約リスクについて、解約リスク感応度が正（解約返戻金が負債現価より大きい）の契約者グループのみが解約する仕様となっているが、生命保険会社と保険契約者とは契約の価値を評価する基準が異なると考えれば、大量解約が想定される風評解約等の事象においては、保有契約全体が均等に解約するという前提を置くことも合理的である。
- ✓ 「個人契約」(retail policies)と「法人契約」(non-retail policies)で異なるストレスが適用されるが、それぞれの定義が明確ではない。

大量解約リスクについては、信頼性のある経験データが乏しいとも考えられ、監督規制としては一定の保守性を踏まえる必要がある一方で、所要資本が過度に保守的な水準となっていないかといった点にも留意しつつ、慎重に検討する必要がある。

この点、経験データに基づきストレス水準を設定している事例として、日本の保険会社の破綻が相次いだ1990年代～2000年代において、20%～30%程度の解約率が観測されたケースがあったことなどを踏まえて、内部管理上の大量解約リスクの取り扱いとして、20%～30%程度のストレス係数を設定している社が見られる。他方、保険契約の解約は、個社の財務状況や商品特性等に依拠する部分があり、全ての社について当該ストレス水準が妥当とは言えない点にも留意が必要である。

上記を踏まえると、少なくとも国内規制独自の修正として大量解約リスクを計測対象外とするとは必ずしも合理的とは言えず、また、ストレス係数については、一定の保守性を踏まえた監督上の判断に依拠せざるを得ないと考えられる。

なお、大量解約リスクの計算における同質なリスクグループの設定方法については、上記のストレス係数の前提も踏まえて検討する必要がある。すなわち、大量解約が前提とするシナリオとして風評解約を想定する場合、解約により純資産が減少する契約のみが解約されるのではなく、保有契約全体を解約ストレスの対象とする考え方にも一定の合理性があると考えられる。また、保有契約全体を対象とする場合であっても、解約ストレスの水準を全契約一律ではなく商品特性や契約上の制約によって変えることも考えられる。

また、「個人契約」及び「法人契約」の定義については、「法人契約」を「団体年金保険」、「個人契約」を「団体年金保険以外の契約」と解釈することとし、FT22 から当該解釈に基づく取り扱いとする。これは、一般的に企業は個人と比べて多くの情報を持っており、団体年金保険のように貯

蓄性の高い商品では、よりリスクに感応的かつ経済合理的な行動をとることが想定されることに基づく。

以上を踏まえ、大量解約リスクについては、新規制においても計測対象に含めることを暫定的な結論とするが、同質なリスクグループの設定方法及びストレス係数については、日本の過去の事例等を踏まえた精緻化の余地も認められることから、今後の FT 等を通じて合理的な精緻化が可能かどうか引き続き検討を行うこととする。

➤ 経費リスク

経費リスクは、現在推計の計算に用いる経費前提について、基準とする経費単価の全期間にわたる上昇及び年間経費インフレ率の追加の上昇のストレスが同時に発生した場合の、純資産の減少額として計算される。

本仕様に関する主な意見として、経費単価の上昇とインフレ率の上昇は必ずしも同時に発生しないことから、別々に計算したうえで相関係数を用いて統合すべきといった意見や、インフレ率上昇ストレスにおいては、割引率についても整合的なものを用いるべきといった意見があった。

こうした計算方法の考え方については、ICS から国内独自の修正を行う合理性が認められるだけの定量的根拠が現時点では不十分であり、規制上の一定の保守性を踏まえる必要がある点、及び、計算方法の簡明性の観点を考慮し、現在の仕様を維持することを暫定的な結論とする。

➤ ストレス係数

「検討状況」において述べたとおり、現在使用している生命保険リスクのストレス係数は、国際的に活動する大規模な保険グループを中心としたデータを主に用いて較正されていることから、我が国の保険会社の規模や商品特性によっては、必ずしも適当な水準となっていない可能性がある。(FT19において収集した実績データに基づく分析結果に関する「検討状況」における記載内容を表 10 に再掲)

表 10 FT19 収集データに基づく生命保険リスクの分析結果の概要(「検討状況」からの再掲)

リスク	分析結果の概要
全般	いずれのリスクについても、保有保険金額や保有件数等の規模が大きい社ほど、ストレス係数の水準が低くなる傾向が見られた。
死亡リスク	契約規模が大きい社(生保会社のうち保有データに基づく上位 25%程度の社)では 5%~10%程度となっているが、その他の社については 10%~

	20%程度であり、全社平均的には 10%～15%程度となっている。ICS のストレス係数 10%と比較すると、本分析ではやや高い水準が示唆されている。
長寿リスク	全社平均的な水準としては 15%～20%程度となっている。ICS のストレス係数は 17.5%であり、本分析と概ね整合的と考えられる。
罹患・障害リスク	(商品区分 1・長期) 全社平均的な水準としては 10%程度となっている。ICS のストレス係数は 8%であり、本分析と概ね整合的と考えられる。 (商品区分 2・長期) 契約規模が大きい社では 10%程度の水準となっているが、その他の社については 10%～30%程度となっている。ICS のストレス係数 8%と比較すると、本分析ではより高い水準が示唆されている。 (商品区分 3・長期) 契約規模が大きい社では 10%程度の水準となっているが、その他の社については 10%～20%程度となっている。ICS のストレス係数 10%と比較すると、本分析ではやや高い水準が示唆されている。 (その他の区分) 該当データが少量であり、十分な分析は困難であった。
解約・失効リスク (水準及びトレンドの要素)	契約規模が大きい社では 20%程度の水準となっているが、その他の社については 20%～50%程度の水準となっている。ICS のストレス係数 20%と比較すると、本分析ではより高い水準が示唆されている。
経費リスク	契約規模が大きい社では 5%～10%程度となっているが、その他の社については 10%～20%程度となっている。ICS のストレス係数 6%と比較すると、本分析ではより高い水準が示唆されている。

「3. 標準モデル」において述べたとおり、保険会社のシステム開発・態勢整備への影響が小さいことが想定されるストレス係数に関しては、暫定決定以降も引き続き FT 等を通じて検討を行う予定である。また、標準的な係数の検討と併せて、各社の実績データ等に基づく会社固有のストレス係数²⁷についても、今後検討を行っていくこととする。

以上を踏まえ、FT22 では、表 10 に示した分析に基づき、以下の表 11 のとおり地理的区分「日本」に係るストレス係数の変更を行うこととし、加えて、FT22 において再度実績データの収集を実施し、2023 年頃に新規制導入時における最終的なストレス係数を決定することとする²⁸。

²⁷ 欧州ソルベンシーII では Undertaking-Specific Parameters と呼ばれる会社固有の係数に関する枠組みが定められており、こうした情報等を参考にすることが考えられる。

²⁸ なお、経費リスクについてはデータの不十分性等を考慮し現段階では変更を実施していないが、FT22 におけるデータ収集の結果も踏まえて引き続き検討する。

表 11 FT22 における生命保険リスクのストレス係数の変更

リスク	FT21	FT22
死亡リスク	10%	12.5%
罹患・障害リスク(商品区分 2・長期)	8%	20%
罹患・障害リスク(商品区分 3・長期)	10%	12%
解約・失効リスク(水準及びトレンドの要素)	20%	25%

3.5.2 損害保険リスク

➤ リスク係数

「検討状況」において述べたとおり、現在使用している損害保険リスクのリスク係数は、国際的に活動する大規模な保険グループを中心としたデータを主に用いて較正されていることから、我が国の保険会社の規模や商品特性によっては、必ずしも適当な水準となっていない可能性がある。(FT19 において収集した実績データに基づく分析結果に関する「検討状況」における記載内容を表 12 に再掲)

表 12 2019 年収集データに基づく損害保険リスクの分析結果の概要(「検討状況」からの再掲)

商品区分	分析結果の概要
全般	いずれの商品区分・リスクについても、保険料や支払備金等の規模が大きい社ほど、リスク係数の水準が低くなる傾向が見られた。
傷害	(支払備金リスク) 会社間でのばらつきや手法間での差異が大きい、平均的な水準としては 20%~25%程度の水準となっており、ICS の係数 15%と比べるとやや高い水準となっている。
自動車	(保険料リスク) 平均的な水準としては 10%~15%程度となっており、ICS の係数 7.5%と比べるとやや高い水準となっている。ただし、2012 年度の等級制度改定以降に損害率低下傾向が見られるため、当該影響を適切に考慮するためには更なる分析が必要と考えられる ²⁹ 。 (支払備金リスク) 平均的な水準としては 15%程度となっており、ICS の係数 10%と比べるとやや高い水準となっている。
ペット	(保険料リスク) 平均的な水準としては 10%~15%程度となっており、「その他」区分の係数 35%と比べるとより低い水準となるが、データの十分性等については留意が必要。 (支払備金リスク) 平均的な水準としては 25%~30%程度となっており、「その他」区分の係数 40%と比べるとより低い水準となるが、データの十分性等については留意が必要。

²⁹ 分析方法の例として、一部の保険会社からは、期初における想定損害率と実績損害率の乖離の変動分析が挙げられていた。

船主責任相互保険	(保険料リスク) データの十分性等については留意が必要であるが、本分析では「その他」区分の係数 35%からの大きな乖離は見られなかった。
	(支払備金リスク) データの十分性等については留意が必要であるが、本分析では「その他」区分の係数 40%からの大きな乖離は見られなかった。

「3. 標準モデル」において述べたとおり、保険会社のシステム開発・態勢整備への影響が小さいことが想定されるリスク係数に関しては、暫定決定以降も引き続き FT 等を通じて検討を行う予定である。また、標準的な係数の検討と併せて、各社の実績データ等に基づく会社固有のリスク係数についても、今後検討を行っていくこととする。

以上を踏まえ、FT22 では、表 12 に示した分析に基づき、以下の表 13 のとおり地理的区分「日本」におけるリスク係数の変更を行うこととし³⁰、加えて、FT22 において再度実績データの収集を実施し、2023 年頃に新規制導入時における最終的なリスク係数を決定することとする。

なお、一部の保険会社からは、リスクの統合に用いる相関係数が実態より高く設定されているため見直すべきといった意見もあった。相関係数の設定については、十分な定量的根拠が確保できないことも想定され、一定の保守性も必要となり得るものの、過度に保守的なものとなっていないか等、リスク係数と併せて引き続き検討を行っていくこととする。

表 13 FT22 における損害保険リスクのリスク係数の変更

商品区分	カテゴリー	FT21	FT22
傷害	支払備金	15%	20%
自動車	支払備金	10%	15%
ペット(区分を新設)	保険料	35%	15%
ペット(区分を新設)	支払備金	40%	30%

➤ 保険料リスクに用いる翌年度の既経過保険料

損害保険リスクにおける保険料リスクは、直近年度の正味既経過保険料と翌年度の期待正味既経過保険料のいずれか大きい値に、該当するリスク係数を乗じて計算される。

本仕様について、翌年度の既経過保険料は各会社の予測に基づくものであり、妥当性を確保

³⁰ 自動車保険の保険料リスクの係数については、更なる分析が必要と考えられるため、現段階では変更していない。また、船主責任相互保険については、「その他」区分に含めることとする。

することが難しい可能性がある。そのため、翌年度の既経過保険料は、実績データから算出する(例: 当年度の既経過保険料に、前年度から当年度の既経過保険料(または収入保険料)の伸び率を乗じて算出する)ことも可能とするような仕様として欲しいといった意見があった。

本意見に関しては、各社の合理的な予測に基づき適切なリスク量を算出する観点と、予測に対する客観性・妥当性を確保する観点とのバランスに留意する必要がある。上記の例として記載されている「前年度から当年度の保険料の伸び率を活用する方法」については、一定の客観性を確保できる方法ではあるものの、例えば特殊要因によって翌年度の既経過保険料の急激な増加が予測される状況等においてリスクを過小評価する可能性もある。一方で、当該方法によって翌年度の既経過保険料が合理的に予測できることが過去実績の傾向等に基づき正当化できる場合であって、かつ特殊要因等がない場合には、一つの合理的な予測方法となり得る。また、客観性を確保する別の方法として、取締役会等から承認を受けた事業計画との整合性を確認するといったことも考えられる。

以上を踏まえると、翌年度の既経過保険料の予測においては、各社の個別の状況を踏まえた適切な判断が行われることが重要であり、全社一律の方法を設定することは現時点においては想定していないが、判断の妥当性を確保するための一定の目線を整備することも必要と考えられ、今後の FT 等を通じて検討を行うこととする。

3.5.3 巨大災害リスク

3.5.3.1 巨大自然災害リスク

「検討状況」において述べたとおり、巨大自然災害リスクの計測手法は基本的に各社判断となっており、国内規制として必要と認められる場合には標準的な計測手法を設定するといったことも考えられる。一方で、各社の内部管理との整合性やリスク実態を反映する必要性等を踏まえ、標準的な計測手法とは異なる計測手法を用いることも必要であり、この場合には当局による審査基準・審査プロセス等についても十分な検討が必要となる。

上記を踏まえ、FT 等を通じて検討を進めてきたところ、本暫定決定においては、保険会社の態勢整備の必要性等の観点から、標準的な計測手法の要否等も含めた新規制における計測及び検証に関する枠組みを整理しつつ、当局による審査基準・審査プロセスに関する基本的な考え方及び今後の方向性について示すこととする。

3.5.3.1.1 巨大自然災害リスクの計測に関する枠組み

➤ 標準的手法に関する方向性

前述のとおり、現在の巨大自然災害リスクの仕様は、各社が妥当と考える方法により計測を行うものとなっているが、会社間の比較可能性の観点や、重要性の低い保険種目については、各社で精緻なモデルを手配することが困難な場合もあることを踏まえ、何らかの標準的な計測手法を定めることが考えられる。

この点、FTにおいて日本の多くの損害保険会社がリスク計測対象としている以下の①、②及びこれらの統合方法（③）については、標準的手法を設定する必要性が高いと考えられる。

① 火災保険に係る日本の地震リスク及び風水災リスク

火災保険に係る日本の地震リスク及び風水災リスクは、日本の損害保険会社の主要な自然災害リスクである。現行 SMR では、平成 10 年大蔵省告示第 232 号第 1 条の 2 の規定に基づくリスクカーブに基づき算出することとなっており、また当該リスクカーブについては、保険会社向けの総合的な監督指針において、損害保険料率算出機構が元受契約に係る大規模自然災害リスクに対応するリスクカーブを算出するモデル（以下、「機構モデル」）を用いる等、合理的なリスクモデルを用いることと定められている。

上記の点を踏まえ、新規制における機構モデルの位置付けについて整理が必要であるが、機構モデルは火災保険に係る参考純率や責任準備金の算出等に用いられており、また現行規制における巨大災害リスクの計測においても、日本の多くの損害保険会社が使用している実績を踏まえ、新規制においても、火災保険に係る日本の地震及び風水災リスクについて機構モデルの使用を標準的手法として位置付けることを暫定的な結論とする。

ただし、規制上のリスク計測に際して、機構モデルの計算ロジックや前提条件の妥当性について保険会社自ら検証を行うことは求められないものの、その使用にあたっては、機構モデルの特性を十分に理解し、例えばリスク計測に際して保険会社が自ら設定した要素（入力データ、出再保険や受再保険に係る調整などを含む）の妥当性等については、各社における重要性やデータの入手可能性等に応じた適切な検証が求められる点には留意が必要である。

② 火災保険以外の種目に係る日本の地震リスク及び風水災リスク

現行規制では、火災保険以外の種目についても全社共通のリスク係数を用いた巨大災害リスクの計測を行うこととなっており、新規制においても何らかの標準的手法を設定することが考えられる。具体的な計測手法としては、以下の2つが想定される。

<手法1：機構モデルの火災のリスクカーブを調整する方法>

火災保険に係る機構モデルのリスクカーブをベースに、種目ごとの過去の自然災害に係る発生保険金の火災保険に対する割合や保有保険金額等、各社が妥当と考える比率を用いて所要資本を計測する方法。

本手法については、主に以下のような点が課題として挙げられる。

- ✓ 火災保険に係る機構モデルを利用可能でない社については使用できない。
- ✓ 過去の自然災害に係る発生保険金等のデータが不十分な場合がある。
- ✓ 火災保険と地域的なポートフォリオが異なる場合、単純な比例計算では妥当な計測結果とならない可能性がある。
- ✓ 例えば、自動車保険の車両損害の程度は、火災保険の建物損害とは異なると考えられるため、単純な比例計算ではこのような要素が反映されず、妥当な計測結果とならない可能性がある。

<手法2：ファクター方式による計測方法>

現行規制と同様に、保有保険金額または既経過保険料といったエクスポージャー額に全社共

通のリスク係数を乗じて所要資本を計測する方法。

本手法については、主に以下のような点が課題として挙げられる。

- ✓ 適切な係数の較正の実現可能性。全社共通の係数に基づく簡便的な手法であり、各社のリスク実態を反映するには一定の限界がある。現行規制におけるリスク係数の基礎データの更新及び信頼水準の修正により係数を較正することも考えられるが、現行規制は関東大震災及び伊勢湾台風を想定して較正された係数であり、新規制においてもこの前提に基づくことが適切かどうかには留意が必要。
- ✓ 再保険回収額の計算方法。再保険回収額は1イベントあたりで計算することが多いため、係数によりグロスのリスク量として年間損害額を計算する方式の場合、再保険回収額の計算のためのモデルが別途必要となる可能性。

以上を踏まえると、いずれの手法についても技術的な課題があり、現時点においては、「火災保険以外の種目に係る日本の地震リスク及び風水災リスク」に係る標準的手法は確定できないものの、上記のいずれかまたは両方を標準的手法として位置付けることを念頭に置きつつ、他の手法も含めて、今後詳細な検討を行っていくこととする。

③ ペリル間の統合方法

ペリル間の統合方法については、「検討状況」においても述べたとおり、特に日本における風災と水災の統合方法が論点となる。この点、使用するモデルがカバーするペリルや契約ポートフォリオの特性に依存する部分はあるものの、各社の合理的な判断を妨げない範囲で一定の標準的な統合方法を設定することも考えられる。従って、例えば、上記①において機構モデルを使用した場合における標準的な統合方法を定める、といったことが考えられ、これを念頭に引き続き検討を行っていくこととする。

➤ その他の巨大自然災害リスクについて

上記のとおり、日本における地震リスク及び風水災リスクについては、何らかの標準的手法を設定することを基本的な方向性とする。他方、会社によっては、標準的手法が利用可能でない場合や、標準的手法が対象としていないリスクを計測しているケースもある。この場合、重要性に応じて各社が妥当と考える手法により計測を行い、またその妥当性について保険会社内部の検証及び当局による一定の審査を受けることが基本的な考え方となる（「3.5.3.1.2 巨大自然災害リスクの検証に関する枠組み」参照）。

なお、海外自然災害については、現行連結規制においてファクター方式による簡便的な計測が

認められており、新規制においても何らかの標準的手法を設定するという考え方もある。他方、海外自然災害は様々な地域・ペリルにわたっており、各社の進出地域、進出度合等によって重要性が異なることが想定される。自然災害リスクの複雑性・個別性に鑑みれば、簡便的な計測手法ではリスクを的確に捕捉することが困難とも想定され、また内部管理との整合性も踏まえれば、少なくとも重要性が大きい地域・ペリルについては、一定のガバナンスの下で各社が妥当と考える手法によりリスク計測を行うことがより適切であると考えられるため、これを基本的な方向性とする。

また、重要性が小さい地域・ペリルについても、内部管理との整合性を踏まえれば、プロポーシヨナリティ原則に基づき各社が妥当と考える手法により計測を行うことが適切と考えられ、これを現時点における基本的な方向性とする。ただし、各社の計測実態等を踏まえ、全社共通の簡便手法により計測を行うことがより適切となる可能性も現時点では排除できないため、共通手法の設定要否についても引き続き検討することとする。

3.5.3.1.2 巨大自然災害リスクの検証に関する枠組み

前述のとおり、巨大自然災害リスクの一部または全部について、標準的手法以外の方法で計測を行うことも想定される。このような状況においては、各社の実態をより反映したリスク計測が可能となる一方で、その妥当性については一定の客観的な検証が必要と考えられる。

この点、まずは保険会社の内部において十分な検証が行われることが重要である。ERM 等の内部管理目的で構築している検証態勢・モデルガバナンスを規制上でも活用することは、規制と内部管理を一体化させ、内部管理の高度化を促進する観点からも重要と考えられる。

一方で、保険会社の内部検証が十分に機能せず、過度に楽観的でリスク実態に合わないモデルが用いられる可能性等を排除する観点からは、当局がモデルに対する一定の審査を行うことも必要である。客観的な審査が実施されるためには、モデルが満たすべき要件等を定めた一定の審査基準が必要となるが、会社ごとにリスクの規模や性質が異なることを踏まえれば、プロポーシヨナリティの観点も踏まえた柔軟な審査が行われることが重要であり、保険会社との対話を通じて審査上の重要項目や課題認識を共有していくプロセスが不可欠となる。

また、金融庁が実効的かつ効率的な審査を実施する観点からは、各社において有効なモデルガバナンス態勢が整備されているかの確認や、各社による計算ロジックの妥当性の検証内容の確認を行う等、各社の実務の内容を出来る限り活用していくことが重要であり、また、承認後のモデルについても継続的にその適切性が確保されるよう、保険会社に対して定期的な検証及びその報告を求める仕組みが必要である。

3.5.3.1.3 自然災害モデルの審査基準

ICSでは、「自然災害モデルのセーフガード」と呼ばれるモデルの適切性を評価する基準(表14)が設定されており、国内FTにおいても、当該基準に関連する情報を質問票形式で求めている。本セーフガードは、新規制における自然災害モデルの活用にあたって、その適切性を確保する観点から有用な基準となっており、当局による審査基準についても、本セーフガードの内容を踏まえたものとする考えられる。

表14 自然災害モデルのセーフガード

1. 適用されるスコープ	5. ユーステスト基準及びガバナンス
2. 検証	6. 文書化基準
3. 上級経営者による承認	7. モデル化されていない巨大自然災害リスクのリスト
4. 統計的品質テスト	

以下では、自然災害モデルの審査に向けて、現時点で考えられる審査基準の基本的な要素及びその考え方について示すこととする。なお、審査において求められるべき水準は、会社が晒されているリスクの規模や性質によって異なり得るため、画一的な基準を示すことはできないが、各社においては、これらを踏まえて自社の実態(リスク及びモデルの特性やリスクの重要性等)に応じた適切な態勢を整備することが求められる。

基準1: 検証基準

「3.5.3.1.2 巨大自然災害リスクの検証に関する枠組み」において述べたとおり、実効的かつ効率的な審査を実施する観点からは、各社において有効なモデルガバナンス態勢が整備されることが重要である。この観点から、保険会社は、自然災害モデルのフレームワークが健全かどうか、または改善が必要かどうかを証明するために、厳格なモデルの検証プロセスを整備することが求められる。主な着眼点は以下のとおり。

<検証プロセス>

保険会社における検証プロセスの整備状況を評価する際の一つの着眼点は、それが保険会社における明示的な方針や規定として位置付けられているかどうかであり、その中では、例えば以下の要素を特定することが考えられる。

- ✓ 検証のスコープ
- ✓ 検証の手順及び使用される手法
- ✓ 定期的な検証の頻度及びその他検証が必要となる状況

- ✓ 検証に関与する人員及び役割、責任者、検証結果に関するレポートライン
- ✓ 検証の発見事項に対する改善及びフォローアップのプロセス

<検証のスコープ>

自然災害モデルの検証には、定量的要素と定性的要素の両方を含めなければならない。自然災害モデル全体のパフォーマンスを評価する際には、モデル全体及び構造、ガバナンス、データ、プロセスに関する各構成要素を評価することが重要である。この観点から、保険会社は少なくとも以下に示す「統計的品質基準」、「校正基準」、「ユーステスト及びガバナンス基準」、及び「文書化基準」の遵守状況について検証することが求められる。

<検証者の独立性・適格性>

検証の実効性を確保するためには、客観的な異議表明が不可欠である。モデルの独立した検証は、自然災害モデルの全体的なパフォーマンスの評価・検証に役立つ。したがって、検証が社内・社外のいずれで実施されているかにかかわらず、検証機能の適度な独立性が重要であり、検証者には、必要なスキル、知識、専門的知見、経験が備わっていなければならない。

客観性を確保する観点からは、モデルの開発及び運用から独立した者による検証が望ましいが、組織上の形式的な独立性ではなく、モデルの限界や改善課題を明確化するという検証の目的に照らし、十分その機能を発揮しているかという観点が重要である。

<検証レポート>

モデルの適切性を継続的に確保するため、保険会社は定期的な検証を実施し、その結果について経営陣及び当局への報告を行う仕組みが必要である。モデル検証レポートの活用がそのための一般的な方策であり、保険会社は例えば以下の要素を含むモデル検証レポートを作成し、定期的に(例えば年1回)当局に提出することが考えられる。

- ✓ 検証プロセスの概要
- ✓ 前回までのモデル検証の発見事項に対するフォローアップの実施状況
- ✓ 前回からのモデル変更に関する情報
- ✓ モデルの構成要素またはモデル全体に対する「統計的品質基準」、「校正基準」、「ユーステスト及びガバナンス基準」、「文書化基準」の遵守状況に関する検証の概要及びその結論
- ✓ 計測対象とする巨大自然災害リスクのリスト
- ✓ 規制上の巨大自然災害リスクの所要資本の計算結果に関する適切性の検証の概要及びその結論

- ✓ 検証態勢及び検証者の独立性に関する説明
- ✓ 検証者に必要なスキル、知識、専門的知見、経験が備わっていることについての説明（例：経歴や関連する業務に従事した年数等）

<検証手法>

モデル検証に用いられる手法は様々であり、例えば以下が挙げられる。ただし検証は各社において適切な手法に基づき実施されるべきであり、これらに限定されるものではなく、これらを必須とするものでもない。

- ✓ 感応度分析
- ✓ ストレステスト、シナリオテスト、リバースストレステスト
- ✓ バックテスト
- ✓ 安定性テスト
- ✓ 損益の帰属
- ✓ ベンチマーキングや代替的手法・モデルを用いた検証

<外部モデル>

自然災害モデルの計測において外部のベンダーモデルを活用することも考えられるが、外部モデルの使用は審査基準の要件の一部または全部を免除する正当な理由にはならない点に留意する必要がある。審査においては外部ベンダーが実施した検証についても考慮されるが、保険会社は当該外部ベンダーによる検証プロセス及び結果に関する適切な理解を持たなければならない。

基準 2: 統計的品質基準

統計的品質テストは、自然災害モデルにおける技術的な側面に対して行われるものであり、具体的には以下が挙げられる。

- a. 計算手法及び計算前提
- b. 重要なリスクを捉えているかどうか
- c. データ(外部データを含む)及びエキスパート・ジャッジメント
- d. リスクの統合及び分散効果
- e. 保険負債の計算手法との整合性
- f. リスク削減効果及びマネジメント・アクションの考慮

上記に関して現時点において想定される主な着眼点を以下に示す。

<計算手法>

自然災害モデルの基礎となる定量的な計算手法は、業界標準またはベストプラクティスとして一般に認められるようなものであり、頑健な保険数理及び統計理論に沿ったものでなければならない。

現行規制における火災保険の巨大災害リスクは、平成 10 年大蔵省告示第 232 号第 1 条の 2 に定める工学的事故発生モデル(工学的事故発生モデルがない場合は、理論分布的事故発生モデル)によるリスクカーブを用いることとなっているため、例えば同様の要件を満たすかどうかが一つの目線として考えられる。

なお、計算手法についてもプロポーシヨナリティ原則が適用される。重要性の大きいリスクについては精緻な手法が望ましい一方で、重要性の小さいリスクについては簡便的な手法を用いることも考えられる。保険会社は、選択された計算手法がリスク及び事業の性質、規模及び複雑性に照らして適切なものとなっているかを説明することが求められる。

<重要なリスクの捕捉>

巨大自然災害リスクの所要資本の計測対象は、会社が晒されているリスクに依存する。晒されている巨大自然災害リスクはリスト化されている必要があり、計測対象としていないリスクを特定した上で、その正当性や影響度の評価を行う必要がある。また、計測対象としているリスクについては、当該リストにおいて例えば地域やペリル別のリスクの重要性に応じたランク付けを行うことなどが考えられる。モデルの有効性を維持するため、当該リストが反復的にレビューされるプロセスを有していなければならない。

<データ>

自然災害モデルの構築に用いられるデータは、モデルのパフォーマンスの主要なドライバーの一つである。十分に信頼できる結果を得るためには、質の高いデータが必要であり、自然災害モデルに使用されるデータは、最新かつ十分な信頼性を有し、正確、完全かつ適切なものでなければならない(正確性・完全性・適切性については、「3.3.1.6.6 データ品質における「正確性」、「完全性」及び「適切性」の基準」に示した現在推計に用いるデータの基準を参照)。また、データが自社固有のものではない場合、当該データの限界を理解するとともに、自社ポートフォリオのリスク特性と整合的であるかを確認し、必要に応じてデータの調整を行うことが求められる。

<エキスパート・ジャッジメント>

エキスパート・ジャッジメントを使用する場合、これを文書化しなければならない。文書には、例えば、エキスパート・ジャッジメントに基づき設定された前提条件、当該前提条件を使用することが結果に与える影響度、エキスパート・ジャッジメントの根拠、関与した専門家及び専門家の適格性に関する情報（例えば経歴や関連する業務に従事した年数等）などが記載されることが考えられる。

エキスパート・ジャッジメントの実施プロセスは、適切に文書化される必要があり、その重要性に応じて十分に上位のレベルで承認されなければならない。

<リスクの統合及び分散効果>

自然災害モデルにおいては、地域間・ペリル間の分散効果を考慮することが一般的であるが、所要資本が過小評価されないよう、その正当性について説明する必要がある。また、ストレス状況下における依存性の変化について考慮した場合には、その正当性について説明する必要がある。

<バックテスト>

統計的品質テストには、実務上可能な範囲でのバックテスト（モデルによる予測と実績を比較するプロセス）を含まなければならない。

基準 3: 較正基準

較正基準は、モデルが規制上の標準モデルと整合的に所要資本の保有期間 1 年・信頼水準 99.5%の VaR に較正されることを求めるものであり、例えばモデルが信頼水準 99.95%に較正されている、リスク尺度として TVaR を用いている等の場合、規制上の所要資本計算のための再較正・調整を実施することが必要となる。

基準 4: ユーステスト及びガバナンス基準

自然災害モデルが組織の様々なマネジメントレベルにおけるリスク管理及び意思決定、ならびにリスクとソルベンシーの評価において、重要な役割を果たしていることを実証しなければならない。

ユーステストは、当局と保険会社間の信頼関係をサポートする証拠である。当局はユーステストを通じて、自然災害モデルが会社のリスクの見通しを反映するものであり、規制上の所要資本を削減する目的で開発されていないという確証を得ることができる。

経営陣には、自然災害モデルに関する全体的な理解が求められるが、特にモデルのアウトプットと限界がリスク・資本管理の意思決定に及ぼす影響を理解している必要がある。

取締役会または適切に権限を委任された上級経営者（例えばリスク管理機能の責任者）は、モデルの設計と運用が継続的に適切であること、及びモデルが保険会社のリスク特性を適切に反映し続けていることを確認する責任を負う。この観点から、自然災害モデルに関する適切なガバナンス及び内部統制が構築されなければならない。取締役会または上級経営者はモデルの開発及び変更に係る承認権限を有することが求められる。

基準 5: 文書化基準

手法の基礎となる理論及び計算前提の概要を含む自然災害モデルのデザイン、構造及びガバナンスを文書化しなければならない。文書化は、「検証基準」、「統計的品質基準」、「較正基準」、「ユーステスト及びガバナンス基準」を遵守しているかどうかについて、知識のある第三者が健全な判断を下すことを可能にする程度に十分でなければならない。

上記のほか、文書化が求められる具体的な要素としては、例えば以下が挙げられる。

- ✓ モデルが有効に機能しない状況
- ✓ モデルの開発や重大な変更
- ✓ 外部のベンダー／供給者に対する依存が存在する場合には、その依存に関して、当該外部ベンダー／供給者を使用することの適切性に関する説明
- ✓ 使用されるモデル及びその特徴
- ✓ リスク特性及び晒されている巨大自然災害リスクに関する情報
- ✓ モデルの選択に関する正当性
- ✓ 外部ベンダーモデルを使用する場合、モデルの使用方法に関する情報（例：行われた調整）
- ✓ 外部ベンダーモデルを使用する場合、モデルの使用方法に対する制限（例：ベンダーモデルによって提供されるオプションやパラメータの使用に関して、または、調整が行われ得るものに関して）

文書は適切に構造化されるべきであり、モデル文書を形成するすべての文書のインベントリが含まれていることが望ましい。

3.5.3.1.4 自然災害モデルの審査プロセス及び今後の方向性

審査基準の基本的な要素は上述のとおりであるが、今後はこれを基に必要に応じて調整・解釈の明確化等を実施していくことが考えられる。その後 2024 年頃に審査基準の最終化を行い、当局による予備審査及び本審査を実施していくことが考えられるが、FTにおける質問票の回答等を踏まえれば、保険会社の対応状況は現時点において必ずしも十分ではない可能性がある。したがって、自然災害モデルの審査対象となる社については、新規制導入までに求められる水準に到達すべく、計画的に準備を進めていく必要がある。このような状況を踏まえ、新規制導入までのプロセスとして、以下のスケジュールに沿った対応をとっていくこととする。

表 15 自然災害モデルの審査に関する今後の想定スケジュール

時期	想定される主な実施内容
2022 年後半 ～2023 年前半	審査基準案に則した保険会社による自己評価の実施及び当局によるレビュー。当局レビューにおいては、特に以下の点について重点的に確認。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自然災害モデルのフレームワークの概観 ✓ 審査上の重要項目の特定 ✓ 審査基準に照らした課題の特定及び今後の対応方針の確認 ✓ 今後のモデル開発・変更計画の確認
2023 年後半 ～2024 年前半	審査基準案に則した保険会社による自己評価の再実施及び当局によるレビュー。当局レビューにおいては、特に以下の点について重点的に確認。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 審査上の重要項目に関する詳細レビュー ✓ 課題項目に関する対応状況の確認
2024 年後半 ～2025 年 3 月	最終化された審査基準に則した予備審査の実施。
(新規制導入) 2025 年 4 月～	ESR の初回報告のための本審査の実施。

以降では、自然災害モデルの審査プロセスに関して、現時点において想定される主要な論点及び検討の方向性を示す。これらの論点については、表 15 に示した 2022 年後半～2023 年前半に実施予定の自己評価プロセスにおいて各社の状況を確認し、適切なアプローチについて今後検討していくこととする。

➤ 重要性が小さいリスクに係る審査

巨大自然災害リスクの計算において、「3.5.3.1.1 巨大自然災害リスクの計測に関する枠組み」に示した標準的手法以外の手法(標準的手法が存在しない場合を含む)を用いる社については、

当該手法に関して当局の審査を受けることが基本的な考え方となる。ただし、巨大自然災害リスクの多様性を踏まえ、標準的手法はすべてのリスクをカバーするものとはなっていないため、重要性が小さいリスクについて標準的手法が存在せず、審査対象となるケースも想定される。

このようなケースについては、2つのアプローチが想定される。一つ目は、プロポーショナルティ原則を踏まえ、重要性に応じた深度での審査とすることである。二つ目は、定量的な重要性等に関する一定の要件を満たす場合に、審査対象外とすることである。ただし、いずれのアプローチであったとしても、リスクの重要性が小さいことについての客観的な検証を、引受状況や自然災害に関する損害実績等を踏まえ、随時実施していくことが求められる点には留意する必要がある。

➤ モデル変更の取り扱い

承認済みのモデルについても、環境変化等に応じて適時・適切にモデルの変更及びその検証が行われることが重要である。他方、あらゆるモデル変更について当局が再審査を行うことは効率性の観点から適切ではないため、モデルの適切性を確保できることを前提に、実務上の対応可能性を踏まえたバランスのとれた方策を検討する必要がある。

この点、ICP17.18.1では、モデルを変更した場合の取り扱いについて、モデルに対する変更の程度とタイミングに関する「モデル変更方針」を当局と保険会社の間で定めておくことで、当該方針に沿った軽微な変更については審査対象外とし、より迅速かつ柔軟なモデルの更新が可能になるだろうとされており、例えば欧州ソルベンシーIIにおいても同様の方策が採られている。

こうした事例を踏まえ、我が国の新規制においても、保険会社が例えば以下の要素を含むモデル変更方針を定めた上で、初期承認プロセスにおいて当局の審査を受けることとし、またモデル承認後は、モデルの重大な変更及びモデル変更方針の重大な変更についてのみ当局による再審査の対象とする、といったスキームを採用することが一つの選択肢として考えられる。

- ✓ モデルの重大な変更の定義
- ✓ 軽微な変更の組み合わせに関する取り扱い
- ✓ 以下を含むモデル変更のためのガバナンス及び意思決定プロセス
 - ◇ モデル変更が必要となり得る状況
 - ◇ モデル変更の内部承認及び実施プロセス
- ✓ モデル変更方針の重大な変更の定義

➤ 単体ベースと連結ベースの取り扱い

連結ベースの計算に用いられるモデルを単体ベースの計算においても使用している場合、連

結ベースのモデル審査において、単体ベースのモデル審査を一定程度カバーすることが可能である。ただし、連結ベースと単体ベースでモデルの仕様やガバナンス態勢にどのような差異があるかについては確認を行う必要があると考えられる。

➤ 海外の現地規制で承認を受けたモデルの取り扱い

海外の子会社や親会社・本店等が現地規制において利用が認められているモデルを、我が国の新規制において使用する場合の取り扱いについても検討が必要である。この点、各国の現地規制における自然災害モデルの取り扱いに応じて日本の規制上の取り扱いを個別に定めることは現実的ではなく、その他のモデルと同様の取り扱いとすることが原則的な考え方となるが、実際の審査においては、現地規制上の取り扱いも考慮した形で審査が行われるものと考えられる。また、審査に係る実務負担を軽減する観点から、例えば現地当局によるモデル審査の過程で作成された文書等を活用すること等により、効率的な審査を実施することも可能と考えられる。

3.5.3.2 その他の巨大災害リスク

その他の巨大災害リスクに係る所要資本は、「テロ攻撃」、「パンデミック」、「信用及び保証」の3つの要素に関する所定のシナリオに基づく損失額として計算される。

これまでの FT 等を通じた検討の結果、上記のシナリオに基づき所要資本の計算を行うことについては大きな問題は見出されておらず、新規制においても現在の仕様を維持することを基本的な方向性とする。

ただし、実務的な観点から、現在の仕様に対する技術的な調整や簡便的な計算に関する意見があることから、これらについては今後の FT 等を通じて引き続き検討を行うこととする。以下に主要な論点について記載する。

➤ テロ攻撃

テロ攻撃の仕様に関しては、最も大きな地理的な集積リスクを計算する仕様となっているが、当該シナリオでは、テロ攻撃の対象となる蓋然性が低いと思われる地域やエクスポージャーが計算対象となる場合があり、現実的なリスク削減手法を講じることが難しいといった意見や、個社のビジネスモデル特有の巨大災害リスクが捉えられないといった意見が見られる。

本意見に関しては、規制上の標準モデルとしては一定の共通性があるシナリオを設定する必要がある一方、保険会社のリスク実態やビジネスモデルを踏まえたより蓋然性のあるシナリオに基づきリスクを把握することにも意義が認められると考えられる。

従って、会社のリスク実態等を踏まえ、テロ攻撃による損失額の計算対象として、最も大きな地理的な集積リスクとは異なる計算対象とすることがより蓋然性の高いシナリオであると認められる場合等においては、当該シナリオに基づく計算を認めるといったことが考えられ、こうした観点を踏まえ、今後の FT 等を通じて検討を行うこととする。

➤ 取引信用保険

現在の仕様では、外部格付区分(投資適格と投資不適格)ごとに基準日を末日とする会計年度の正味既経過保険料を計算し、所定の係数(投資適格:80%、投資不適格:200%)を当該正味既経過保険料に乗じることとしている。投資適格及び投資不適格の区分は、最新の外部格付に基づき決定することとされ、内部格付による区分は顧客が無格付の場合にのみ認められる。

本仕様に関しては、契約者の取引先(顧客)が多岐にわたり、外部格付を有しているかどうかを確認することが実務上困難であることから、外部格付の有無にかかわらず内部格付を使用できるようにして欲しいといった意見があった。

上記の意見に関連して、現在の仕様では、内部データの不足により投資適格・投資不適格の区分が困難な場合には、2008年から2010年の間の3会計年度のうち最も高かった損失率を使用することができるが、当該損失率が必ずしも投資適格の損失率(80%)よりも保守的とならない可能性や、2008年から2010年の間の実績データが存在しない場合も想定される。

取引信用保険に関する巨大災害リスクについては、上記を踏まえつつ、何らかの仕様の調整を行うことを念頭に、今後のFT等を通じて検討を行うこととする。

➤ 保証

保証に対する信用ストレスとして、米国以外のエクスポージャーについては、当該国または当該エクスポージャー種類(いずれか粒度の細かい方)における過去10年間の最大グロス損害額のエクスポージャーに対する割合を、損失額計算モデルの95%PMLとして用いることとされている。

この点について、日本の保証保険マーケットは、引受ボリュームが極めて小さいこともあり、損害率が毎年大きく変動しうる状況にあり、直近10年の実績にリーマンショックのようなイベントが含まれるかどうかで、算出結果が大きく変わるため、リスク量安定化等の観点から、より実態に則した計測(例:観測期間を過去20年に長期化し、上位2番目のグロス損害率を用いて算出した結果を用いる等)が可能となるようにすべき、といった意見が見られた。

本意見に関連して、そもそも十分な過去実績が存在しない社も想定し得ることから、この場合は何らかの標準的な損害率が必要となる可能性がある。いずれにせよ、何らかの仕様の調整を行うことを念頭に、今後のFT等を通じて検討を行うこととする。

➤ 簡便的な計算方法

その他の巨大災害リスクの計算については、精緻な計算は作業負荷が大きいとの意見が多く見られた。この点については、プロポーシヨナリティ原則に基づき、重要性を踏まえた簡便的な計算を行うことも認められ得ると考えられる。

3.5.4 市場リスク

3.5.4.1 金利リスク

金利リスクの仕様に関しては、「検討状況」において述べたとおり、モデルが過度に複雑といった意見がある一方で、ポートフォリオ・リバランスや MOCE の変動を考慮したより精緻な手法が適切といった意見も見られる。

この点、全ての保険会社に適用される標準モデルの枠組みにおいては、個社のリスク管理実態(手法)をあまねく反映することは困難であることや、現在の仕様が本邦保険会社を含む多くの保険会社からの様々な意見を考慮し ICS において採用されたものであり、また現時点において国内独自の修正を行う必要性は認められないことから、新規制における標準モデルでは現在の仕様を採用することを暫定的な結論とする³¹。

なお、一部の保険会社からは、内部管理において UFR を適用しない保険会社にとって、金利リスクのヘッジが逆効果となる(UFR を適用しない保険負債の金利感応度と資産の金利感応度がマッチするよう債券等を購入すると、UFR を適用した保険負債の金利感応度に対しては資産の金利感応度が過大となってしまう、規制上の ESR においては逆に金利リスクが増加してしまう)事態を生じさせることから、内部管理上も金利リスクのヘッジを促進できるよう、第 1 の柱において制度的な手当てが必要との意見が見られる。

第 1 の柱における制度的な手当てを行うとした場合、一つの選択肢となるのが内部モデルの活用であり、内部管理上で UFR を適用しない割引率を用いている場合、当該割引率に基づく金利リスクの計測を認めることが考えられる。この場合、資本とリスクを統合的に評価する観点からは、保険負債評価に用いる割引率を含め、ESR 全体において UFR を適用しないことが考えられる。他方、現在の市場金利及び UFR の水準を前提とすれば、UFR を適用しない割引率を用いることで保険負債が大きく(適格資本が小さく)評価され、UFR を適用して ESR を算出する会社との間の比較可能性が確保されなくなるという課題も残る³²。

これらに関連して、「3.3.2.1 3 区分アプローチ」において述べたとおり、保険負債の割引率に用いる円金利の LOT や UFR の水準が、日本の市場実態に照らして妥当なものになっていない場合には、ESR への急激な影響にも留意しつつ、より妥当な水準へと変更していくことも、上記の金利リスクの問題に対する手当てとなり得る。

³¹ なお、金利リスクの算出前提となるパラメータ推計方法やデータ観測期間等が不明確といった意見があり、これらの開示については今後の検討課題とする。

³² ただし、市場金利や UFR の水準、補外方法等によっては、UFR を適用しない割引率を用いる方が保険負債が小さく(適格資本が大きく)評価される場合もある点に留意。

本論点は、第 1 の柱における標準モデルの仕様が内部管理上のリスク管理の高度化を停滞・後退させる可能性のある課題と考えられる。一方、第 1 の柱における割引率のあり方や適用されるパラメータだけでなく、第 1 の柱における内部モデルの活用のあり方や、更には第 2 の柱、第 3 の柱のあり方など、多面的な視点からの検討が必要と考えられ、現時点において結論や方向性を示すことはできないが、保険会社のリスク管理の高度化を促すための実効的な枠組みの構築に向けて、引き続き検討を進めていくこととする。

3.5.4.2 スプレッドリスク

スプレッドリスクの仕様に関しては、全体として大きな問題は示されていないため、現在のFTの仕様を維持することを暫定的な結論とする³³。なお、以下の2点については仕様書の記載が不明確といった意見があったため、FT22において仕様書の明確化を行うこととする。

➤ スプレッドリスクの対象資産

仕様書上では、スプレッドリスクの対象資産は「調整後スプレッドの計算に寄与する全ての資産」とされており、これを調整後スプレッドの計算上の適格資産と解釈すると、不適格資産であるデリバティブ(CDS等の信用スプレッドを有するデリバティブを含む)は、スプレッドリスクの対象外となる。

一方で、市場のスプレッドの変化に伴う資産・負債の変動を捕捉するスプレッドリスクの目的に照らせば、調整後スプレッドの計算上の不適格資産も含めた、スプレッドの変化に感応的な全ての資産をストレスの対象とすることが適当と考えられ、仕様の明確化を行うこととする。

➤ 資産側のスプレッドリスクの計測方法

ストレス後の資産・負債の評価方法について、保険負債についてはストレス後のイールドカーブを用いて計算することとなっているものの、資産については明確になっていないといった意見が見られた。

この点については、保有資産の時価とキャッシュフロー及び無リスク金利から(銘柄単位または通貨・格付区分別など適切な単位で)スプレッドを逆算し、所定のストレスを適用したスプレッドを用いてストレス後の資産を評価するなど、各社において合理的な方法で計算することが考えられる。

なお、保険負債の評価に用いるストレス後のイールドカーブを資産の評価にも使用している社が見られたが、当該イールドカーブは保有資産のスプレッドが必ずしも反映されていないことから、適切な計算結果とならない可能性がある点に留意すべきである。

³³ なお、今後割引率に関する仕様の修正が行われた場合、スプレッドリスクの仕様についても修正が必要となり得る点に留意。

3.5.4.3 株式リスク

3.5.4.3.1 単体規制における子会社株式の取り扱い

単体ベースにおける子会社株式に係る株式リスクは、規模の大きい子会社を有する保険会社にとって重要なリスクとなっているが、現在の FT の計測手法(その他の株式の場合は 49%の価格下落ストレスを適用)では、リスク実態が適切に反映されていない可能性がある。

本論点に関して、一部の保険会社からは、子会社株式に対してもルックスルー・アプローチ(以下、「LTA」)を適用することで、子会社に内在する保険リスクや市場リスクを適切に評価し、経済実態を反映したリスク計測が可能となるのではないかといった意見があった。

これを踏まえ、FT21においては、単体ベースにおける報告内容の一つとして、子会社株式に対して LTA を適用した場合の所要資本の算出結果等を追加的に求めることとし、定量的な影響度や、実務上の課題等を確認していくこととした。

以下の図 4 は、生保単体及び損保単体のうち意図したデータの提出があった 20 社に関する、LTA の適用による適格資本及び所要資本に対する影響を示している。また、表 16 は、適格資本、所要資本、及び ESR に対する影響に関する 20 社の加重平均値及び中央値を示している。これによれば、LTA による影響は会社ごとに一定のばらつきが見られるものの、平均的に見れば LTA 適用前と大きな差異は生じていない。

図 4 LTA の適用による適格資本及び所要資本への影響

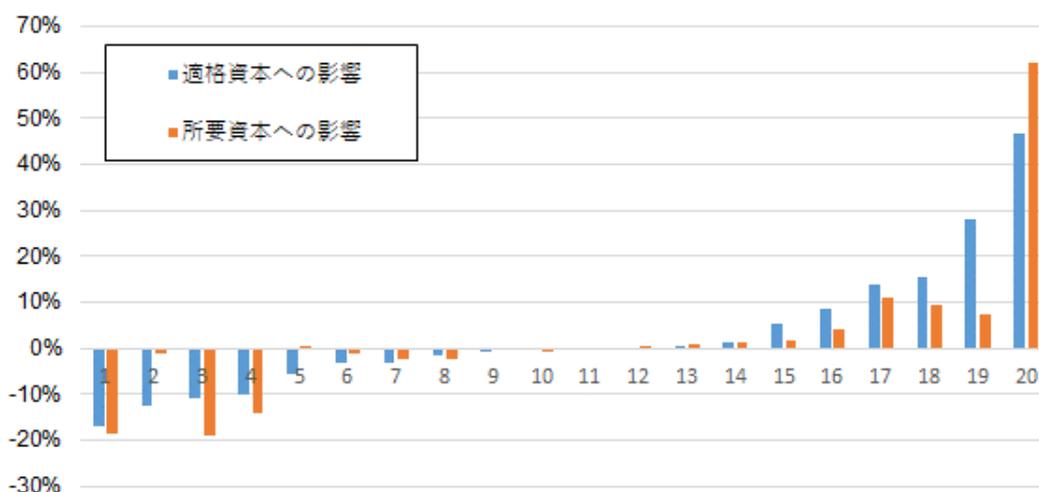


表 16 LTA の適用による適格資本及び所要資本への影響(加重平均値及び中央値)

	適格資本	所要資本	ESR
加重平均値	-1.5% ³⁴	-2.5% ³⁵	+2.1pt ³⁶
中央値	-0.1%	-0.1%	+0.6pt

LTA は、子会社が実際に保有する資産・負債をバランスシートに反映し、それをベースに所要資本・適格資本を計測することで、子会社の経済実態を反映した評価を行う手法であり、実質的に単体 ESR において親会社(ESR の報告会社)を頂点とするグループ全体のリスク評価が可能となる。

これにより、子会社株式を多く保有する会社で、かつ、現在の仕様(取得原価ベースでのバランスシート評価及び 49%のリスク係数によるリスク評価)が子会社の経済実態と大きな乖離がある場合には、リスク実態に則した ESR の評価が可能となり、また規制が保険会社のグループ経営形態の選択に悪影響を与えることも避けられるものと考えられる。また、当該手法は、経済価値ベースの評価の考え方にも沿ったものであり、子会社株式を評価する有効な手法と考えられる。

一方で、保険会社からは、当該アプローチについて、次の課題も挙げられている。

- ✓ 単体 ESR と連結 ESR で類似する指標ができることで、両者の差を対外的に説明することに係る負荷が生じるおそれがある。
- ✓ ルックスルー処理には子会社の資産・負債に関する詳細な情報を必要とすることから、適切な報告態勢の構築や、計算・検証において、連結 ESR の計測と同等の実務負荷がかかる。また、内部管理上の ESR において子会社株式に LTA を適用しない場合、規制と内部管理との乖離による二重管理の負担が大きくなるおそれがある。
- ✓ LTA を適用する場合、実質的に連結ベースの ESR を計算することと同義であり、ESR の対外公表や監督当局への報告時期に影響するおそれがある。
- ✓ 子会社の要因によって財務状況が良好な親会社の単体 ESR が PCR に抵触した場合に、どのような監督措置を取り得るか、単体規制と連結規制の棲み分けの整理が必要となる。例えば、親会社単体の財務状況が悪化した際に、親会社の契約者の保険金支払に使えない子会社の未実現のマージンによって ESR が底上げされた結果、単体ベースの健全性が正しく評価されないおそれがある。

³⁴ 集計対象の 20 社に係る「LTA 適用前適格資本の単純合計」に対する「LTA 適用後適格資本の単純合計」の変動率として算出。

³⁵ 集計対象の 20 社に係る「LTA 適用前所要資本の単純合計」に対する「LTA 適用後所要資本の単純合計」の変動率として算出。

³⁶ 集計対象の 20 社に係る「LTA 適用前適格資本の単純合計/LTA 適用前所要資本の単純合計」に対する「LTA 適用後適格資本の単純合計/LTA 適用後所要資本の単純合計」の変動幅として算出。

上記を踏まえると、LTA は子会社株式の経済実態をより適切に ESR の計算に反映し得るものの、単体規制としての位置付けを踏まえた LTA に基づく ESR の評価方法の適切性や、連結規制上の監督措置との関係性等については整理が必要と考えられる。

また、LTA を適用しない場合、子会社株式に対して 49% のリスク係数に基づき計測されることは、表 16 のとおり一定程度保守的な取り扱いとなっていること、単体ベースにおいて LTA を適用しない場合であっても、連結ベースにおいては LTA と同様の考え方に基づき子会社に係る評価が行われること、会社によっては内部管理との不整合性が起きる点や実務負荷が増加するといった意見があること等を踏まえれば、LTA を適用しないことも許容されるべきと考えられる。

以上を踏まえ、子会社株式に関する LTA の適用は必須とはせず、適用可能な社について認めることを暫定的な結論とするが、上記に挙げた課題のほか、以下に挙げるその他の論点等については、引き続き FT 等を通じて検討を行っていくこととする。

➤ LTA の適用要件

前述のとおり、LTA の適用自体は任意であったとしても、恣意的な選択適用を防止する観点からは、継続的に適用することを前提としている必要があると考えられる。また、監督措置との関係については、今後検討を深めていく必要がある。

➤ LTA の適用対象

FT21 では、単体ベースの報告会社が連結ベースの報告(単体ベースの報告会社を頂点とする連結ベースの報告またはその親会社に係る連結ベースの報告)において連結対象とした社の株式(子会社が保有する子会社株式も含まれ得る)に対して、LTA を適用することとしている。LTA を適用する場合、恣意的な選択適用を防止する観点から、このように連結ベースでの取り扱いと整合的に適用することを要件とすることが基本的な方向性と考えられる。

➤ LTA の適用方式

単体ベースの計算上、子会社株式は子会社の純資産に対する自社の持分に相当するものであり、LTA を適用した場合においても、子会社の資産・負債のうち、自社の持分に相当する部分のみを認識することが適当と考えられる。これを踏まえ、FT21 では、子会社が保有する資産・負債及び所要資本の計算におけるエクスポージャーを、株式の持分割合に応じて比例的に認識する(以下、「比例連結ベース」)こととした。比例連結ベースの LTA を適用したバランスシートには、自社の資産・負債に加えて、子会社が保有する資産・負債に持分比率を乗じた額が計上される(親

子間の取引は相殺消去)こととなり、当該バランスシートに基づき適格資本及び所要資本が計算される。

全ての子会社の持分比率が 100%であり、かつ全ての子会社株式について LTA を適用した場合、基本的には通常の連結バランスシートと一致すると考えられる。他方で、持分比率が 100%未満の子会社を有する場合、比例連結ベースのバランスシートを新たに作成することは、既存の連結会計の実務とは異なる処理やデータが必要となる場合があり、実務負荷の増加が想定される。

このような実務的な観点を踏まえ、FT21 では、持分比率が 100%未満の子会社株式について、比例連結ベースを適用した場合と全部連結ベースで適用した場合の差異に重要性がないと考えられる場合、持分比率を 100%とみなして LTA を適用するアプローチ(以下、「全部連結ベース」)を適用できることとした。

全部連結ベースの場合、子会社の資産・負債及び所要資本の計算におけるエクスポージャーのうち、自社の持分相当以外の部分(非支配株主持分)まで認識した上で、適格資本及び所要資本を計算することとなる。この場合、比例連結ベースを適用した場合と比べて、適格資本・所要資本のいずれも増加することが想定されるが、ESR に対する影響は明らかではない。そこで、保守性の観点から、全部連結ベースの LTA の適用によって生じた非支配株主持分については、Tier1 資本から控除する取り扱いとしている。

上記の取り扱いに関して、FT21 においては特段大きな課題は認識されていない。従って、引き続き全部連結ベースでの計算を認める仕様を維持することを基本的な方向性とする。

➤ MOCE

MOCE について、LTA 適用後の所要資本を参照して親会社と子会社の MOCE を一体的に評価することが考えられる。この場合、参照される所要資本は、親会社の有するリスクと子会社の有するリスクの間の分散効果が反映されたものとなっている。

一方、「3.3.3 MOCE」に示したとおり、資本コスト法に基づく計測を前提とした場合、MOCE の計算根拠として保険契約の移転価格を想定していることには留意が必要である。単体ベースにおいて資本コスト法に基づく MOCE の計算をする際には、会社が保有する全契約をまとめて一つの移転先に移転するとの前提に基づき、全契約から生じるリスクについて分散効果を反映して計算

することが一つの考え方である³⁷。

親会社の有するリスクと子会社の有するリスクの間の分散効果が反映された所要資本を用いて MOCE を計算することは、親会社の保有契約と子会社の保有契約をまとめて移転することを想定していることになるが、単体ベースにおいてこのような前提を想定することが適切と言えるかどうかは自明ではない。LTA の適用によって分散効果の影響が過大評価される可能性もあるため、金額的な影響度と実務負荷とのバランスも踏まえつつ、一定の整理を行う必要があると考えられる。

➤ 資本の流用可能性

「3.4.4 資本の流用可能性」に示したように、連結ベースの計算において、グループ内のある保険会社の所要資本を超える超過資本は、法的制約等によって、グループ内の他の保険会社の損失や所要資本をカバーするために必ずしも利用できない場合がある。

これは、LTA を適用した場合の適格資本の評価においても同様と考えられる。単体 ESR はあくまで単体ベースの報告会社（親会社）の保険契約者に対する保険金等の支払能力の充実状況を確認するものであり、当該契約者に対する支払いに充当できない可能性がある部分についての適格資本への算入可否については、慎重な検討が必要と考えられる。

➤ 税効果

税効果の仕様に関しては、「3.7 税効果」において述べているとおり、単体ベースと連結ベースで考え方が異なる部分がある。LTA を適用した場合、税効果の計算は基本的に連結ベースの仕様と整合的に行うことが適切と考えられる。この点、現在の仕様に大きな問題は把握されていないが、引き続き確認を行っていくこととする。

➤ 当局への報告・開示

LTA を適用する場合には、上記に挙げたような単体規制としての位置付けに照らして必要な調整を行うことが考えられるほか、当局のモニタリング目的から必要な情報については、保険会社の実務負担等も踏まえつつ、LTA を適用しないベースでの数値についても何らかの報告を求めるといったことも考えられる。

³⁷ その他、例えば、保険種目単位で契約移転するとの前提に基づき、保険種目単位で計測した所要資本を単純合算する（異なる保険種目間の分散効果は反映しない）といった考え方もあり得る。

その他、「4.1.2 保険数理機能」において述べている保険数理機能による保険負債の検証について、LTA を適用した場合には単体の保険数理機能だけでは子会社の保険負債部分が必ずしもカバーされない点や、保険負債の検証レポートの記載対象(子会社の保険負債を含むのか)といった点についても、子会社の保険負債の重要性やグループ保険数理機能(「4.1.2.3 グループ保険数理機能」参照)による連結ベースの検証との重複が起きないようにするといった観点も踏まえて、整理が必要と考えられる。

また、外部への開示についても、LTA を適用することで ESR の構成要素となる各種の数値が大きく変わりうるため、情報利用者のニーズや保険会社の実務負担等も踏まえつつ、開示の要否及び開示する場合の内容・方法について検討を行う必要がある。

3.5.4.3.2 政策的措置

株式リスクの仕様に関するその他の改善要望として、生命保険業界からは、欧州ソルベンシー II において導入されている「株式リスクに係る対称調整メカニズム」及び「インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減」について、次の 2 つの視点から意義のある措置だと考えられることから、我が国の新規制においても導入することを要望する意見があった。

- ① 市場に長期の成長資金を提供するという生命保険会社の機関投資家としての役割の維持
 - ✓ 資産運用環境によらず株式リスク係数が一定の水準で維持されている状況では、日本の生命保険会社の資産運用環境が大きく悪化した場合に、株式の大量売却、または、そのような大量売却を想定した他の投資家の行動により、株式市場が暴落する、いわゆるプロシクリカリティの懸念が否定できない。
 - ✓ 株式リスクに係る対称調整メカニズムの導入は上記懸念を回避し、生命保険会社が市場に長期の成長資金を提供することが可能となる。
 - ✓ 日本を含む全世界において ESG 投資の促進が社会的要請となっており、グリーン債券投資やその他様々な形態での投資が行われることも予想される中、このような動向に沿った規制とする必要がある。インフラ投資・長期投資に係るリスク係数を削減することによって、生命保険会社が長期資金を ESG 投資を含むインフラ投資や長期投資に回すインセンティブになり、機関投資家としての役割を果たすことが可能となる。
- ② 国際的な競争における、保険会社間の公平性確保
 - ✓ 少子高齢化や人口減少により日本の生命保険市場が長期的に縮小することが見込まれ、今後、日本の生命保険会社が更に国際展開を進める可能性が考えられる中、各法域における規制で定められる要求資本の水準は国際競争上で重要な要素となる。
 - ✓ 欧州においては、EU 域内での IAIGs と非 IAIGs の比較可能性確保の観点や、実務的な観

点等も踏まえ、ICS 最終化後もソルベンシーII の継続適用を主張する意見も存在しており、同等性評価の枠組みを介してソルベンシーII をもって ICS の適用とみなされる可能性がある。この場合、欧州社は、「株式リスクに係る対称調整メカニズム」及び「インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減」を継続的に適用することが可能となる。

- ✓ 上記のような状況下、仮に日本は ICS をベースとした経済価値ベースのソルベンシー規制を導入する場合、日本の生命保険会社は特に株式投資に関して国際競争上厳しい規制を課されることとなり、他国の競合会社に比べて高い資本余力が求められることによる競争条件の歪みが生じる可能性がある。

これらの政策的措置については、有識者会議報告書においても指摘されているように、標準モデルの仕様の調整のみならず、制度の導入時に経過措置を設けることや、ESR に基づく監督措置のあり方に柔軟性を持たせること等、類似の効果を持つ可能性がある他の手段との関係や役割分担についても併せて検討を行う必要があると考えられる。従って、政策的措置に関する詳細な検討については、今後、経過措置や監督措置の議論と併せて行うことが適当と考えられるが、以下では、欧州ソルベンシーII において導入されている「株式リスクに係る対称調整メカニズム」及び「インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減」に関して、今後の検討にあたって特に留意すべきと考えられる点を示すこととする。

➤ 株式リスクに係る対称調整メカニズム

欧州ソルベンシーII では、金融システムにおける過度な潜在的プロシクリカル効果を緩和し、金融市場の持続的でない不利な動きの結果として保険会社が不当に追加資本の調達や投資資産の売却を強いられる状況を回避するため、株式価格の水準の変化に関する対称調整メカニズムが含まれることとされている。

具体的には、以下の算式に従って、基準日時点での株価と過去 3 年平均株価を比較し、±10% の範囲内で、平均に比べて株価が低下していれば株式リスク係数の引き下げ、上昇していれば係数の引き上げが行われる。

$$SA = \frac{1}{2} \left(\frac{CI - AI}{AI} - 8\% \right)$$

SA：対称リスク調整(±10%を限度)

CI：現在の株価指数

AI：過去 3 年間の株価指数の平均

本措置の導入要否の検討にあたっては、措置の目的及びその目的に照らした措置の有効性や、導入によって想定される影響について整理する必要があると考えられる。

措置の目的について、前述の保険会社からの要望の中では、資産運用環境によらず株式リスク係数が一定の水準で維持されている状況では、保険会社の資産運用環境が大きく悪化した場合に、株式の大量売却、または、そのような大量売却を想定した他の投資家の行動により、株式市場が暴落する、いわゆるプロシクリカリティの懸念が否定できないという点が挙げられている。

これは、急激な金利低下や株価下落等により保険会社の ESR が大きく低下した際に、短期間で ESR の水準を回復させるための手段として、株式の大量売却による株式リスクの削減を行うことを想定しているものと考えられる。有識者会議報告書においては、こうした政策的措置の必要性については、新たな制度が保険会社の経営に与えるインパクトやリスク軽減の定量的根拠等を把握しつつ検討すべきと指摘されていることを踏まえ、本措置の必要性及び有効性を確認する観点から、以下の点について検討を行うことが考えられる。

- ✓ 市場環境が急激に悪化した場合において、保険会社が短期間で ESR の水準を回復させるための手段として株式の大量売却を行うことの蓋然性
- ✓ 株式の大量売却(もしくはそれを想定した他の投資家の行動)により、株式市場へのプロシクリカルな影響を与える可能性³⁸、及び、本措置を導入することによって上記のプロシクリカルな影響を回避または抑制する効果

上記 1 点目の「市場環境が急激に悪化した場合において、保険会社が短期間で ESR の水準を回復させるための手段として株式の大量売却を行うことの蓋然性」については、FT21 における経済前提に対する感応度(表 17)によれば、円金利下降(生保)・株価下落(生保・損保)に対する感応度を一定程度有しているものの、生保単体の平均 ESR は 212%、損保単体の平均 ESR は 193%であり、PCR として想定される ESR=100%からみても相応のバッファーを有している状況である。

³⁸ 株式市場への影響に関して、内国上場株式全体に対する保有比率(2021年3月末)は、生命保険会社が 3.1%、損害保険会社が 0.9%となっている。(日本銀行「資金循環統計」より算出)

表 17 経済前提に対する感応度

シナリオ	生保単体			損保単体		
	ESR	適格資本	所要資本	ESR	適格資本	所要資本
(2021年3月末基準)	212%			193%		
円金利 50bps 上昇	+11pt	+4%	▲1%	▲1pt	▲0%	▲0%
円金利 50bps 下降	▲19pt	▲5%	+4%	+0pt	+1%	+0%
円金利 UFR50bps 下降	▲3pt	▲1%	+0%	▲0pt	▲0%	+0%
米ドル金利 50bps 上昇	▲1pt	▲1%	▲1%	▲0pt	▲0%	+0%
米ドル金利 50bps 下降	+1pt	+1%	+1%	+0pt	+0%	+0%
株式・不動産 10%下落	▲5pt	▲6%	▲3%	▲5pt	▲9%	▲6%
為替 10%円高	▲2pt	▲4%	▲3%	+1pt	▲4%	▲4%

(注 1) ESR は各シナリオにおける上昇(低下)幅、適格資本及び所要資本は各シナリオにおける増加(減少)率を表す。

(注 2) 同時に 2 つの前提を変化させた場合の感応度は、それぞれの感応度の合計とはならない可能性がある。

(注 3) 円金利 50bps 上昇/下降シナリオ及び米ドル金利 50bps 上昇/下降シナリオにおいては、UFR を固定する取り扱いとしている。

ただし、上記は 2021 年 3 月末時点の全社平均数値であるため、一部の個社において短期間での ESR 水準の回復が必要となる状況や、今後の環境変化等によって全社平均 ESR が大きく低下する状況は否定できない。そこで、仮想的なストレスシナリオとして、全社的に短期間での ESR 水準の回復が必要となる状況を仮定し、かつ株式の売却のみによって ESR の水準を回復させるとした場合に、必要となる売却率等の試算を行った結果を以下の表 18 に示している。

表 18 株式売却による ESR 水準の回復に係る試算結果

	ストレス係数		
	25%	35%	45%
所要資本(売却前)	94	100	107
所要資本削減額	1	7	14
所要資本(売却後)	93	93	93
ESR(売却前)	107%	100%	94%
ESR 回復幅	1pt	7pt	14pt
ESR(売却後)	108%	107%	107%
株式売却額	10	33	50
株式売却率	9%	31%	46%

<前提条件>

- ✓ FT21 における生保単体及び損保単体の全社データを使用。
- ✓ 先進国上場株式に係る株式リスクに適用されるストレス係数について、現在の仕様(35%)に加え、欧州ソルベンシーIIにおける対称調整の限度である±10%を反映させた25%及び45%の3種類を採用。
- ✓ 「所要資本(売却前)」は、株式売却を行う前の所要資本(全社単純合計)であり、ストレス係数 35%における額(すなわち、FT21 における所要資本の額)を 100 と仮定。ストレス係数 25%及び 45%における所要資本は、各社から提出されたテンプレートに基づき金融庁にて試算。
- ✓ 各社ごとに、先進国上場株式を一定割合売却した場合の所要資本の削減額を計算。ここで、先進国上場株式に係る株式リスク以外は変動しないものと仮定し、各社ごとに売却後のリスク量に基づき分散効果を反映した所要資本を算出。
- ✓ 便宜的に、ストレス係数 35%のケースにおける全ての社の ESR が 100%となるように適格資本を決定(この適格資本をストレス係数 25%及び 45%のケースについても使用)し、上記の方法に従い、各社ごとに ESR が 110%まで回復することを目標とした保有株式の売却率を算出。ただし、株式売却によって適格資本は変動しないものと仮定している。
- ✓ 「所要資本削減額」は、各社ごとに決定された株式売却率に基づく所要資本の減少額の全社合計。(ストレス係数 35%における「所要資本(売却前)」の額を 100 とした場合の相対的な額。以下の「所要資本(売却後)」及び「株式売却額」についても同様。)
- ✓ 「所要資本(売却後)」は、各社ごとの株式売却後の所要資本の全社合計。
- ✓ 「株式売却額」は、各社ごとの株式売却額の全社合計。
- ✓ 「株式売却率」は、先進国上場株式の保有額(全社合計)に対する株式売却額(全社合計)の割合。

上記の試算では、ESR の回復手段として株式売却のみを仮定しているが、もともと株式リスクが大きくない社においては、株式売却による所要資本の削減には一定の限界があり、全社合計で見た場合でも、株式売却のみでは ESR=110%まで到達しない。また、株式リスクを削減するにつれて、他のリスクとの分散効果が減少し、ESR の回復効果も逡減していくことがある点にも留意が必要である。

また、上記の試算では、株式の市場価格は 2021 年 3 月末時点から変動させていないが、株式リスクは基本的に「株式の市場価格×ストレス係数」として算出されるため、株価下落時には適格資本が減少する一方で、株式リスクの所要資本も減少することになる。従って、株価下落時には、株式売却による ESR の回復効果が株価下落前と比較して低下するとも考えられる。

なお、上記の試算では、全社の ESR が 100%となる状況を仮定しているが、前述のとおり現時

点においては ESR=100%に対して相応のバッファを有している状況であり、また各社ごとに ESR の水準やリスク実態が異なることを踏まえれば、このような仮定は必ずしも現実的ではなく、あくまで保守的かつ簡易的なストレスシナリオとして設定したものである。実際のストレス下においては、各社ごとに必要となる ESR の回復水準が異なってくるものと想定される。

また、ESR の回復手段には、株式売却以外にも様々なものが考えられ、代表的なものとしては、資本調達、外国債券等のリスク性資産の売却やヘッジ、再保険の活用、新契約の積み上げ等が挙げられるが、実際にストレスに直面した場合の選択すべき手段や実行の時間軸については、会社の特性やストレスの性質に応じて異なってくるものと考えられる。本試算では、あくまで計算上の仮定として株式売却のみによる ESR 水準の回復を想定しているが、実際には複数の手段の中から、その時の状況に応じた適切な手段(またはその組み合わせ)が選択されることが現実的であると考えられる。

以上を踏まえると、市場環境が急激に悪化した場合における各社の ESR の水準や、短期間での回復が必要となるかどうか、必要な場合にどのような手段が想定されるか、といった点に関して FT 等を通じて補足的な情報収集を行い、株式の大量売却が発生する蓋然性等について、さらに分析していくことも重要と考えられる。

次に、「株式の大量売却(もしくはそれを想定した他の投資家の行動)により、株式市場へのプロシクリカルな影響を与える可能性、及び、本措置を導入することによって上記のプロシクリカルな影響を回避または抑制する効果」であるが、表 18 に示したとおり、本措置の導入により、所要資本(全社合計)に対して $\pm 6\sim 7\%$ 程度の影響(ESR=200%の場合、 $\pm 13\text{pt}$ 程度の影響)があることがわかる。この結果として、市場環境の悪化等により適格資本が減少した際にも、ストレス係数が引き下げられている状況においては、必要となる ESR の回復幅が小さくなるため、株式売却率が一定程度抑制されることがわかる。ただし、逆にストレス係数が引き上げられている状況においては、より多くの売却率が必要となっている点にも留意が必要である。

また、2021 年 3 月末時点の内国上場株式保有額(全社合計)に対して本試算による売却率を乗じた額と、国内株式市場の売買額を比較した結果は、以下の表 19 のとおりとなった。ただし、上述のとおり、本試算は複数の便宜的な仮定に基づくものであり、現実的な状況を想定したものとはなっていないため、本試算によって計算された売却率に基づく株式市場への影響を予測することは困難であり、また必ずしも適当ではない可能性がある。

表 19 本試算に基づく株式売却額と市場売買額との比較

	ストレス係数		
	25%	35%	45%
対内国上場株式年間売買代金 ³⁹	0.3%	1.1%	1.7%
対内国上場株式 6 か月間売買代金 ⁴⁰	0.7%	2.4%	3.5%

今後の検討にあたっては、本措置に限らず、目的に照らした有効性が想定される複数の選択肢の中から、それぞれのメリット・デメリットを勘案しつつ、上述の FT による情報収集等を通じて、日本の保険会社や株式市場の実態を踏まえた措置を検討することがより重要であると考えられる。先に述べたように、制度の導入時に経過措置を設けることや、ESR に基づく監督措置のあり方に柔軟性を持たせること等がその選択肢として考えられるが、いずれの場合であっても、保険会社の自律的な経営管理・リスク管理の高度化に対して意図せざる影響を与えないような制度設計が重要と考えられる。

➤ インフラ投資・長期投資に係るリスク係数の削減

欧州ソルベンシーII では、欧州投資計画 (Investment Plan for Europe)、欧州戦略投資基金 (ESFI) 等の EU 域内の戦略的投資を促進するための政策イニシアチブも踏まえ、一定の要件 (事業の健全性に係る要件、満期保有等) を満たすインフラ投資・長期株式投資に係るエクスポージャーについて、以下の表 20 に示したリスク係数の削減措置が導入されている。

表 20 株式リスクに用いるリスク係数の比較 (概要)

		ソルベンシーII	ICS
先進国株式		39%	35%
うち非上場	欧州域内	39%	49%
	非欧州	49%	
新興国株式		49%	48% (非上場: 49%)
インフラ投資株式 (プロジェクト向け)		30%	(設定なし)
インフラ投資株式 (企業向け)		36%	
戦略的株式、長期株式投資		22%	(設定なし)

これらの措置についても、前述の「対称調整メカニズム」と同様に、政策的な観点からの必要性

³⁹ 内国株式月間売買代金 (出典: 日本取引所グループ) に係る 2021 年 4 月～2022 年 3 月の合計額に対する比率。

⁴⁰ 内国株式月間売買代金 (出典: 日本取引所グループ) に係る 2021 年 4 月～2021 年 9 月の合計額に対する比率。

及び有効性について十分な検討が必要と考えられる。例えば、インフラ投資に関する投資案件の競合相手は保険会社だけではないこと、他国の保険会社と比較した規制上求められる資本余力の差異は仕様の一部のみをもって判断できるものではないこと、更には日本の資本規制において海外の投資案件にまで政策的措置を設けることの意義等について、慎重に検討する必要があると考えられる。

加えて、特定の運用手段について、政策的目的のみでリスク係数を引き下げるとは、規制上の裁定行為を誘発し、また保険会社のリスク管理の高度化を阻害する可能性もある点にも留意が必要である。

なお、政策的措置とは異なる観点として、インフラ投資等に関して適切な定量的根拠に基づきリスク係数や他の株式との相関係数を設定することが考えられる。ICS においてインフラ投資及び戦略的株式に適用されるリスク係数等の変更に関する議論が行われており、当該議論の動向も注視しつつ、FT22 においてデータ収集を実施する等、引き続き検討を進めていくこととする。

3.5.4.4. 不動産リスク

不動産リスクの仕様に関する保険会社からの改善要望として、一部の保険会社からは、現行の仕様がすべての不動産エクスポージャーに対して 25%の価格下落ストレスを想定しているところ、国や地域の特性を反映した係数・地域間の相関係数を設定することが望ましいという意見があった。

不動産リスクの仕様に関しては、上記以外の点について大きな問題は認識されていない。したがって、現在の仕様を維持することを暫定的な結論とするが、係数の妥当性等については今後確認を行っていくこととする。

3.5.4.5 為替リスク

為替リスクの仕様に関し、一部の保険会社からは、以下の意見が寄せられている。

- ✓ 為替リスク量計測の正味エクスポージャーについて、日本において外貨建商品を販売し、外貨建資産で運用している場合、当該外貨負債評価に要請される保守性や資産・負債の保有から生じる外貨建のリスクに対応するために、最良推計負債を超えるバッファーを当該外貨で保有することが、為替リスクの管理上も適切であり、危機時の契約者保護にも繋がる。現行仕様書の扱いは、保持されるべき外貨建のバッファー部分についてまで為替リスクを課すことで、保険会社に誤ったリスク管理のインセンティブを与える可能性があり、結果として危機時の契約者保護に際して為替リスクを発生させてしまう点が懸念される。本課題の解決策として、外貨建負債と資産に対応する MOCE・DTL・所要資本の全部ないしは一部について、正味エクスポージャーから控除することが考えられる。

上記の意見に関して、新規制におけるリスク計測の基本的な考え方は、経済価値ベースのバランスシートに対して一定のストレスを与えた際の純資産の減少額を計算することであり、為替リスクについても同様の考え方が適用される。すなわち、負債計上額を超える資産額を保有する通貨については、当該通貨の価値が減少した際に純資産が減少することとなるため、為替リスクの対象として認識する必要がある。

この取り扱いは、負債の変動性に対するバッファーとして最良推計負債を超える額を当該通貨で保有するというリスク管理手法を否定するものではないが、当該手法は為替リスクを完全にヘッジするものではないため、正味エクスポージャーから一定の控除を行うことにより、為替リスクを過小評価する可能性には留意が必要である。すなわち、資産によって完全には複製できない外貨建負債を有する場合、経済実態として為替リスクを有しているのであって、この実態を ESR 計算上のリスクとして認識することが必要と考えられる。

本取り扱いの例外として、日本以外の法域において事業(子会社または支店)を行っている場合、当該事業を継続するために必要な資本に近似する額として、当該法域の通貨建の正味保険負債の 10%を正味オープン・ポジションから控除することとしている。ただし、本扱いは、他の法域における事業を継続するために、当該法域における通貨建の負債を超える資産の保有(正味オープン・ポジション)を現地規制等により求められる場合に配慮した政策的な措置である。こうした趣旨を踏まえると、当該取り扱いを日本における外貨建て商品に適用することについては、必ずしも政策的な必要性が認められるものではなく、リスク実態を適切に評価する観点をより重視すべきと考えられる。

なお、MOCE 及び DTA/DTL に関しては、経済価値ベースのバランスシートに計上されるものであり、外貨建資産・負債に対応する MOCE 及び DTA/DTL を正味エクスポージャーの計算に含めることは、理論的な観点からはより精緻な計算方法となり得る。

一方で、MOCE に関しては、「3.3.3.5 所要資本の計算における MOCE の取り扱い」に示したとおり、所要資本の計算においてストレス前後で変化しないとの前提を置いている点、また、DTA/DTL に関しては、ストレスにより生じる課税損失に伴う正味 DTA の増加を所要資本の税効果として反映する仕様となっている点を踏まえれば、為替リスクの計算においても正味エクスポージャーの計算から除外することが、制度全体として整合的な取り扱いであると考えられる。

以上を踏まえ、為替リスクの正味エクスポージャーについては、現在の仕様を維持することを暫定的な結論とする。

3.5.4.6 資産集中リスク

3.5.4.6.1 ポートフォリオが特定のカウンターパーティに極端に集中している場合の取り扱い

「検討状況」においても述べたとおり、ICS で使用されている「Granularity Adjustment」と呼ばれる手法では、ポートフォリオが特定のカウンターパーティに極端に集中している場合、資産集中リスクの所要資本が過度に大きくなる可能性がある。特に、「グループ内再保険」、「銀行預金」、「子会社株式」等について一定の集中が起きている社からは、リスク実態に比して過大な所要資本となっているといった意見が見られる。

上記のうち、グループ内再保険に関しては、FT20以降、格付区分に応じて指定されたリスク係数(以下の表21参照)を再保険エクスポージャーの額に乗じて算出する手法を試行している。

表 21 グループ内再保険エクスポージャーのリスク係数

格付区分	リスク係数
1 及び 2	2%
3	3%
4	5%
5	10%
6 及び 7	20%
無格付	15%
債務不履行状態	20%

上記のリスク係数は、信用リスクの計算に用いられるデフォルト率及びデフォルト時損失率を用いた二項分布モデルに基づく非期待損失率(99.5%VaR)から、信用リスク分を控除したものととして較正されている。

本取り扱いについては、グループ内再保険エクスポージャーについては所要資本の計測対象外として欲しいといった意見があるものの、資産集中リスクは信用リスクの計算上で捕捉されていない個別のカウンターパーティに固有のリスクを補完するものであり、一定の所要資本を認識することが適切と考えられる。

ただし、前述のとおり、グループ内再保険エクスポージャー以外についても、特定のカウンターパーティに極端に集中することで、資産集中リスクの所要資本が過度に大きくなる可能性がある。特に、経営管理上の観点から一定の集中が起り得る資産については、カウンターパーティの分散を図ることにも一定の限度があると考えられることから、過度に保守的な所要資本とならないよ

うに、何らかの上限を設定することが考えられる。

これらを踏まえると、資産集中リスクの計算方法については、ICSからの何らかの修正を行うことを基本的な方向性としつつ、修正内容については本暫定決定以降も引き続き改善を図っていく必要があると考えられ、FT22では、以下の考え方に基づく手法を試行することとする。なお、本手法においては、グループ内再保険エクスポージャーについても、その他のエクスポージャーと同様に計算することとしている。

➤ FT22における手法の概要

FT21の仕様では、不動産及びグループ内再保険以外の資産エクスポージャーに係る資産集中リスクの所要資本は、以下のとおり計算される。

$$0.71656 \times \left(\frac{\sum_{\text{閾値を超える}i} (E_i - T)(0.95K_i^{eq} + K_i^{cr})}{0.95K^{eq} + K^{cr}} + T \right)$$

E_i : 関係を有するカウンターパーティ・グループ i に対する正味エクスポージャーの額(円換算後)

T : 各社で定めた閾値。ただし、 $E_i > T$ を満たす関係を有するカウンターパーティ・グループの数が 10 以上 100 以下となるように定めることとする。

K_i^{eq} : 関係を有するカウンターパーティ・グループ i に対するエクスポージャーに関する、分散効果反映前かつマネジメント・アクション考慮前の株式リスクの所要資本の合計(円換算後)

K_i^{cr} : 関係を有するカウンターパーティ・グループ i に対するエクスポージャー(グループ内再保険エクスポージャーを除く)に関する、分散効果反映前かつマネジメント・アクション考慮前の信用リスクの所要資本の合計(円換算後)

K^{eq} : 分散効果反映前かつマネジメント・アクション考慮前の株式リスクの所要資本の合計

K^{cr} : 分散効果反映前かつマネジメント・アクション考慮前の信用リスクの所要資本の合計(グループ内再保険に係る所要資本を除く)

上記の式は、以下のように、関係を有するカウンターパーティ・グループごとの所要資本への寄与の合計額として、以下のように変形できる。

$$\sum_{\text{閾値を超える}i} 0.71656 \times \frac{E_i(0.95K_i^{eq} + K_i^{cr})}{0.95K^{eq} + K^{cr}} + \sum_{\text{閾値以下の}i} 0.71656 \times \frac{T(0.95K_i^{eq} + K_i^{cr})}{0.95K^{eq} + K^{cr}}$$

ここで、関係を有するカウンターパーティ・グループ i に関する所要資本への寄与のうち、上限対象となるエクスポージャーに係る部分を以下のように計算することとする。

$$0.71656 \times \frac{E_i(0.95K_i^{eq*} + K_i^{cr*})}{0.95K^{eq} + K^{cr}}$$

K_i^{eq*} : i に対する上限対象株式エクスポージャーに関する、分散効果反映前かつマネジメント・アクション考慮前の株式リスクの所要資本

K_i^{cr*} : i に対する上限対象信用エクスポージャーに関する、分散効果反映前かつマネジメント・アクション考慮前の信用リスクの所要資本

この上限対象となるエクスポージャーに係る所要資本への寄与に対して、以下のとおり上限設定を行う。

$$\min \left\{ 0.71656 \times \frac{0.95E_iK_i^{eq*}}{0.95K^{eq} + K^{cr}}, \alpha_i E_i^{eq*} \right\} + \min \left\{ 0.71656 \times \frac{E_iK_i^{cr*}}{0.95K^{eq} + K^{cr}}, \beta_i E_i^{cr*} \right\}$$

E_i^{eq*} : i に対する上限対象株式エクスポージャーの額

E_i^{cr*} : i に対する上限対象信用エクスポージャーの額

α_i : i に対する株式エクスポージャーの上限係数

β_i : i に対する信用エクスポージャーの上限係数

上限対象となる資産種類及び上限係数の考え方は以下のとおり。

<株式エクスポージャー>

株式エクスポージャーのうち、単体ベースにおける子会社株式については、規模が大きい子会社を有する場合、実態と乖離した所要資本が計測されるとして、当該仕様について見直しを求める意見がある。

子会社株式については、LTAの適用(「3.5.4.3.1 単体規制における子会社株式の取り扱い」参照)により、資産集中リスクのエクスポージャーから除かれるため、一定の手当てがなされるものと考えられるが、LTAを適用しない場合であっても過大な所要資本が算出されることを避ける観点から、一定の上限を設けることも考えられる。

これに関して、FT21のデータに基づけば、保険会社及び保険グループの純資産に対する所要資本(税効果反映前)の割合は約60%であり、上限対象エクスポージャーに係る所要資本への寄与 $0.71656 \times \frac{0.95E_iK_i^{eq*}}{0.95K^{eq} + K^{cr}}$ は、その他のカウンターパーティとの間の分散効果が反映されたものであ

ることから、 E_i^{eq*} の60%を超えないものと仮定する。この場合、株式リスクの計算において、子会社株式評価額に対する49%のリスクが認識されていることを踏まえ、FT22では子会社株式に係る上限係数を10%と設定することとする。

<信用エクスポージャー>

信用エクスポージャーについては、これまでのFTにおいては、グループ内再保険エクスポージャー、銀行預金、未収保険料について、極端な集中が起き得ることが確認されており、これらについて、上限設定を行うことが考えられる。

ここで、上記に示した上限対象エクスポージャーに係る所要資本への寄与 $0.71656 \times \frac{E_i K_i^{cr*}}{0.95 K_i^{eq} + K_i^{cr}}$ は、その他のカウンターパーティとの間の分散効果が反映されたものであり、単一のカウンターパーティに係るリスクとして計算される「上限対象エクスポージャー額×表22のリスク係数」を超えないものと仮定し、FT22では以下の表22の係数を上限係数として使用することとする。

表 22 グループ内再保険エクスポージャー等の上限係数

格付区分	上限係数
1 及び 2	2%
3	3%
4	5%
5	10%
6 及び 7	20%
無格付	15%
債務不履行状態	20%

3.5.4.6.2 その他の実務的論点

資産集中リスクの仕様に関するその他の意見としては、個々のエクスポージャーを支配関係や経済的相互依存関係に基づいて集約する作業自体に負担が大きいため、一定の要件を満たす場合には別途簡便的な計算方法を認めるべき、といった実務負担を考慮した取り扱いに関するものが多く見られた。

プロポーシヨナリティ原則に則れば、重要性に応じた簡便的な取り扱いとすることは認められるものと考えられるが、一定の比較可能性を確保する観点からは、何らかの標準的な簡便手法を設定することも考えられるため、前述の計算手法の改善と併せて引き続き検討を行っていくこととする。

3.5.5 信用リスク

信用リスクの仕様に関する主要な論点及び本暫定決定における結論は以下のとおり。

3.5.5.1 地方公共団体に対するエクスポージャー

現在の仕様上、中央政府に対するエクスポージャーは信用リスクの計算対象から除外されているが、中央政府による保証の対象外である地方債は、「公共部門」に分類された上で、信用リスクの計算対象となっている。本取り扱いについては、地方財政制度等による我が国の地方債の安全性は極めて高いと考えられることから、より適切な信用リスクの評価方法を検討すべきとの意見があった。

現在の地方債の取り扱いは ICS と整合的なものとしているが、上記意見のとおり、当該取り扱いは、我が国の地方財政制度においては、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること、及び財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度などを通じて地方公共団体の財政運営の健全性が確保されることから、我が国の地方債に係るリスク実態を必ずしも十分に反映しているものではないとも考えられる。この点、現行 SMR においては信用リスクをゼロとする取り扱いとなっていることも踏まえ、新規制においても我が国の地方債の信用リスクを計算対象外とすることを暫定的な結論とする。

なお、公共部門に分類されるもののうち、地方債以外のエクスポージャーについても、リスク実態を踏まえたリスク係数の妥当性について、引き続き検討を行っていく。

3.5.5.2 NAIC 指定格付

現在の仕様では、全米保険監督官協会 (NAIC) が指定した格付 (以下「NAIC 格付」) が利用可能な場合、当該格付を用いて格付区分を決定できることとしており、生保単体・損保単体とも米国に親会社または子会社を有する社を中心とする一部の社が NAIC 格付を利用している。

NAIC 格付は米国の保険会社に対する現地資本規制上のリスク計測に使用されているが、新規制においても使用が認められるべきかどうかについては、定量的な影響度だけではなく、保険会社のリスク管理実態や客観性・比較可能性といった観点も踏まえて検討する必要があると考えられる。

ICS においては、NAIC 格付は監督者が所有・支配する信用評価 (SOCCA) の一つとして位置

付けられているが、各国裁量として標準モデルに含まれるか、標準モデルとは異なる「その他手法」として位置付けられるかについて、モニタリング期間中に決定されることとなっている。新規制における取り扱いについては ICS の議論の動向も踏まえる必要があることから、引き続き検討課題とする。

3.5.5.3 内部格付の使用

信用リスクの計算に用いる格付区分は、原則として、所定の格付機関ごとに定められた格付区分を適用するものとなっており、一定の客観的な信頼性や比較可能性を確保する観点から、内部格付の使用は認められていない。

こうした取り扱いについては、保険会社からは以下のような意見が寄せられている。

- 外部格付を取得することが困難な事業体であっても、保険会社内には正確な格付の推計を可能とするような信頼性の高いデータを保持している場合もあり、そのような場合には内部格付の使用も認められるべき
- 間接金融が発達している本邦においては、内部格付を一定の範囲(貸付のみ等)で使用可能とすることが望ましい

信用リスクの主要なエクスポージャー種類である「公共部門」「企業」「証券化商品」「再保険」のそれぞれについて、リスク係数を乗じる対象であるエクスポージャー額に基づく格付区分別構成割合は図 5～図 8 のとおりとなっている。公共部門を除くいずれのエクスポージャー種類においても、無格付のエクスポージャーの割合は 10%に満たない水準となっていることがわかる。また、公共部門についても、日本の政府関係機関、地方公共団体及び公企業へのエクスポージャーを除くエクスポージャーについては、無格付の割合は 1%程度の水準となっている。

内部格付の使用により、例えば外部格付では無格付とされている事業体のリスクをより精緻に反映し得るものの、上記を踏まえれば、これによる ESR への影響は限定的とも考えられ、標準モデルにおいて必要とされる客観性及び比較可能性の観点も踏まえ、現在の仕様を維持することを暫定的な結論とする。

図5 生保単体における格付区分別構成割合 (NAIC 格付使用前)

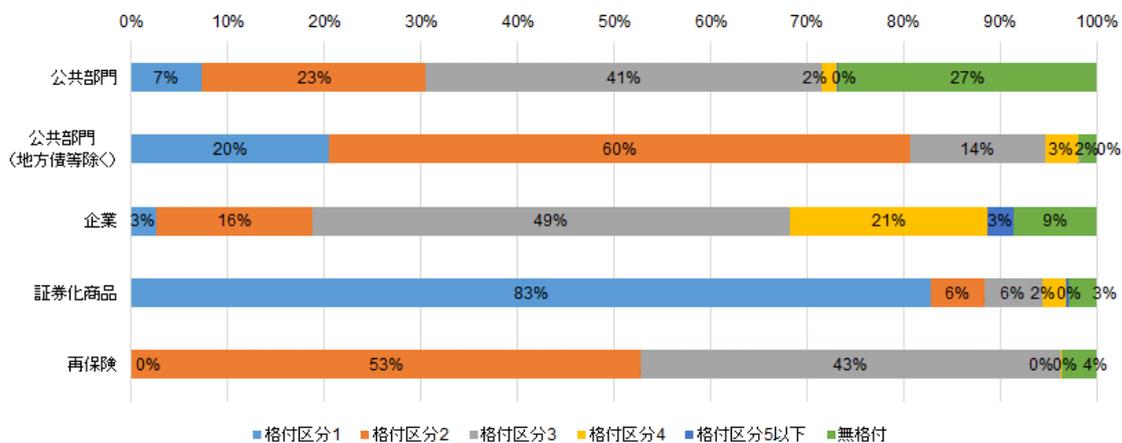


図6 生保単体における格付区分別構成割合 (NAIC 格付使用后)

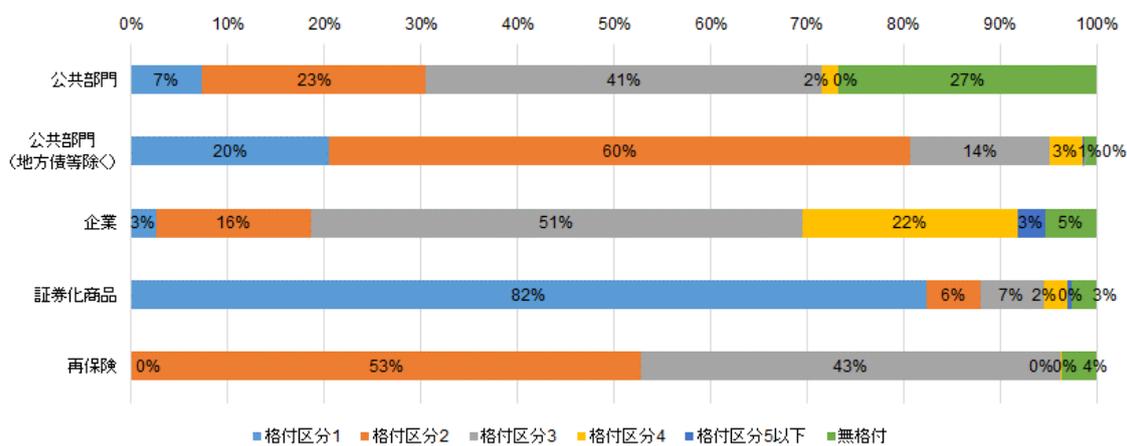


図7 損保単体における格付区分別構成割合 (NAIC 格付使用前)

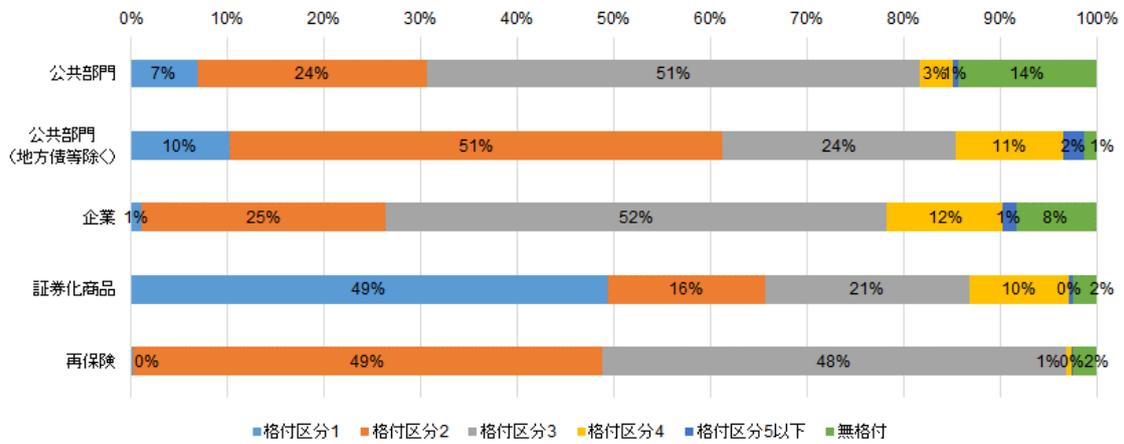
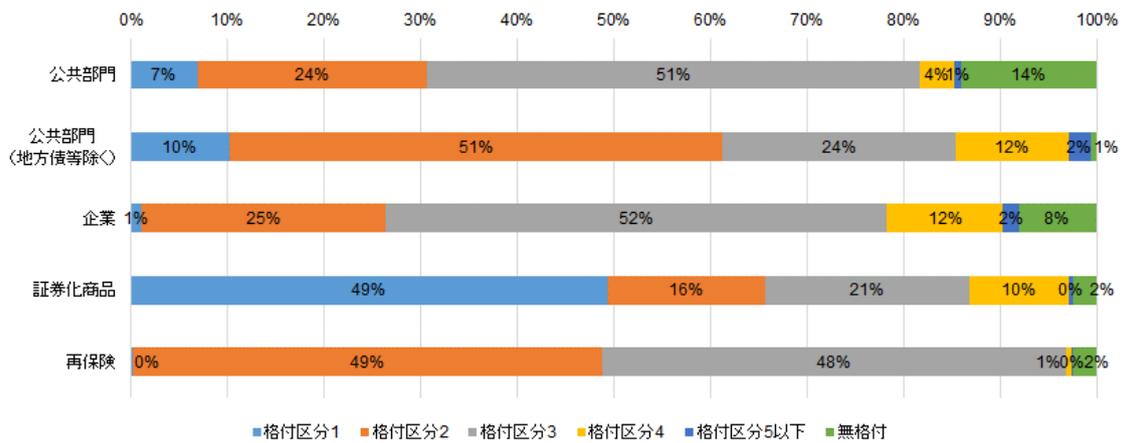


図8 損保単体における格付区分別構成割合 (NAIC 格付使用后)



3.5.6 オペレーショナルリスク

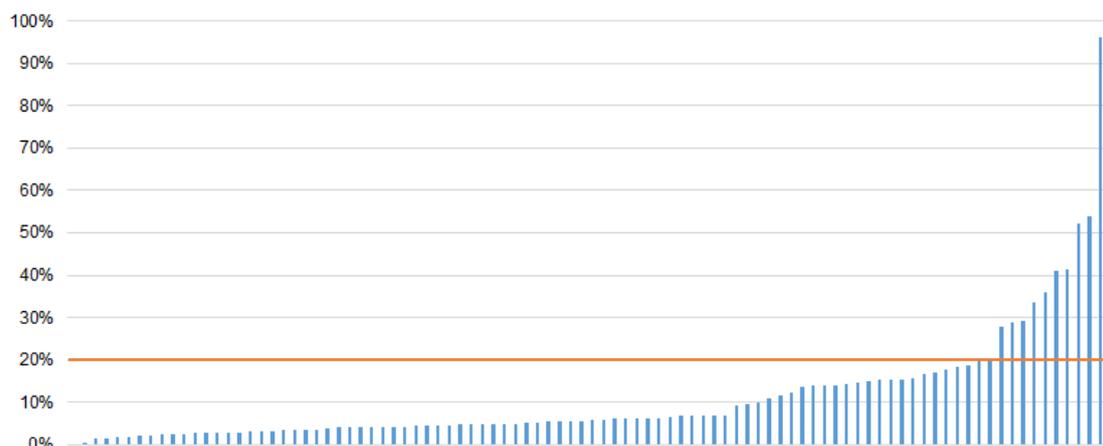
オペレーショナルリスクの所要資本は、損害保険、生命保険(有リスク)、生命保険(無リスク)の商品区分ごとに、エクスポージャー(グロス収入保険料、グロス現在推計、グロス収入保険料の前年度からの増加額)にリスク係数を乗じて計算されるが、「検討状況」に記載したとおり、「一時払保険料の取り扱い」、「再保険の取り扱い」、「事業規模拡大の影響」等に関して、一定の状況下においては、過度に保守的な所要資本が計算される可能性がある。

標準モデルとして求められる一定の簡明性や比較可能性を維持しつつ、上述のような過度な保守性を排除する観点から、所要資本に対して一定の上限を設けることが考えられる。上限の設定方法としては、グロス保険料・グロス現在推計とは異なる側面から事業規模を評価する指標として、オペレーショナルリスク以外のリスクの所要資本を用いることが考えられることから、FT21では、当該指標に対する一定割合をオペレーショナルリスクの所要資本の上限とした場合の影響度について確認することとした。

図9は、オペレーショナルリスク以外のリスクの所要資本合計(分散効果反映後)に対する、オペレーショナルリスクの所要資本の割合を、単体ベース全社について会社ごとに示したものである。当該割合が20%未満の社が全体の約87%を占めており、20%以上の社についてはばらつきが大きくなっている。

上記を踏まえ、オペレーショナルリスクの仕様に係る暫定的な結論として、所要資本に対する一定の上限値を設定することとする。FT22では上限値として「オペレーショナルリスク以外のリスクの所要資本合計(分散効果反映後)」に対する20%を用いることとし、その妥当性について確認していくこととする。

図9 オペリスク以外の所要資本合計に対するオペリスクの所要資本の割合の分布



3.6 非保険事業

非保険事業に関する論点は、事業体の分類に関する仕様の明確化及び所要資本の計算方法に関して ICS からの修正を行うかどうかである。

前者に関しては、現在の FT の仕様が ICS に準じた仕様となっており、会社間での解釈の差異が見られることから、日本の制度に則した仕様の明確化を行うものである。また、後者に関しては、銀行事業の所要資本の計算方法に関して、現在の FT の仕様が国際統一基準行向けのものとなっているところ、国内基準行については国内基準行向けの計算方法を適用するために仕様の修正を行うものである。

表 23 は、上記に関する検討を踏まえた事業体の分類及び所要資本の計算方法であり、これを基本的な方向性としつつ、更なる明確化の必要性等については今後検討していくこととする。

なお、少額短期保険業者については、保険事業として取り扱うことを基本的な方向性としているが、具体的な評価方法等については「2.4 重要性を踏まえた実務的な取り扱い」との関係も踏まえて引き続き検討を行っていく。

表 23 事業体の分類の定義及び所要資本の計算方法

#	分類	定義	所要資本の計算方法	
			連結子会社	持分法適用会社
1	金融事業	法106条1項1号から12号まで、14号及び15号		
2	保険事業	以下の#3及び#4		
3	保険者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 生命保険会社(法106条1項1号) ✓ 損害保険会社(法106条1項2号) ✓ 少額短期保険業者(法106条1項2号2) ✓ 保険業を行う外国の会社(法106条1項8号) 	「保険事業の所要資本」の仕様に従い計算	持分法による投資額に対する株式リスク、資産集中リスク、為替リスク等を計算
4	保険関連会社	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保険者の営む業務のために従属業務(法106条1項12号イ)を専ら営む会社 ✓ 保険持株会社(法2条16項) 	#3と同様	#3と同様
5	非保険金融事業	金融事業のうち、保険事業以外		
6	規制対象の銀行事業	下記のうちバーゼルIIIに準じた資本要件(国内基準を含む)を持つ事業: <ul style="list-style-type: none"> ✓ 銀行(法106条1項3号) ✓ 銀行業を営む外国の会社(法106条1項9号) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国内基準行: リスクアセットの4% ✓ 国内基準行以外: リスクアセットの8%とレバレッジ比率の対象となるエクスポージャー額の3%のうち大きい額 	左記×持分割合
7	規制対象の非銀行金融事業	#6を除く、セクター固有の資本要件を持つ非保険金融事業	セクター固有の所要資本と当該事業の総収入(過去3年平均)の15%のうち大きい額	セクター固有の所要資本×持分割合
8	規制対象外の銀行事業	#6を除く、下記の事業 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 銀行(法106条1項3号) ✓ 銀行業を営む外国の会社(法106条1項9号) 	レバレッジ比率の対象となるエクスポージャー額の4%	左記×持分割合
9	規制対象外の非銀行金融事業	非保険金融事業のうち、#6～#8以外	当該事業の総収入(過去3年平均)の15%	左記×持分割合
10	非金融事業	#1以外	純資産の推定額×株式リスクの係数	持分法による投資額×株式リスクの係数

3.7 税効果

3.7.1 経済価値ベースへの調整から生じる DTA・DTL の相殺

現在の連結ベースの仕様では、バランスシート項目を会計ベースから経済価値ベースへ調整する際に DTA・DTL が生じる場合、その正味額を会計ベースのバランスシートに計上されている DTA または DTL に対して(正の値として)加算する取り扱いとなっている。これは、連結ベースの計算においては複数の納税主体が含まれることから、経済価値ベースへの調整から生じる DTA・DTL が、必ずしも会計ベースの DTA・DTL と相殺できるとは限らないことを踏まえたものであり、単純化された計算となっている。

この点について、会計ベースのバランスシートにおいて規制上の準備金に係る DTA を計上している場合、経済価値ベースのバランスシートにおいて規制上の準備金を純資産に振り替える際に、経済価値ベースへの調整から生じる DTA・DTL と当該 DTA が相殺できないことにより、会計ベースの DTA が取り崩されずにバランスシート上に残るケースがあり、DTA の Tier2 資本算入制限により適格資本に影響が生じる場合がある。(以下の表 24 参照)

表 24 経済価値ベースへの調整から生じる DTA・DTL の相殺例

	①会計ベースの バランスシート	経済価値ベースへの調整により生じる DTA/DTL		②経済価値ベース への調整により生じ る正味 DTA/DTL	③(=①+②) 経済価値ベースの バランスシート
		規制上の準備金に 係る DTA の取崩	その他の調整		
DTA	100	-100	0	0	100
DTL	0	0	200	300	300

この問題に対する一つの改善策として、グループ内の各保険会社について、会計ベースの単体バランスシートにおける規制上の準備金に係る DTA の取崩については、当該社の単体バランスシート上の DTA を上限に、連結ベースのバランスシートにおける DTA と直接相殺することが考えられる。以下の表 25 を例にとると、保険会社 A については 50、保険会社 B については 50、保険会社 C については 0 が直接相殺可能な金額であり、会計ベースの連結バランスシート上の DTA から合計 100 を相殺することができる。

表 25 会計ベースのバランスシートにおける DTA との直接相殺可能額の計算例

	保険会社 A	保険会社 B	保険会社 C	保険会社 A,B,C から 構成されるグループ
会計ベースのバラン シートにおける DTA	100	50	0	150
規制上の準備金に係 る DTA	50	100	150	300
直接相殺可能額	50	50	0	100

FT22 では上記の対応を試行することとし、その影響を確認の上で、更なる改善が必要かどうか等について検討することとする。

3.7.2 所要資本の税効果

ストレスから生じる課税損失を相殺する十分な課税所得を有している場合は、ストレスから生じる課税損失で課税所得を減少させることができると考えられるため、所要資本の計算において、税による軽減効果を考慮することができる。

- 所要資本における税効果(上限適用前) = 所要資本(マネジメント・アクション考慮後及び分散効果反映後)×法定実効税率

上記に対して、実際に所要資本の軽減効果を反映できるのは、将来の課税所得の範囲内であり、以下に規定する a+b+c-d が利用可能な税効果の上限として課されることになる。

- a = 85%×ΣMin(欠損金の繰戻還付金,配賦された所要資本における税効果)
- b = ストレス下において保険事業から生じる将来の課税所得×法定実効税率
- c = Max(0,経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る DTL - 経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る DTA)
- d = Max(0,Min(15%×保険事業に係る所要資本,経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る DTA - 経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る DTL))

ここで、各計算要素の考え方は以下のとおり。

➤ 欠損金の繰戻還付金

一部の法域では、過年度の利益を当年度の損失で相殺し、税金の還付を受けることができるこ

とを踏まえ、欠損金の繰戻は将来の課税所得の源泉として認識することができる⁴¹。

欠損金の繰戻は特定の課税対象事業体に帰属するものであるため、連結ベースにおいては、所要資本の税効果(上限適用前)を会計ベースの保険負債に基づき各事業体に配賦することで、事業体ごとの利用可能な欠損金の繰戻の上限額としている。ただし、当該配賦は必ずしも精緻な方法とは言えないことなどを踏まえ、事業体ごとの利用可能な欠損金の繰戻額をグループ全体で合計した金額に対して、15%のヘアカットが適用される。

➤ ストレス下において保険事業から生じる将来の課税所得

ストレス下における将来の課税所得を精緻に見積もることは実務上困難であるため、客観性のある指標を用いて簡便的に計算することとしている。ストレス下における将来の課税所得は、通常の条件下における将来の課税所得よりも小さくなることが想定されるため、後者が前者の見積りの出発点となる。通常の条件下における将来の課税所得を代替する客観性のある指標として、過去の会計上の税引前利益が使用され、また合理的に見積り可能な期間として5年間の合計額(過去5年間に事業上の重要な変化(例:M&A)がある場合は、その影響を考慮して調整された額)が用いられる。ストレス下であることを考慮し、この50%が将来の課税所得として使用される。

➤ DTL

DTLは将来的に課税所得となる一時差異を認識するものであるが、以下の点に留意が必要である。

- ✓ DTLは通常個々の事業体に帰属するものであるため、連結ベースの場合、特定の事業体に帰属するDTLから生じる将来課税所得を、事業体を超えてグループ全体で使用することはできない。
- ✓ DTLの認識対象となる項目間でDTLの戻入時期が異なる場合があるため、ストレス下においてDTLが課税所得を発生させない可能性がある。

なお、DTLはDTAと相殺されるが、バランスシート上の正味DTAはTier2バスケットの一部分として、所要資本の15%を超える部分について適格資本から控除されることを踏まえ、算式中のdについては同様の上限が課される。

以上に従い計算された $a+b+c-d$ は、ストレス下において急激に減少し得る(例えばDTLは主に投資資産の未実現利益や会計ベースの保険負債に含まれるマージンから生じる項目であり、ストレス下において急激に減少し得る)ため、その結果、ストレス下でのESR計算上の所要資本

⁴¹ FT21においては、単体ベース・連結ベースとも対象額はゼロとなっている。

の税効果が減少し、ESR が急激に低下する可能性がある。この点について、所要資本の税効果に対して一定の上限を課すことで、ESR の急激な変動性を緩和することが可能であると考えられ、また、将来の課税所得の不確実性を踏まえた保守性を考慮する観点も踏まえ、保険事業に係る所要資本の 20%が上限として適用される。以上を踏まえ、最終的に利用可能な税効果は以下のとおりとなる。

$\text{Max}(0, \text{Min}(\text{所要資本における税効果(上限適用前)}, \text{保険事業に係る所要資本} \times 20\%, a+b+c-d))$

本仕様に関しては、日本の法定実効税率が 28%前後という現状において、「保険事業に係る所要資本×20%」の上限が過度に保守的であるという意見や、20%の根拠が不明であるといった意見が見られる。

本仕様は ICS の仕様に準じたものとしており、我が国の新規制として使用する場合には、日本の法定実効税率等の実態を踏まえたものとする観点がある一方で、将来の課税所得の見積りに伴う不確実性の大きさを踏まえれば、監督上の観点から一定水準の保守性が必要とも考えられる。

従って、ICS の議論の動向や ICS との全体的な整合性に留意しつつ、継続的に検討を行っていくこととし、現時点においては現在の仕様を維持しつつ、その妥当性については引き続き確認を行っていくこととする。

なお、単体ベースの計算においては、連結ベースの場合と異なり、グループ内における将来課税所得の利用可能性の制約が低下するとも考えられるため、連結ベースとの整合性も踏まえつつ、何らかの差異を設けることも考えられる。こうした点にも留意しつつ、引き続き検討を行っていくこととする。

4. ESRに関する検証の枠組み

外部監査人による監査証明を受けた監督会計上のバランスシートを基礎として、基本的にルールベースで計算が行われる現行 SMR と比較して、経済価値ベースのバランスシートを基礎とする ESR は、計算の過程において保険会社の合理的な判断に委ねられる部分がより大きくなっている。

これにより、各社のリスク実態を適切に反映し、自主的なリスク管理の高度化を促進する効果が期待される一方で、情報に判断や見積りが含まれる場合、判断や見積りを行う主体の主観が介入する可能性が他の確定的な情報と比較して高まるため、ESR の制度としての信頼性・堅牢性を担保する上では、その判断の妥当性を確保するためのガバナンス態勢が非常に重要となる。

とりわけ保険負債の評価は、採用する計算手法・モデルや前提条件等について、各社の見積りや判断に委ねられる部分が大きいため、特に強固なガバナンス態勢が求められるほか、見積りや判断が適切に実施されるためには、保険数理に関する専門的な知見が求められるため、技術的・専門的な側面から保険負債の評価・検証方法に関するフレームワークを整備することも重要である。

また、保険会社によっては、SMR の計算と比較して、全般的に計算項目が多くなるため、見積りや判断の妥当性だけでなく、数値の正確性を確保する観点からも、保険会社の規模や特性に応じた相応の態勢整備が必要と考えられる。

このような ESR の特性を踏まえれば、保険会社における検証態勢・ガバナンス態勢の整備には相応の時間とコストを要するものと考えられることから、金融庁としては、規制上求めるべき一定の目線を示しつつ、新規制への円滑な移行に向けて保険会社の態勢整備を促していく必要がある。この観点から、本暫定決定では、これまでの検討を踏まえた ESR の検証の枠組みに関する基本的な方向性を示すこととし、今後はその制度化に向けて詳細な検討を進めていくこととする。

4.1 内部の検証態勢

4.1.1 内部の検証態勢の全体像

前述のとおり、ESR の計算には保険負債や内部モデルの使用において保険会社による判断や見積りが求められる部分が多く、また、全般的に計算項目が多くなるため、ESR の制度としての信頼性・堅牢性を担保する上では、ESR の計算全体の適切性が確保される仕組みが必要と考えられる。

適切性の確保において中心的な役割を担うのは保険会社の内部における検証機能であり、当該機能が、判断や見積りの妥当性に関する検証だけでなく、基礎データの適切性や計算の正確性も含めた全体的な検証も含めて、これを「ESR が法令に基づき適切に計算されていること」として、事後的かつ客観的に確認ができるようにしておく必要がある。

この点について、判断や見積りの妥当性に関する検証と比べて、基礎データの適切性や計算の正確性に関する検証については、計算部門から独立した検証主体が検証を行う必要性は低いとも考えられるので、これらの検証は他の内部統制に依拠するなど各社の判断に委ね、判断や見積りの妥当性に関する検証のみを制度として求めることで十分との意見もある。

より具体的には、保険負債以外のバランスシート項目については、会計上のバランスシート（注記等に含まれる時価情報を含む）と大きな差異はなく、また、所要資本についても、標準モデルに基づくリスク計測に含まれる判断要素は小さく、従って保険負債及び内部モデルを用いた場合の所要資本のみを制度上の検証対象とし、その他の要素については各社の既存の内部統制に委ねるという考え方である。

他方、この考え方の場合、保険負債及び内部モデル以外の要素のうち、判断・見積りの要素が大きい部分について、過度に楽観的な判断・見積りが行われる可能性や、計算の正確性を確保するための制度上の手当てがなされないことで、保険会社の態勢整備が不十分なものとなる可能性が否定できず、結果として ESR の制度としての信頼性を低下させる懸念もある。また、現行規制においては保険計理人が SMR の適正な算出について確認を行っており、新規制においても引き続き ESR 全体についての適正な算出が確保される仕組みが必要との観点もある。（保険計理人による SMR の確認については「4.1.2.5 新規制における保険計理人の位置付け」にて後述）

以上を総合すると、判断要素の大きさや金額的重要性を考慮した軽重を付けた対応とする観点、及び、各社の既存の内部統制を可能な範囲で活用する観点という2点を踏まえつつ、ESR 全体を何らかの形でカバーできる態勢が望ましいと考えられる。したがって、以下の二つの観点から

ESR の適切性を確保する仕組みを設けることを基本的な方向性とする。

表 26 内部の検証態勢の全体像

観点	想定される対応 ⁴²
ESR 全体の適切性を確保する観点	ESR 全体、すなわち最終的な計算結果についての検証責任者を会社が定め、当該責任者は ESR の計算に関する適切性を確保するための態勢を整備すること。また ESR の検証内容を取締役会等 ⁴³ 及び当局に報告すること。
特に判断・見積りの要素が大きい領域の適切性を確保する観点	上記に加え、特に判断・見積りの要素が大きい領域については、規制上で一定水準のガバナンス態勢の構築を求めること。また当該領域に関する適切性の検証結果及び検証プロセスを取締役会等及び当局に報告すること。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 保険負債 ✓ 内部モデル(標準的手法以外の自然災害モデルを含む) ✓ プロポーシヨナリティ原則に基づく簡便法の使用

ESR 全体に関する検証責任者としては、例えば、保険会社のリスク管理全般に知見を有する者(例えば、リスク管理機能の責任者であるチーフ・リスク・オフィサー)が一つの選択肢として考えられる。上記の観点の対応は、収益責任を有する主体から独立した、いわゆる「三つの防衛線」の考え方における第 2 線としての対応と位置付けられるが、効果的なガバナンス機能を発揮するためには、各社の組織態勢や職務分掌を考慮の上、実効性のある態勢を整備することが重要と考えられる。

このような仕組みの中で、検証責任者の責任の下、各社の組織態勢や計算要素の特性・重要性に応じた柔軟な検証が実施されることが期待される。例えば、

- ✓ 保険負債以外の資産・負債、適格資本への調整、標準モデルによるリスク計測において、判断・見積りの要素が小さいと検証機能が判断した場合、計算部門による検証を活用すること⁴⁴
- ✓ 既存の内部統制の活用により数値の正確性が確保されると検証機能が判断した場合、当該統制を活用すること

⁴² 当局への報告については、「6.2.2.2 ESR に関連する定性情報」でも触れているとおり、具体的な内容を今後検討することとしているが、検証結果及び検証プロセスの概要に加え、例えば判断や見積りの要素が大きいと想定される領域に関する補足情報の提供を求めることなどが想定される。

⁴³ 取締役会等への報告については、例えば、ESR 算出結果の報告に付随する形で検証結果を報告するような形式が考えられる。

⁴⁴ このほか、IFRS を適用している場合には、IFRS に基づく財務報告に係る内部統制を活用することも考えられる。

といった、効率性を踏まえた対応とする一方で、

- ✓ 保険数理機能が判断・見積り要素に重点を置いた検証を実施している場合において、数値の正確性の確保に関し、算出部門における検証や既存の内部統制の活用を含め、検証責任者が必要に応じ ESR 全体の適切性を確保するための措置を講じること
- ✓ 判断・見積りの要素が大きいと検証機能が判断した領域について、計算機能から独立した検証者が検証を行うこと

といった対応も想定される。

なお、2つ目の観点である「判断・見積りの要素が大きい領域の適切性を確保する観点」については、特に保険負債に関する検証機能として保険数理機能の整備を求めることが重要であり、これについては以下の「4.1.2 保険数理機能」に示すこととする。

4.1.2 保険数理機能

「検討状況」において述べたとおり、保険会社が備えるべき統制機能の一つである「保険数理機能」(アクチュアリアル・ファンクション)のあり方に関しては、新制度の下での保険計理人の位置付けや、経済価値に基づく保険会社の内部管理を高度化していく観点も踏まえつつ検討していく必要がある。保険数理機能に期待される役割としては、例えば表 27 のようなものが考えられるが、新規制の導入に向けては、まずは「規制上の資本要件の充足状況の評価」に関して優先的に検討を行うことが必要であり、以下では、当該役割に関して現時点において想定される基本的な方向性を示すこととする。

表 27 保険数理機能に求められる役割のイメージ

	項目	内容
1	保険数理に関する方針の決定・モニタリング・助言・社内報告	<ul style="list-style-type: none"> • 保険数理に基づく意思決定、経営管理が行われる領域・プロセスにおいて参照すべき方針を設計し、定期的なモニタリングを実施 • モニタリングを実施する中で発見された問題点・課題について改善策を提言し、モニタリング結果と共に経営陣に定期的な報告を実施
2	規制上の資本要件の充足状況の評価	<ul style="list-style-type: none"> • 規制資本の充足状況評価において、保険負債の計算に使用された前提条件やモデルの妥当性等を評価
3	保険数理が関わる業務の評価等	<ul style="list-style-type: none"> • 以下の業務に関する評価及び助言の提供 商品設計(料率設定)、収支計画の策定、再保険方針の検討、保険負債の算定及び内部管理目的のソルベンシー評価等、保険数理に基づく意思決定

4.1.2.1 保険数理機能の役割・権限

規制上の資本要件の充足状況の評価に関連して、保険数理機能が果たすべき主要な役割としては、(規制上の ESR の計算に用いられる)保険負債が適切に計算されていることを評価し、必要に応じて改善提案を行うことであると考えられる。この目的のため、保険数理機能は、少なくとも以下の役割を担うことが期待される。

- 保険負債の計算に使用されたデータ品質の評価
- 保険負債の計算に使用された計算手法・モデル及び前提条件の妥当性の評価
- 保険負債の計算結果に対する変動要因分析及び現在推計と実績の比較
- 保険負債の計算の際に行った推計に関する不確実性の源泉と程度の評価
- 上記のプロセスを踏まえた、保険負債が規制上の要件に則して適切に計算されているかどうかの検証結果及び改善提案に関する文書化及び取締役会等(及び当局)への報告

FT における保険負債の検証レポートは、現時点ではあくまで新制度の検討に向けた金融庁の情報収集を目的とするものであるが、レポートの内容は実質的に保険数理機能が果たすべき役割に含まれるものである。これを踏まえ、以下のとおり制度化することを基本的な方向性とする。

- ✓ 保険会社は、保険数理に関する事項の適切性を確保する機能(保険数理機能)を有すること。
- ✓ 保険数理機能は、少なくとも、規制上の ESR の計算に用いる保険負債が適切に計算されていることを検証すること。
- ✓ 保険数理機能が実施した上記の検証の結果をまとめたレポート(保険負債の検証レポート)を年 1 回作成し、取締役会等及び当局に提出すること。

なお、規制上の資本要件の充足状況の評価に関連して保険数理機能が果たすべき役割については、以下で挙げるような論点も想定され、今後より詳細な検討を行っていくこととする。

➤ 保険負債における検証対象

現在 FT において提出を求めている保険負債の検証レポートは、保険負債のうち(正味)現在推計(適用される割引率を含む)を対象としている。他方、新規制における保険負債に関する仕様を踏まえれば、現在推計だけではなく、「MOCE」及び「資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債」も検証対象とすることがより適切と考えられ、今後の FT 等を通じて検討を行っていくこととする。

➤ 所要資本

所要資本のうち特に保険リスクについては、保険数理機能が一定の役割を担うことも考えられる。特に、生命保険リスク・損害保険リスクについて会社固有のパラメータを使用する場合や、内部モデルに基づき所要資本を計算する場合については、データ品質や手法選択・前提条件の検証の観点から有用とも考えられ、今後制度化を行う場合には一つの選択肢となり得る。

4.1.2.2 保険数理機能の独立性及び適格性

保険負債のモデル開発や・計算内容に関して効果的な改善提案を行うためには、保険数理機能が一定の独立性を確保していることが重要である。一方、これまでの FT 等を通じた情報収集を踏まえると、独立性を確保する方法は様々であり、各社の組織設計等にも大きく影響を受けると考えられる⁴⁵。このような場合、制度として検証機能に画一的な独立性を求めることは、リソース不足や配置上の非効率等の問題を生じさせることも想定される点には留意する必要がある。

また、保険数理機能を構成する人員には、保険数理に関する適切な知識と経験を有していることが重要である。この点、保険数理機能の適格性について、保有資格や経験年数、人数等の形式要件を定めることも考えられるが、各社の規模や人員構成、計算の複雑性等を踏まえたガバナンス態勢の構築が重要であり、過度に厳格な形式要件を一律に定めることは、各社の実態に則したガバナンス態勢の構築という観点からは必ずしも望ましくないと考えられる。

さらに、保険負債の検証の実効性を確保するためには、保険数理機能が必要な権限（必要な情報へのアクセス権限、必要な社内外の人材を活用する権限、取締役会等への報告権限等）及びリソース（適格なスタッフ及び適切な IT／経営情報プロセス等）を有していることも重要である。また、社内で十分なリソースを確保できない場合には、外部の専門家等に一部の業務を委託することも選択肢となり得るが、委託先が業務を実施する十分な能力・リソースや独立性を確保しているか、業務が目的に照らして適切に実施されたかなど、十分な検証・評価が必要となることに留意すべきと考えられる。

上記のとおり、保険数理機能には一定の独立性・適格性や必要な権限・リソースが確保されているべきであり、これらが十分に確保されない場合には、保険会社内において効果的な検証が実施されず、不適切な判断や見積りが行われるおそれもある。制度の実効性を確保する観点からは一定の仕組みを設けることが有益と考えられる一方で、過度に画一的・形式的な要件は必ずしも望ましくなく、保険会社の実態に則したガバナンス構築と制度の実効性確保の調和を図ることが重要である。以上を踏まえ、以下の仕組みを導入することを基本的な方向性としつつ、保険数

⁴⁵ 例えば、検証責任者が計算機能の責任者を兼任している等の場合でも、検証機能の上位委員会が保険負債の検証結果をレビューする等、複数の独立した組織・委員会が関与することを通じて、会社全体として検証の適切性を確保するガバナンス態勢も考えられる。

理機能に関する形式要件等については、保険計理人の資格要件等も参考にしながら、日本アクチュアリー会とも協議の上、今後検討していくこととする。

- 保険会社が、法令や自社が定めた方針に則して、独立性・適格性を継続的に評価する仕組みを取り入れること
- 保険会社が上記の取り組み状況等を当局に報告すること
- 当局が保険会社からの報告を踏まえ、保険数理機能の独立性・適格性確保のための方策、保険会社が妥当と判断した根拠等を確認し、水平レビューや保険会社との継続的な対話を行うこと

なお、上述の当局による確認の観点(監督上の観点)については、例えば以下が考えられる。

(監督上の観点の例)

- 保険数理機能が保険負債の検証を十分に果たすことができるだけの態勢や権限を有するか
- 保険数理機能が収益部門、収益管理部門、商品開発部門等に対して相互牽制機能が働くよう独立した態勢が確保されているか
- 保険負債計算の複雑性に応じた、アクチュアリー資格保有者等の数理人材の配置状況
- 保険数理機能に係る適格性要件の整備や評価プロセス、充足状況
- 保険負債の計算・検証を外部委託している場合、どのように外部委託業務の適切性を確保しているか

4.1.2.3 グループ保険数理機能

これまでの議論は基本的に単体ベースにおける保険数理機能を想定したものであるが、新規制は保険会社単体だけでなく、グループ連結も対象としていることから、連結 ESR に係る保険負債の検証についても検討する必要がある。

この点、保険会社向けの総合的な監督指針(以下、「監督指針」)では、「保険グループ全体としての財務の健全性を確保し維持していくため、グループ内会社において保険数理に関する事項の適切性を確保するための態勢が有効に機能している必要がある。このため、経営管理会社においては、グループ内会社を統括しグループ全体における保険数理に関する事項の適切性を確保する機能(グループ保険数理機能)を有していることが重要である。」とされており、表 28 の着眼点が挙げられている。

表 28 監督指針におけるグループ保険数理機能の役割

#	内容
1	グループ全体における保険数理に関する事項に関する方針が策定されているか。また、グループ保険数理機能は、それを踏まえ、グループ内会社における担当部門と連携しつつ、グループ全体及びグループ内会社における保険数理に関する事項を評価しているか。
2	グループ保険数理機能は、経営管理会社の取締役会等に対し、グループ全体の保険数理に関する事項及びそれらに関連した潜在的なリスク等に関し、少なくとも年 1 回は報告を行い、また独立した立場からの助言を行っているか。
3	グループ保険数理機能は、グループ内会社又はグループ全体において、保険数理に関する事項に問題が認められた場合にはそれらを適切に指摘しているか。また、それらに対する改善策等の検討・実施に十分関与しているか。
4	グループ保険数理機能は、グループ全体及びグループ内会社に適用される規制上の資本要件の充足性の評価、グループ全体の経済資本の評価やストレステスト等につき、適切に関与しているか。

我が国の保険会社の海外展開が進む中、グループ保険数理機能が連結 ESR に係る保険負債の検証機能を担い、上記の着眼点も踏まえた適切な態勢を構築していくことは、連結 ESR の数値の信頼性を確保する観点のみならず、グループベースのリスク管理態勢の高度化にも資すると考えられる。

したがって、新規制における連結 ESR に係る保険負債については、グループ保険数理機能が検証を行うこととし、単体ベースの保険数理機能と同様に、当該機能が実施した検証結果をまとめたレポートを取締役会等及び当局に提出することを基本的な方向性とする。

なお、グループベースの保険負債検証レポートの制度化にあたっては、以下のような実務上の課題も残っており、今後の検討を通じてこれらの課題に対応していくこととし、FT23 で大きな方向性を示すことを念頭に引き続き検討を進めていくこととする。

- ガバナンスの実効性と効率性を踏まえた、グループ保険数理機能と単体ベースの保険数理機能との役割分担の整理
- グループベースの保険負債検証レポートに記載すべき内容の詳細検討
- グループベースの記載内容と単体の記載内容との関係整理
- 単体ベースの保険数理機能による検証の活用方法(海外子会社が現地規制に基づき作成した Actuarial Function Report の利用可能性を含む)

4.1.2.4 保険負債の評価・検証に関するフレームワーク

「検討状況」に示したとおり、保険負債の評価・検証に関しては、数値の妥当性や一定の比較可能性の確保という観点から、当局が一定のガイドラインを定めつつ、各社のリスク実態をより適切に反映するために、当局が統一的な取り扱いを定めることが適当ではないと考えられる部分は、各社が適切な判断の下で最も妥当な手法を選択しやすいうように複数の手法を例示すること等により、技術的・専門的な観点から一定の目線を示すといったことが考えられる。「3.3.1 現在推計」の記載も踏まえれば、現時点においては表 29 のようなフレームワークのイメージが想定される。

表 29 保険負債の評価・検証方法に関するフレームワークのイメージ

制度上の要素	想定される内容
施行規則・告示	会社間での統一的な取り扱いの原則を定めるもの。具体的には、以下を含む、保険負債評価に関する基本的な要件を記載（概ね現行の FT 仕様書レベルの粒度を想定） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 計算及びキャッシュフロー予測の基礎 ✓ 契約の認識・契約の境界線・推計対象期間 ✓ データ品質及び前提条件 ✓ マネジメント・アクション ✓ 割引率等
当局によるガイドライン	上記を踏まえつつ、保険負債の評価・検証に関する基本的要件を補完するものとして、各社の個別の状況等を踏まえた自主的な努力を尊重しつつ、数値の妥当性や一定の比較可能性を確保するもの
ガイダンス（金融庁と日本アクチュアリー会等が連携して検討）	当局が統一的な取り扱いを定めることが適当ではないと考えられる部分について、以下のような点を記載 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 想定される手法の例示等、規範性のあるルールの理解を助ける保険負債評価・検証に係る技術的・実務的な手引き その他、例えば以下のような点も含まれ得るか <ul style="list-style-type: none"> ✓ 検証レポートの記載要領・雛形 ✓ その他一般的なアクチュアリー実務に係る記載

上記のうち、当局によるガイドラインについては、現時点で想定される素案を 3.3.1「現在推計」にて示している。

また、「検討状況」において、金融庁と日本アクチュアリー会等が連携して検討することが想定される 1 つの例として、「検証レポートの記載要領・雛形」が示されたこと等を受け、本年 3 月、日本アクチュアリー会は、「保険負債の検証レポートの記載要領」、及び「記載要領」を作成する上での考え方の整理を記載した「記載要領の背景」を作成・公表している⁴⁶。

⁴⁶ <https://www.actuaries.jp/lib/report/pdf/hoken-fusai/hoken-fusai-kensyou-report.pdf>

今後は、これらの内容を踏まえつつ、ガイドラインの最終化に向けた検討と並行して、現在推計に関する仕様や当該ガイドラインと整合的な一定のガイダンスを策定することを念頭に、金融庁と日本アクチュアリー会等が連携を深め、検討を進めていくこととする。

また、今後の FT については、上記の検討に資するものとする観点、及び、保険会社の準備を促していく観点から、上記のガイドライン案及び「保険負債の検証レポートの記載要領」、「記載要領の背景」の内容を踏まえた形で実施していくこととする（ただし、当面は各社の準備状況に応じた対応を許容することとする）。

4.1.2.5 新規制における保険計理人の位置付け

保険計理人は、現行制度上定められた職務として、保険会社の責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているか、SMR が保険数理に基づき適当であるか等を確認した結果について意見書として取締役会に提出することが求められている。また、保険計理人は収益部門等から独立していること等による相互牽制機能の確保が求められている。

このような保険計理人の専門性・独立性を踏まえ、FT20 においては、保険計理人が保険負債の検証責任者を兼任していると回答した社が一定数存在しており、保険計理人が新制度における保険負債の検証機能を担うことは、現行会計において保険負債の確認業務が保険計理人の業務であることとの親和性や人的リソースの確保・効率性の観点から、ガバナンス上の有効な選択肢の 1 つとして考えられる。

他方、上述の選択肢はガバナンス上の有効性は認められるものの、「4.1.2.2 保険数理機能の独立性及び適格性」の冒頭でも触れたとおり、保険数理機能の責任者が保険計理人であることを必須とするような形式要件を一律に定めることは、各社の実態に則したガバナンス態勢の構築という観点からは望ましくないと考えられる。

したがって、保険数理機能の責任者の要件として保険計理人であることを制度上必須としない⁴⁷ことを基本的な方向性とする。

なお、「4.1.1 内部の検証態勢の全体像」において述べたとおり、ESR には保険負債以外にも判断・見積りの要素が含まれている点や、現行規制と比べてより計算項目が多い点を踏まえれば、ESR の検証は個人ではなく十分なリソースを有する機能として果たしていくべき役割と考

⁴⁷ 保険数理機能の責任者が保険計理人であることを制度上必須とはしないが、保険計理人が保険数理機能の責任者を兼任することも保険会社がとりうるガバナンス上の選択肢の 1 つと考えられる。

えられ、当該検証は ESR の検証責任者及び保険数理機能の責任者の下、実施されることから、保険業法施行規則第 79 条の 2 第 1 号に定める「保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか」に関する保険計理人による確認業務は廃止することを基本的な方向性⁴⁸とする。

なお、本暫定決定では ESR に関する内部の検証態勢を対象としているが、ICP における保険数理機能の役割と保険計理人の業務には重複するものも多いと考えられることから、保険数理機能の制度化にあたっては、ESR 以外の領域に関する両者の役割分担についても、適宜関係者と意見交換を行いながら、別途検討していくこととする。

⁴⁸ 「保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか」に関する保険計理人による確認業務の廃止の影響(例えば、事業継続性分析については現行 SMR の情報を基に実施されていることから、別途論点整理が必要となる可能性がある。)については、適宜日本アクチュアリー会等と連携しつつ検討していくこととする。

4.2 外部専門家による検証のあり方

ガバナンス態勢の全体像を検討するにあたって、保険会社以外の主体による検証やその 1 つの類型である外部専門家による検証についても論点となる。

有識者会議報告書においては、外部専門家による検証について、「保険負債以外も含む経済価値ベースのバランスシートやリスクの検証においては、外部専門家による検証を活用することも考えられる。外部専門家は内部での検証に比べてバイアスが掛かりにくく、また複数の保険会社とのやり取りを通じた知見の蓄積があることから、内部検証を補完する役割を果たし得ると考えられる。会議の中では、特に計算手法の選択の妥当性については自社の検証だけでは担保できないため、外部の知見に頼らざるを得ない部分があるという意見もあった。ただし、外部への全面的な依存が生じることは望ましくなく、内部・外部による検証が相互に補完的な役割を果たすことが必要である。」とあり、保険会社の内部検証と外部専門家による検証が相互補完的に役割を果たせるよう、役割分担を整理することが重要と考えられる。

また、「検討状況」では、「今後は、外部検証に係るコストやベネフィット、各社の現行実務等も踏まえながら、上記の各論点について精査し、外部検証に係るフレームワーク(制度化の要否を含む)の検討を深めていく必要がある。また、前述の通り、内部検証に係る枠組みやそこから得られる信頼性の程度も踏まえつつ、外部検証において得べき信頼性の水準、形態を検討する必要がある。」とあり、このような観点で外部専門家による検証の要否についてこれまで検討を進めてきたところである。

このような経緯を踏まえ、まず外部専門家による検証の意義を、外部専門家以外の第三者による検証の合理性や可能性に触れつつ示した上で、外部専門家による検証に関する課題や暫定決定の内容並びに今後の方向性について以下に記載する。

4.2.1 外部専門家による検証の意義

外部専門家による検証の意義に関し、①ESR の特性を踏まえた内部におけるガバナンス態勢の補完、②ESR に関する情報利用者からの信頼性確保、③我が国のソルベンシー規制に求められる情報の信頼性の水準、④当局による検証や情報利用者による検証の実効性・効率性の 4 つの観点から、以下のとおり整理を行う。

① ESR の特性を踏まえた内部におけるガバナンス態勢の補完

ESR の計算・開示に関するガバナンスの検討にあたっては、ESR が原則ベースの仕様に基づ

く資産負債評価に関する「見積りの要素」や重要性の判断といった「判断の要素」が多く含まれる情報である点、また、その見積りや判断如何によって、数値が大きく変動する性質を有する点に留意する必要がある。

この課題に対し、本暫定決定においては、ESR の計算の適切性を確保するための社内の検証機能(例: 保険数理機能)を保険会社が具備すべき内部統制として位置付けている(「4.1 内部の検証態勢」を参照)。これは、ESR のような財務情報に見積りや判断が含まれる場合、そこには何らかの仮定の設定や不完全な情報に対する補完が行われる必要があり、見積りや判断を行う主体の主観が介入する可能性が他の確定的な情報と比較して高まるため、その客観性を確保する仕組みとして、適切な職務分掌を伴った内部統制を整備・運用することを保険会社に求めるものである。

このように内部統制には、情報の信頼性を高める機能がある一方、その限界や特徴にも留意が必要である。具体的には⁴⁹、

- 内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合がある。
- 内部統制は、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には、必ずしも対応しない場合がある。
- 内部統制の整備及び運用に際しては、費用と便益との比較衡量が求められる。
- 経営者が不当な目的の為に内部統制を無視ないし無効ならしめることがある。

といった限界が存在する一方で、適切な内部統制を整備することにより、内部統制の限界に起因するリスク(例: 判断の誤り、不注意、複数の担当者の共謀により ESR の計算を誤ってしまうリスク)を相当程度抑制できる可能性がある。このような内部統制の限界や特徴を踏まえると、保険会社に適切な内部統制の整備を求めた上で、内部統制の限界に起因するリスクが制度上許容できない水準である場合には、それを補完するための何らかの検証が必要と考えられる。

この点、外部専門家による検証の特徴として、情報に含まれるあらゆる誤りを発見することは内部統制と同様現実的ではないものの、例えば、上述の共謀や経営者による内部統制の無効化等に対して有効となる可能性があり、このような観点で、外部専門家による検証には内部統制の限界を補完し得るという意義が認められる。

② ESR に関する情報利用者からの信頼性確保

次に、情報利用者の観点に関して、有識者会議報告書においては、「第 3 の柱についても経済価値ベースの内容に移行することで、保険会社のリスク・リターン・資本に関する情報開示の質が

⁴⁹ https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20191213_naibutousei/1.pdf

向上し、ひいては、外部のステークホルダーとの対話が促進されることにより、保険会社への規律付け・ガバナンスが向上することが期待される。」と指摘されており、当局と保険会社の関係に留まらず、これまで以上に契約者や投資家に対する情報開示の質の向上が期待されている。

この点、契約者や投資家にとって意思決定有用性が高い情報の開示を保険会社に促すことは、契約者保護や投資家保護の観点から望ましいと考えられる一方、情報利用者が信頼性をもって当該情報を活用するためには、情報の客観性や堅牢性が確保されていることが前提となる点には留意する必要がある。

外部専門家による検証は、上述の内部統制を通じて確保される客観性を強化・補完し、制度としての堅牢性の向上や、情報利用者から見た情報の信頼性の向上にも資すると考えられ、第 3 の柱を有効に機能させる観点からも意義があると考えられる。

③ 我が国のソルベンシー規制に求められる情報の信頼性の水準

さらに制度設計にあたっては、諸外国や現行ソルベンシー規制で確保されている信頼性の水準等も考慮する必要がある。

「検討状況」において示した通り、経済価値ベースのソルベンシー規制の先行事例である欧州ソルベンシーII では、外部専門家による検証は必須とはされておらず、外部検証の要否、要請する場合の検証範囲等は各加盟国の判断に委ねられている。

ただし、EIOPA は 2020 年ソルベンシーII 制度のレビューにおいて、制度導入後の状況を踏まえて、外部監査の有効性・効率性について整理・評価を行っており、少なくともソルベンシーII ベースのバランスシートが全加盟国において同程度の水準で保証されるよう、ソルベンシーII 枠組指令に監査やそれに類似する制度の枠組みを設けることを提言している。そして、多くの欧州の国では、当該枠組指令の改正を待たずに、既に外部監査が導入されている状況である。また、米国では、保険業の監督は州ごとの保険法に基づいて行なわれているところ、ソルベンシー評価の基礎となるバランスシートを含む法定財務諸表は当該法に基づき外部監査の対象となっていることが一般的である(例: ニューヨーク州)。

我が国における現行のソルベンシー規制についても、ソルベンシー・マージン比率そのものは外部監査の対象となっていないが、基本的には会社法等の要求に従って外部監査を受けたバランスシートをソルベンシー評価の基礎としていると整理できる。

このように、各国の制度を俯瞰的に見た場合、ソルベンシー評価の基礎となるバランスシートが

監査済であることは、制度の堅牢性や情報の信頼性を評価する一つの目線となり得ることには留意が必要であり、諸外国と比較して制度の堅牢性や情報の信頼性が劣後すると受け止められる制度とならないよう十分な考慮が必要である。

このような背景を踏まえた上で、我が国の新規制における検証の枠組みを検討する場合、ESR 計算の基礎となるバランスシートは「経済価値ベースのバランスシート」であり、これは日本基準が求める資産負債の評価方法と大きく異なる⁵⁰という点には留意が必要である。

すなわち、新規制における ESR 計算の基礎となるバランスシートは、判断・見積りの要素が大きい保険負債を中心に、監査済みのバランスシートと大きく異なる可能性があり、当該差異に対して客観的な立場からの検証が行われなかった場合には、我が国のソルベンシー規制の堅牢性や情報の信頼性が諸外国と比較して劣後している、もしくは、現行ソルベンシー規制で確保されている制度の堅牢性や情報の信頼性から後退したと受け止められるおそれがある。

この点、諸外国で導入されている外部監査に相当する制度を導入すれば、上述の課題に対しても対処することが可能であることから、外部専門家による検証の制度化には、国際的な動向を踏まえた制度の堅牢性等の確保や、現行ソルベンシー規制において確保されている情報の信頼性の維持もしくは向上という意義も認められる。

④ 当局による検証や情報利用者による検証の実効性・効率性

内部検証を補完する役割は、必ずしも外部専門家に限定されるものではないが、外部専門家以外の主体による検証の実効性・効率性については慎重に検討する必要がある。

まず、外部専門家以外の検証主体として当局が挙げられる。有識者会議報告書においては、当局の役割として、「保険会社内部及び外部専門家による検証プロセスが機能せず、保険負債等の計算に重大な問題が認められた場合等には、制度の最終的な担い手である金融庁がバックストップとしての役割を果たす必要がある。社内・社外による検証の自主性を尊重しつつ、こうした検証の限界を踏まえた監督を行い、必要な場合には改善を求めることができる枠組みが求められる。」と指摘されており、これを踏まえた当局が果たすべき役割について改めて整理を行う必要がある。

前述の①から③の観点から、内部検証を補完し、算出された ESR の信頼性を確保する必要性

⁵⁰ 一方で、例えば、日本基準においても金融商品の時価等の開示が行われており、当該開示が監査の対象となっていることを踏まえると、会計監査を受けた会計情報を活用して、資産負債評価を行える可能性がある点には留意が必要。

が認められるが、その役割を全て当局が担う場合には、当局において相当程度の人員や予算の確保が必要となるため、外部専門家による検証の主たる受益者が保険契約者（潜在的な保険契約者を含む）や資金調達等を行う保険会社であることを踏まえれば、国民経済的見地からも、そのような対応は慎重に検討すべきと考えられる。

むしろ、保険会社内外の主体によるガバナンス機能を尊重しつつ、他方でこれらの取り組みに係る限界を把握し、必要に応じて改善を求めることで、制度のバックストップとしての役割を担うことが、今日的な検査・監督の姿勢と整合的と考えられる。そして、制度全体のガバナンスの枠組みが有効に機能するよう、制度を統括する立場として、ESR の計算および検証の根拠となる法令の整備や、各検証主体が適切にその役割を果たせるよう必要な基準策定を促すことが、当局の重要な役割と考えられる。

また、会計監査等の既存の検証の活用可能性を踏まえると、財務諸表監査等を通じて個々の保険会社の財務情報等に関する知見や検証手続きに係る経験が蓄積された外部専門家に相当する役割を当局が担うことは、制度全体としての効率性の観点からも望ましい対応とは言えないと考えられる。

このほか、外部専門家以外の第三者として、契約者や投資家といった保険会社が作成・公表する情報の利用者も想定される。「6.3 第3の柱」で示す通り、第3の柱では、このような情報利用者に対する情報開示を通じたガバナンスの向上が期待されているが、情報利用者自身が数値の適切性を判断するために必要な専門性を有しているとは限らず、また開示される情報を前提とした検証には一定の限界があるとも考えられる。むしろ、②において述べた通り、開示される情報に対して十分な信頼性を確保することで情報利用者による活用を促進し、保険会社の経営に対する規律付けやガバナンスを向上させる観点が重要と考えられる。

以上を踏まえると、外部専門家による検証を当局や情報利用者が代替することは、検証の実効性および効率性の観点からも最善の選択肢とは言えないことから、その限界を踏まえつつも、外部専門家が検証主体としての役割を果たすことに一定の意義が認められる。

4.2.2 外部専門家による検証に関する課題

上述の通り、外部専門家による検証には一定の意義が認められるものの、その制度化にあたっては、次の課題を指摘する意見があった。

- 内部・外部・監督当局・市場（情報開示）を一体として捉えて検討する必要があり、一義的には内部検証が適切に行われることを前提としつつ、内部検証に存在する限界に対し、誰がどのように補完するかを整理することが必要であり、外部専門家が何をどのように検証

すれば、内部検証の限界を十分に補完できるかについて具体化が必要。

- 特に、内部検証・外部検証が各々独自の検証基準により検証することで判断が分かれることも想定されるため、各社が考える合理的な判断に対し、一方的な判断・解釈が強要されることとなる制度は望ましくない。

上記の意見に関し、原則主義を採用している場合であっても、ある取引事象等に関する判断・取扱いについて、議論・検討や実務の積み重ねの結果として、単一もしくは一定の幅の判断・取扱いに収斂することは想定されることであり、合理的な理由・根拠に基づき取扱いの選択肢が狭まることを、課題・問題として取り扱うことは必ずしも適切でない可能性がある。

そして、外部専門家が十分な検討を行った上で保険会社に対して異なる判断を提示することは想定される状況であり、仕様書で示される原則的な考え方に照らして、いずれの判断が適切なのかを双方で検討・議論するプロセスはガバナンス上有益と考えられるが、一方で、その前提として、外部専門家によって十分な検証や適切なコミュニケーションが行われることも重要と考えられる。

したがって、外部専門家による検証の制度化にあたっては、検証の品質を担保するための適切な検証基準を策定する必要があるとともに、状況によっては、当局から仕様書に関する追加的な指針や解釈ガイダンスを提示することも重要と考えられる。

また、外部専門家による検証の実効性を確保する観点で、以下のような意見もあった。

- 外部の検証者に求められる適格性や独立性の要件(検証者の資格要件や検証者に対する罰則規定を含む)を明確化すべき。
- 必要に応じて法制化の検討が必要。

これらの意見も、外部専門家による検証の品質を一定水準以上に保つための規範性に関して言及したものであり、外部専門家による検証の導入の最終的な決定に先立って解消すべき課題であることから、引き続き検討が必要と考えられる。これらの懸念は、検証のための実施基準の内容や業務の前提となる実施主体の倫理規定の位置付けが現時点においては明らかでないことに起因するものであることから、懸念の解消や対応にあたっては、検証の実施基準の内容やその前提となる検証範囲及び検証深度等を早期に明確化することが重要である点に留意が必要である。

上記のほか、検証に係る実務負荷やコスト、人的リソース等の観点から、次の課題を指摘する意見もあった。

- 実務負担やコストの観点から、真に検証が求められる範囲のみに限定すべき。

- 検証負荷が過度となることにより開示のタイミングが遅れ、タイムリーな情報開示の妨げになることを避けるべき。
- 新制度が中小社も対象とする制度であることを踏まえると、外部専門家による検証の導入にあたっては、コスト負担の点も考慮すべき。
- 保険負債の見積りの検証にあたってはアクチュアリー関与が想定されるため、検証に必要なリソースを外部専門家が十分に確保できるかについては留意すべき。人的リソースに照らして過度な検証を求めることで検証が形骸化し、ガバナンスが有効に機能しないことは避けるべきであり、検証の範囲や深度の検討にあたっては、想定される外部専門家に対してそのフィージビリティを確認すべき。
- 保険会社が負担する外部検証のコストが契約者からの保険料を原資としていること、投資家への利益分配の減少につながることを踏まえると、合理的な社会的コストの範囲内となるよう留意すべき。

上記の意見は、外部専門家による検証の導入により、保険会社に過度なコスト負担や作業負荷が発生することになるのではないかとの懸念に加え、外部専門家による検証の範囲や深度が定まらないことによって、検証に要する工数の見積りが難しく、どの程度のコスト負担や作業負荷が発生するかを現時点において合理的に見込むことが難しいことに起因する懸念と考えられる。

この点、検証範囲の拡大に伴って検証に要する工数も増加することが一般的であり、重要な領域を検証範囲に含めることは費用対効果の観点からは望ましくないと考えられる。

また、ESR に関する情報が、当局による監督やその他の情報利用者による意思決定に活用されることを踏まえると、可能な限りタイムリーな情報開示が望ましい一方、制度上過度な検証を求めてしまうと、当該検証のための時間を確保する必要性が生じ、適時開示のニーズを満たせないおそれもあることから、検証範囲等の検討にあたっては、報告スケジュール等も十分考慮する必要がある。

加えて、新制度が中小社も対象とする制度であることを踏まえると、追加的なコスト負担や作業負荷の発生を可能な限り抑えるという視点も重要と考えられる。この点、既存の検証制度・開示制度の活用(例:会計監査の活用)や、ビジネスモデルの複雑性等が検証に要する工数にも反映されるような検証の枠組み(例:リスク・アプローチを採用した枠組み)を検討することが有益と考えられる。

4.2.3 外部専門家による検証に関する暫定決定と今後の検討の方向性

これまでの検討を踏まえると、外部専門家による検証を導入することは、①ESR の特性を踏ま

えた内部におけるガバナンス態勢の補完、②ESR に関する情報利用者からの信頼性確保、③我が国のソルベンシー規制に求められる情報の信頼性の水準、④当局による検証や情報利用者による検証の実効性・効率性の 4 つの観点から意義が認められる一方、制度化にあたっては解決すべき課題も多くあり、これらの課題への対応の道筋をつけることも重要である。

したがって、本暫定決定においては、外部専門家による検証の制度化を基本的な方向性としつつ、今後の議論の進展によって、制度の実効性の確保が難しいことが判明した場合や、より有効なアプローチや考え方を取り得ることが判明した場合等には、外部専門家による検証を要しない制度設計の選択肢を含め、柔軟に検討の方向性を修正することを前提として、引き続き検討を進めることとする⁵¹。

具体的に検討の方向性の修正が想定される状況としては、例えば、想定される外部検証主体との協議を通じて必要なアクチュアリーや専門人材の確保が難しいことが判明した場合や、「4.2.1 外部専門家による検証の意義」で挙げている課題に対処しつつ、より制度全体としてのコストや実務負担が小さい選択肢が存在する場合、仕様書等において原則的な取扱いが十分に示されず、保険会社が採用し得る手法や考え方の幅があまりに大きい部分に関して、当局以外の第三者がその妥当性の判断を行うことが実質的に困難であり、結果として外部専門家による検証の実効性が確保できない場合等が考えられる。

なお、外部専門家による検証については、今後も引き続き関係者間で十分な議論・検討を必要とすることから、議論促進を目的として、現在の検討状況を以下に記載することとする。

4.2.3.1 外部専門家による検証を導入する場合の各主体の役割分担

上述の外部専門家による検証の意義を踏まえた上で、仮に当該検証を導入することとした場合における各主体の役割分担については、例えば以下が考えられる。

⁵¹ 新規制の対象には、保険業法第 2 条第 7 項の「外国保険会社等」（いわゆる支店形態で保険業を行う者）を含むが、「外国保険会社等」の計算書類等が会計監査の対象となっていない点を踏まえ、外部専門家による検証に関する検討には、「外国保険会社等」を含めない方向で検討を進める。

表 30 各主体の役割分担(例)

主体	各主体の役割例
保険会社	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ESR の計算の適切性を確保するための統制機能(リスク管理機能や保険数理機能等)の設置等、適切な内部統制を整備・運用することを通じて、適切な ESR の計算を行うこと。 ✓ なお、保険計理人も保険会社の統制機能の 1 つ。また、保険計理人が保険数理機能の責任者を兼任することも想定される。
外部専門家	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 適切な内部統制を通じて作成された ESR に関する情報が適正かどうかについて意見表明を行うほか、統一的な検証の実施基準に基づき必要な検証を実施し、その検証結果を報告すること。 ✓ 具体的には、ESR に関連する内部統制の検証や個別の証票等の入手、保険会社の見積りや判断の妥当性に対する検討・評価等が考えられる。
当局	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 制度全体の観点から会社のガバナンスや報告態勢等に着目した監督を行う。 ✓ 保険負債の検証レポートや各種 ESR 関連の提出書類の水平レビュー等を通じて、各社における仕様の解釈の幅が大きすぎる場合等において、監督上必要な指針や解釈ガイダンスを提示することを通じて、原則主義を維持しつつ、規制上求められる比較可能性を確保する。 ✓ 水平レビュー等を通じて、監督上留意すべき社・事項に監督資源を重点的に投入し、必要に応じて報告徴求等、より深度ある監督上の措置をとる。 ✓ 内部モデルの審査・承認を行う。 ✓ 制度全体の信頼性や堅牢性の維持・向上のため、関連する主体と必要なコミュニケーションを行う。
契約者及び投資家	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 第 3 の柱で掲げられている情報開示により、保険会社との対話が促進されることを通じて、保険会社のガバナンス向上が期待される。

4.2.3.2 検証対象

表 31 は ESR 全体を構成する要素を示した上で、要素毎の判断等の程度を簡易的にまとめた表である。検証対象の検討にあたっては、下表のどの要素を検証対象に含めるかが論点となる。この点、欧州では、注記情報を含めた開示情報全体を監査対象とする国(英国、イタリア、スペイン、オランダ、等)も存在するものの、このような制度を我が国において導入した場合、検証に要する工数が大幅に増大するおそれがあるため、制度設計にあたっては費用対効果の面も考慮する必要がある。

「4.2.1 外部専門家による検証の意義」でも示した通り、外部専門家による検証の主な目的が判断や見積りの要素に対して客観性を付与することであるとするならば、見積り・判断の要素が

大きい領域である経済価値ベースのバランスシートに外部専門家による検証を導入することが合目的と考えられる。また、このような制度とした場合、諸外国の規制の水準とも整合的であり、現行ソルベンシー規制で確保されている情報の信頼性も維持されることが期待される。

なお、内部モデル採用時の所要資本の取り扱いについては、判断や見積りの要素が多い可能性があるものの、当局審査の対象であることを踏まえると、外部専門家による検証を必須の要件とする必要性は相対的に低いものと考えられる。

表 31 ESR の構成要素ごとの判断・見積りを要する程度

領域		判断・見積りの要素 ⁵²	左記の背景
経済価値ベースのバランスシート	保険負債	大	計算手法の選択、前提条件の設定など、判断等の要素が大きい。ただし、判断や見積りの要素が会計監査等を通じて検証済みであり、ESR の計算にあたって追加的に生じる見積りや判断の要素が小さい場合も想定される。
	資産評価等	小～大	保険負債ほどではないが、手法や前提条件の置き方次第で、数値に影響を与え得るため、判断の要素は小～大程度。 なお、例えばデリバティブの評価等、一部の資産評価に関しては、判断や見積りの要素が大きいものの、判断や見積りの要素が会計監査等を通じて検証済みであり、ESR の計算にあたって追加的に生じる見積りや判断の要素が小さい場合も想定される。
適格資本への調整		小	適格資本への調整項目については仕様書において一定明確化されているため、判断の要素は比較的小さい。
所要資本	標準モデル	小～中	基本的には仕様書に定められた全社共通の手法・パラメータに基づく計算であるため、判断の要素は限定的。 ただし、経済価値 BS の計上額を基礎として算出される要素が多いため、数値の信頼性は経済価値 BS の検証強度に連動する点に留意。
	内部モデル	大	モデルの選択等、各社の判断の余地が大きい。
全般	プロポーショナルリティ原則の適用	大	判断そのものであり、種々の処理方法や評価方法の前提となるものである。(ただし、金額の影響が小さい場合もありうる。)

⁵² 経済価値ベースのバランスシートの領域で、判断や見積りの要素が「大」と評価されている領域について、当該領域に係る判断や見積りの要素の大部分が会計監査の対象となっており、会計情報と経済価値バランスシートの情報との差異に係る判断や見積りの要素が小さい場合も想定される。

4.2.3.3 IFRS を活用した効率的な検証の可能性

「3.2 バランスシート」に示した通り、IFRS ベースのバランスシートを出発点として規制上の経済価値バランスシートを作成し、ESR の計算を行うことも考えられる。この場合、資産・負債の評価に用いられる計算前提や公正価値が監査対象となっているのであれば、日本基準適用時と比べて外部専門家による検証の必要性が低下するとも考えられる。したがって、IFRS を活用した効率的な検証の可能性⁵³については、日本基準に基づくバランスシートを出発点として ESR を計算する場合の議論と切り離して検討することが合理的と考えられる。

また、IFRS の適用は連結財務諸表に限定されており、個別財務諸表は引き続き日本基準に基づき作成されることが想定されるが、IFRS を適用する親会社に加え、当該親会社の子会社についても、IFRS を活用した効率的な検証の可能性がある点には留意が必要である。

すなわち、親会社が IFRS を適用し、当該親会社の子会社が IFRS に基づく連結財務諸表作成目的の親会社向け報告を行っている場合には、当該親会社向け報告に含まれる IFRS ベースのバランスシートが監査やそれに類似する検証の対象である可能性があり、このような検証済の IFRS ベースのバランスシートを出発点として ESR を算出する場合には、親会社の連結 ESR に対する検証と同様、子会社の単体 ESR についても効率的な検証が実現できる可能性がある。

ただし、ESR の仕様と IFRS には、特に保険負債の評価に関して、例えば割引率や MOCE の取り扱い、IFRS における CSM⁵⁴の取り扱い等、いくつかの差異が存在しており、欧州においても、ソルベンシーII に基づく保険負債の評価と IFRS 第 17 号に基づく評価は必ずしも一致しないという分析が行われていることから、このような国際的な議論や今後適用される IFRS 第 17 号の実務の動向も踏まえて検討を進めることが適切と考えられる。

「4.2.1 外部専門家による検証の意義」から「4.2.2 外部専門家による検証に関する課題」においては、日本基準のバランスシートを出発点として ESR を計算することを前提として外部専門家による検証の意義を論じているが、以上を踏まえれば、IFRS ベースのバランスシートを出発点としている場合における外部専門家による検証の要否については別途検討が必要であり、例えば、IFRS 財務諸表を作成し、当該財務諸表に対する監査を受けている場合には、経済価値ベースのバランスシートに対する外部専門家による検証を要しないなど、IFRS 適用会社における検証の省力化の可能性について、諸外国の取り扱い等も踏まえつつ、引き続き検討していくこととする。

⁵³ ここでは、主に外部専門家による検証の効率化の可能性について言及しているが、内部検証の観点でも、財務報告(IFRS)目的の内部統制と規制上(ESR)要求される内部検証態勢を相互に活用できる可能性もある。

⁵⁴ 「契約上のサービス・マージン(contractual service margin)」を指す。IFRS 第 17 号「保険契約」で定義される、保険契約グループに係る資産又は負債の帳簿価額の構成要素で、企業が当該グループの中の保険契約に基づく保険契約サービスを提供するにつれて認識する未獲得の利益を表すもの。

4.2.3.4 検証の深度(保証の有無)

ESR の特性を踏まえ、判断や見積りの要素が大きい領域に対して客観性を付与することが検証の主な目的とすると、検証の内容としては、転記チェックや資料間の整合性の確認のみに留まらず、保険会社の判断や見積りに対する第三者の検証機能が具備されている保証業務⁵⁵が AUP (合意された手続)⁵⁶等より合目的的⁵⁷と考えられる。

この点、保険会社が妥当とした判断に対して外部専門家が十分な検討を踏まえず別の判断を下してしまうのではないかと懸念、第三者では判断の要素を含む領域について深度ある検証は困難ではないかと懸念、銀行業界の健全性指標に対しては AUP による検証が求められていることとの平仄等を踏まえ、保証業務ではなく、助言業務や AUP の枠組みの方が望ましいとの意見もある。

上記の意見に関し、外部専門家が十分な検討を行った上で保険会社に対して異なる判断を提示し、いずれの判断が適切なのかを双方で検討・議論するプロセスはガバナンス上有益であると考えられる。また、判断や見積りの要素を含む領域について、判断等を導くための客観的事実が積み重ねられることが、当局やその他の情報利用者へのアカウントビリティの観点では重要と考えられ、判断や見積りは検証可能であることが望ましいと考えられる。さらに、銀行と保険会社ではバランスシートの構造が大きく異なり、また、銀行における AUP の検証が所要資本や適格資本の調整に相当する領域も対象としていることを踏まえると、銀行と同様の検証制度を導入することが合目的かかどうかについては、慎重に検討する必要がある。

上記の実効性に関する懸念に加え、新制度が中小社も対象とする制度であることを踏まえると、コストの観点からも助言業務や AUP の枠組みの方が望ましいとの意見もあった。

上記の意見に関し、財務諸表監査を行う会計監査人が経済価値ベースのバランスシートに対する保証業務を行うとした場合、当該経済価値ベースのバランスシートに対する意見表明にあたって追加的に立証すべき監査要点(アサーション)は、「実在性」、「網羅性」、「権利と義務の帰属」、

⁵⁵ 保証業務とは、適合する規準によって主題を測定又は評価した結果である主題情報に信頼性を付与することを目的として、業務実施者が、十分かつ適切な証拠を入手し、想定利用者(主題に責任を負う者を除く。)に対して、主題情報に関する結論を報告する業務をいう。

⁵⁶ AUP(合意された手続)とは、業務実施者、業務依頼者及び該当する場合には業務依頼者以外の実施結果の利用者が合意した手続をいう。

⁵⁷ AUP は、業務実施者が自らの判断により証拠を入手しない点、及び手続の結果のみが報告され結論が報告されないという点で、保証業務と異なる。また、AUP では手続実施結果報告書において、結論(例:適正である旨の意見)を表明しない一方、手続実施結果を事実に対して客観的に記載(例:〇〇という資料の●●の金額と、XX という資料の△△の金額が一致)することとなる。

「評価の妥当性」、「期間配分の適切性」、「表示の妥当性」のうち、「評価の妥当性」と「表示の妥当性」が中心となることが想定され、検証の中心となる監査要点が一定限定される可能性がある点には留意が必要である。これは、既に財務諸表監査の過程においてバランスシート項目の「実在性」、「網羅性」、「権利と義務の帰属」の監査要点は概ね検証されていることが想定され、また、PL 情報については検証の対象外となることから「期間配分の適切性」については主な検証対象とならないことが想定されるためである。

また、「評価の妥当性」に関する検証の工数は、保険会社が保有する金融商品や保険契約の複雑性と関連することにも留意が必要である。すなわち、複雑でない金融商品（例えば、国債）や保険契約（例えば、商品設計がシンプルな保険契約）の評価に際しての判断等の要素は、複雑な金融商品や保険契約の評価に際してのそれと比較して小さくなる可能性があり、また、対応する検証の工数も少なくなる可能性がある。

上記の他、外部専門家による検証の実効性の確保にあたっては、検証主体たる外部専門家に十分なリソースがあることが前提となるが、当該リソースの十分性を懸念する意見や、限られたスケジュールの中で全ての保険会社の検証を行うことは形骸化のおそれがある等の意見もあった。

このような意見に関し、今後の議論の進展によっては、全ての保険会社に対して一律外部専門家による検証を導入することは外部専門家のリソースに照らして現実的ではないことが判明する可能性も否定できない。そのような場合には、例えば、外部専門家による検証で求められる保証水準を限定的にすることや外部専門家による検証の対象となる保険会社を限定すること等の対応も考えられる。

いずれにしても、検証の深度（保証の有無）については、このような実効性とコストに関する分析を踏まえた上で、引き続き検討することとする。

4.2.3.5 検証対象を保険会社の ESR の計算・開示に係る内部統制とすることの留意点

ここまでは、ESR の基礎となる経済価値ベースのバランスシートの数値を検証対象とすることを念頭に検討状況を記載しているが、内部統制を検証対象として保証業務を行う場合については、以下の点に留意が必要となる。

まず、参考となる制度として内部統制監査が挙げられる。ここで、内部統制監査とは、ディスクロージャーの信頼性を確保するための企業における内部統制が有効に機能していることを経営者自らが評価し、その結果を報告する開示書類である内部統制報告書に対する監査を指す。効果的かつ効率的に監査を実施する観点から、内部統制監査の過程で得られた監査証拠は、財務

諸表監査の内部統制の評価における監査証拠として利用され、また、財務諸表監査の過程で得られた監査証拠も内部統制監査の証拠として利用されることがあり、両者は一体的に実施される関係にある。

仮に内部統制のみを対象とする検証を新規制において制度化した場合、検証主体は、内部統制監査固有の手続のみに基づき、内部統制の有効性について、何らかの意見表明を行うことが求められる可能性がある。このような場合、内部統制の目的である数値の妥当性や適正性を直接確認することなく、当該数値作成に係る内部統制の有効性に関して意見表明に足る十分かつ適切な監査証拠を入手することには実務上困難を伴う可能性がある。また、このような課題に対応するためには、数値に対する直接的な検証も求められる可能性がある点に留意する必要がある。

次に、我が国における内部統制監査と類似した制度を ESR に対する検証制度として導入するとした場合、保険会社において内部統制報告書に相当する文書の作成が必要となる可能性がある点にも留意が必要である。この点について、例えば現在検討中の保険負債の検証レポートを内部統制報告書と同様の位置付けとして取り扱うことも考えられるが、保険負債の検証レポートが対象としているのは、保険負債のみであり、ESR や経済価値ベースのバランスシート全体を対象としたものではないため、検証対象として適切かどうかについては、慎重な検討が必要となる。また、保険負債の検証レポートは保険会社が実施した検証内容、すなわち統制活動を記載した文書であり、統制の有効性を評価した文書ではないため、内部統制報告書に相当する文書として位置付けることの適切性について、慎重に検討する必要がある。また、内部統制報告書は開示書類であるため、保険負債の検証レポートを一般開示する必要性についても留意が必要である。

5. 内部モデル

「検討状況」において示したとおり、第1の柱における内部モデルの活用については、自然災害リスクを優先的に検討しつつ、それ以外のリスクについては以下のように進めていくこととする。

- 生命保険リスク及び損害保険リスクについては、標準モデルにおける国内独自のストレス係数等に係る検討を継続し、標準モデルにおいて個社のリスク特性が十分に反映されないと認められる場合には、会社固有のストレス係数の適用や、内部モデルの対象とすることを検討。
- その他の巨大災害リスクや市場リスク・信用リスク等については、引き続き現行の標準モデルの妥当性を確認しつつ、個社のリスク特性が十分に反映されないと認められる部分を中心に、標準モデルの修正や内部モデルの対象とすることを検討。

自然災害リスクの計測における内部モデルの活用については、「3.5.3.1.4 自然災害モデルの審査プロセス及び今後の方向性」に記載のとおり、2024 年前半までに審査基準案に則した保険会社による自己評価や当局レビューを実施し、2024 年後半以降、最終化された審査基準に基づく予備審査の実施、本審査の実施といったスケジュールを念頭に検討を進めていくこととしている。

また、生命保険リスク及び損害保険リスクについては、「3.5.1 生命保険リスク及び「3.5.2 損害保険リスク」に記載のとおり、2023 年頃までに標準モデルにおける国内独自のストレス係数等及び会社固有のストレス係数の適用に関する検討を行うこととしており、内部モデルの活用については、当該検討結果を踏まえたものとするのが考えられる。

上記に加え、ICS における内部モデルの使用に関しては、モニタリング期間中に議論が行われることとなっており、ICS の議論の動向についても注視する必要がある。

以上を踏まえ、新規制の第1の柱における内部モデルの活用に関しては、以下を基本的な方向性として、引き続き検討を進めることとする。

- ✓ 2024 年頃までは、自然災害リスクに関する審査基準の最終化及び予備審査に向けた検討・保険会社との対話を優先的に実施することとする。
- ✓ 自然災害リスク以外のリスクについては、自然災害モデルに関する審査に向けた保険会社・当局双方の準備状況や、標準モデルに係る検討(会社固有のストレス係数の適用に関する検討を含む)の状況、また ICS における内部モデルに関する検討状況等も踏まえて、2023 年以降に新規制における取り扱いについて示すこととする。

6. ESRに基づく監督措置、第2・第3の柱

6.1 ESRに基づく監督措置

健全性政策が有効に機能するためには、保険会社の健全性指標に基づいて、当局が適時・適切な監督措置を行うことができる枠組みとすることが重要である。ICPにおいては、資本水準に基づき監督介入を開始する点である PCR (Prescribed Capital Requirement) 及び業務停止等の最も強い監督行動を発動し得る点である MCR (Minimum Capital Requirement) の2つが定義されており、我が国の現行制度においては早期是正措置の枠組みが PCR・MCR に相当するものである。

監督措置の枠組みについては様々な形が考えられるが、新制度の検討にあたっては、上記の対応関係を踏まえた上で、「検討状況」で示された「現行の早期是正措置の枠組みを前提に ESR を指標として用いた場合を想定し、論点を整理していくことも有用」との考え方を踏襲し、本暫定決定においては、今後検討を深めていくべき論点とその検討スケジュールを以下に記載する。

6.1.1 PCRに関する論点

当局が保険会社の健全性指標に基づく監督措置を行う場合には、当該指標に基づいて監督介入の必要性を判断することが想定される。したがって、PCR (監督介入の開始点) の水準及び対応する監督措置の内容は、健全性政策の枠組みを検討する上で重要な論点となる。

また、ESR が PCR の水準を下回った場合に、どの程度の期間をかけての回復を許容するかについても重要な論点と考えられる。この点、監督措置に求められる透明性には留意しつつ、例えば、

- ✓ 急激な金利変動に伴って ESR が悪化した場合には、当該金利変動が一時的なものかどうかについて、一定期間見極めた上で、監督措置の必要性を検討する
- ✓ 他方、資産の棄損や収益性の低下といった要因により短期のうちに健全性に係る懸念が実現するおそれがある場合には、適当と考えられる回復期間内での回復を求める
- ✓ 欧州ソルベンシーII における取り扱いのように、保険会社の大多数が大きな影響を受ける例外的なストレス事象が生じている場合には、ある程度長い期間をかけての回復を許容するといった、ESR の特性を踏まえた柔軟性を織り込んだ枠組みとする観点も重要と考えられる。

さらに、健全性指標が低下(悪化)するに従って、金融庁の監督措置を段階的に強めていくことが想定されることを踏まえると、PCR と後述の MCR との間に中間区分を設けるか否かについても重要な論点と考えられる。中間区分の設置は、監督措置の透明性向上に資する一方、監督措

置の内容に係る柔軟性が低下する可能性もある点に留意して検討を進める必要がある。

このように、PCR に関しては、その水準、監督措置の内容、回復期間及び中間区分の要否が検討すべき主な論点と考えられるが、これらは単独で決定すべきものではなく、第 2 の柱の中で PCR への抵触前から連続的な監督対応を目指すといった観点と併せて、健全性政策が全体として有効に機能するよう、総合的に検討すべき論点と考えられる。したがって、以上の観点を踏まえ、今後の FT 等を活用しつつ、引き続き検討を深めていくこととする。

6.1.2 MCRに関する論点

MCR は、業務停止等の最も強い監督行動を発動する可能性がある水準であり、PCR と並び、健全性政策の枠組みの重要な構成要素の 1 つと考えられる。そして、MCR に関する主な論点としては、計算手法(PCR と MCR を同一の計算手法に基づいて決定するか否か)やその水準の設定、基準抵触時の回復期間の設定が挙げられる。

特に、計算手法の検討にあたっては、現行の早期是正措置の枠組みにおいて、実質資産負債差額に係る規定が置かれている点に留意する必要がある。すなわち、現行規制では、最も強い監督行動である「期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令」を行うにあたって、SMR だけでなく、実質資産負債差額の状況も考慮する体系となっており、新規制においても、最も強い監督行動の発動にあたって、ESR の水準だけでなく、実質資産負債差額の状況も考慮する体系を採用するかどうかは、重要な論点となる⁵⁸。

上記に加え、欧州ソルベンシーII において導入されているような、簡素な方式(技術的準備金の額に保険種目毎に設定された係数を乗じる方式)に基づく MCR を、新規制において導入するか否かについても論点となりうる。仮に、このような方式を採用した上で、実質資産負債差額に係る規定も存続させる場合、ESR、実質資産負債差額、MCR の 3 つの指標を管理することになるため、制度のわかりにくさや保険会社に要求される実質的な資本水準への影響等を踏まえた上で、慎重に検討する必要がある。

また、PCR と MCR を同一の計算手法に基づいて決定する場合、MCR の抵触水準についても議論が必要である。現行規制との連続性を踏まえれば、ESR=0%(経済価値ベースの評価に基づく適格資本がゼロであることと同義)とすることが一つの案であるが、保険会社の存続を前提とし、リスクに対する一定のバッファを備えておく観点も考慮すれば、例えば欧州ソルベンシーII

⁵⁸ 現行の早期是正措置においては、現行 SMR のみならず、実質資産負債差額に応じて第二区分・第三区分に係る命令を発出することも可能となっている。なお、有識者会議報告書においては、ESR との整合性の観点から、実質資産負債差額規制は早期是正措置の発動基準としては撤廃すべきとの指摘もあった点にも留意が必要である。

のように、一定の信頼水準に対応するリスクをカバーする所要資本から(ESR=0%を超える水準として)MCR を決定するといったことも考えられる。いずれにせよ、上記の計算手法と併せて今後検討を深める必要がある。

さらに、MCR の検討にあたっては、破綻処理との関係も考慮する必要がある。現行のソルベンシー・マージン総額、実質資産負債差額、保険計理人による 3 号収支分析における事業継続基準対象額のいずれも、現行会計上の純資産に各種調整を加えたものであり、現行会計、早期是正措置、破綻処理の枠組みが連続的な監督体系となっていると考えられる。他方、ESRを早期是正措置に用いる唯一の指標と位置付けた場合、前提条件等によっては、ソルベンシー規制上の純資産の評価と会計上の純資産の額の評価が大きく異なる事態も生じうることから、早期是正措置と破綻処理が不連続となるおそれもあり、関係の整理を行うことが必要と考えられる。

このように、MCR に関しては、計算手法、回復期間、水準、実質資産負債差額の取り扱い及び破綻処理との関係整理が主な論点として挙げられるが、これらの論点については、その関係性を踏まえつつ、適宜関係者と意見交換を行いながら、検討していくこととする。

6.1.3 今後の検討

監督措置の内容について、第 1 の柱における標準モデルの仕様やガバナンスに関する事項と比較すると、保険会社の態勢整備との関連性は相対的に低いと考えられる一方、保険会社にとって関心の高い論点であるため、可能な限り早いタイミングでその方向性を明らかにすることが望ましいと考えられる。

また、検討の過程においては、実際の監督措置の発動にあたって保険会社の経営行動等に対する副作用が生じないかどうかといった観点も重要であり、ストレス時の ESR および保険会社のリスクコントロールの方針(アクションプラン)等に関して FT22 等を通じて情報収集を実施していくこととする。

6.2 第2の柱

有識者会議報告書においては、ESRを規制として導入し、それが「規制上のESRの水準のみに基づく機械的・画一的な規制」となった場合には、「保険会社の経営行動への影響」、「消費者ニーズに沿った商品提供への影響」、「保険会社の主体的なリスク管理高度化等への影響」といった課題が顕在化しうることから、こうした課題を回避しつつ、経済価値ベースの考え方のメリットを享受するためには、「保険会社の内部管理のあり方も踏まえた多面的な健全性政策」を目指すことが重要であると指摘され、「3つの柱」の考え方に基づく健全性政策のあり方について提言が行われた。

第2の柱は、第1の柱で捉えきれないリスクも捕捉し、保険会社の内部管理を検証しその高度化を促進するものとして位置付けられる。そして、現在行われている金融庁による各種の情報の蓄積・分析(財務会計情報・リスク情報や、ORSAレポート)、早期警戒制度、各種のヒアリング等は、新規制における第2の柱に対応するツールとして捉えることが適切と考えられる。

経済価値ベースのERMやORSAについては、既に多くの保険会社に取り組んでいるところ、ESRに基づく第1の柱の導入に向けて、こうした取り組みについて改めてその意義を認識した上で、更なる高度化を図っていくことが重要と考えられる。また、金融庁としては、保険会社との対話等を通じて各社の取り組み状況について検証を行うとともに、各社における経済価値ベースの内部管理の主体的な高度化を促進するための制度やモニタリングのあり方について検討を行っていくこととする。

「1.はじめに」において述べたとおり、本暫定決定は特に第1の柱の標準モデルの考え方を中心的な内容としており、第2の柱に関する検討については今後本格化していく必要があるが、現時点において想定される主要な論点及び検討の方向性について、以下に示すこととする。

6.2.1 保険会社における内部管理のあり方

有識者会議報告書では、「ORSA上の健全性評価については、第1の柱の標準モデルに過度に引きずられるのではなく、自社のリスク特性を踏まえた内部モデルの構築も含め、積極的な高度化を図っていくことが重要である」と指摘されており、具体的には、

- ✓ 割引率につき標準モデル上の手法(UFRに基づく補外等)以外の手法も用いて評価を行うこと
- ✓ 自社の保険契約・運用資産のポートフォリオの特性を反映した粒度の高いデータに基づく、より精緻なリスク計測手法を用いること

- ✓ 第 1 の柱で捉えきれないリスクや定量化が難しいリスク(気候変動リスク、サイバーリスク等)について捕捉していくこと

等に関する指摘がされている。

さらに、報告書では「金融庁は、こうした観点を踏まえつつ、保険会社から提出された ORSA レポートや統合的リスク管理態勢に関するヒアリング等に基づいて保険会社との対話を行い、上記のような各社固有のリスクプロファイルや第 1 の柱で捕捉されない定量及び定性的なリスクについて、認識を深めることが重要である」と指摘されている。

これを踏まえ、以降では、2021 年に各社から提出された ORSA レポートおよび FT21 において各社から提出された内部モデルに関する情報に基づき、保険会社の内部管理の状況の調査・分析を行った結果を示すこととする。金融庁としては、新たな制度への円滑な移行に万全を期す観点から、本調査・分析結果も踏まえつつ、ORSA レポートや統合的リスク管理態勢に関するヒアリング等に基づいて保険会社との対話を行っていくこととする。

6.2.1.1 内部管理における経済価値ベース指標の活用状況

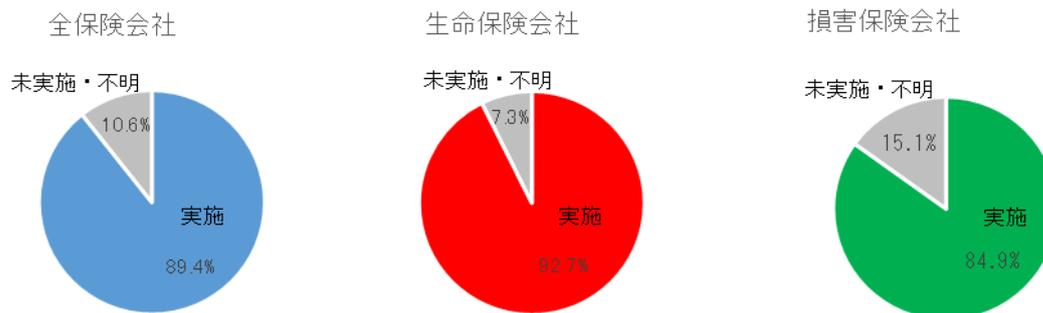
2021 年 9 月末時点で ORSA レポートの提出のあった 94 社(生命保険会社 41 社、損害保険会社 53 社)を対象に、経済価値ベース指標を用いた内部管理の状況について、ORSA レポートにおける記載の確認・分析を実施した。調査結果は以下のとおり。

➤ 経済価値ベース指標による健全性のモニタリング

8 割超の保険会社(94 社中 84 社)では、健全性の指標として、経済価値ベース指標を導入しており、定期的なモニタリングを行っていることが確認された(図 10 参照)。また、当モニタリングの結果については、リスク管理に係る社内の委員会に対して報告が行われているとともに、経営会議や取締役会に対しても報告が行われており、多くの保険会社において、経営陣は、自社の経済価値ベース指標による健全性の状況を認識していることが確認された。

一方、健全性の指標として、経済価値ベース指標を未導入の会社では、現時点では、金融庁の実施する FT の結果の確認にとどまっており、健全性指標の導入は課題としている社や、経済価値ベース指標の重要性・意義は理解しつつも、具体的な議論が不十分であるため、導入を行っていない社があった。

図 10 経済価値ベース指標による健全性のモニタリングの実施状況



➤ 経済価値ベース指標によるアラームポイント(警戒水準)の設定

健全性の指標として、経済価値ベース指標を導入している保険会社(94 社中 84 社)のうち、6割超の会社(84 社中 58 社)が、経済価値ベース指標の水準について、アラームポイント(警戒水準)を設定し、リスク管理を行っていることが確認された(図 11 参照)。

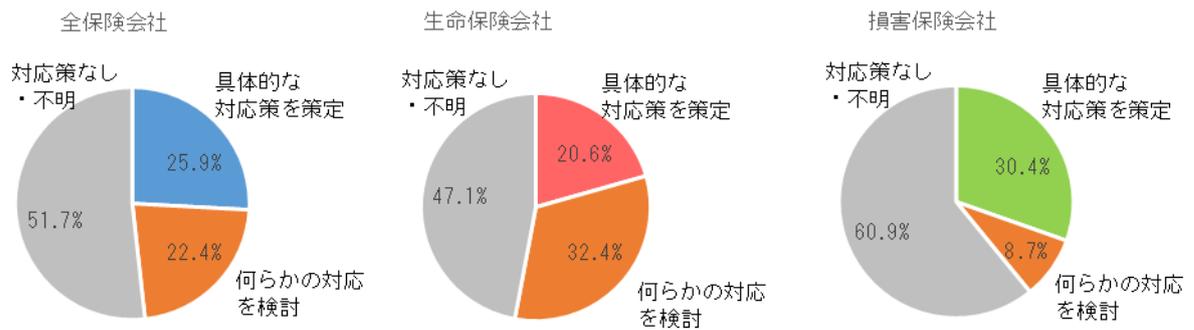
各社のアラームポイントは、現在の水準や、一定のストレス時においても健全性を確保するための水準等を踏まえて設定している。アラームポイントに抵触した場合の対応が具体的に決まっていない社も多く見られるが、対応の必要性の検討を行うことにしている社のほか、健全性の水準を回復するための具体的な対応策(資産の売却、資本の増強、配当抑制等)を規定している社もあった(図 12 参照)。

一方、アラームポイントを設定していない社では、経済価値ベース指標のモニタリングを行っているものの、現行 SMR を主要指標としてリスク管理を実施しているため、参考指標としてアラームポイントを設定していないというケースや、新規制の導入に向け、経済価値ベースでの資本の十分性に関する管理基準について検討を行っているというケースがあった。また、外国保険会社(支店形態の社)においては、本店・グループ全体としては、経済価値ベースのリスク管理を行っているものの、日本支店単独としては、現行 SMR に基づくリスク管理を実施している社もあった。

図 11 経済価値ベース指標によるアラームポイント(警戒水準)の設定状況⁵⁹



図 12 アラームポイントを下回った場合の対応に関する状況⁶⁰



➤ 経済価値ベース指標によるストレステストの実施

健全性の指標として経済価値ベース指標を導入している保険会社(94社中84社)のうち、6割超の会社(84社中52社)では、経済価値ベース指標によるストレステストを実施していることが確認された(図13参照)。

経済価値ベース指標によるストレステストを実施している社では、ヒストリカルやシナリオ型のストレステストにおいて、一定のストレス環境下における、経済価値ベース指標での自己資本等の十分性(アラームポイントへの抵触状況等)の評価を行っていることが確認された。

また、ストレステストの結果を踏まえ、健全性目標等を設定し、目標とする資産ポートフォリオを

⁵⁹ 健全性の指標として、経済価値ベース指標を導入している保険会社(84社)を対象としている。

⁶⁰ アラームポイントを設定している保険会社(58社)を対象としている。

算出している社や、商品販売戦略や資産運用方針等の検討を行う等、リスク管理・経営への活用を行っている社もあった(図 14 参照)。

図 13 経済価値ベース指標によるストレステストの実施状況⁶¹

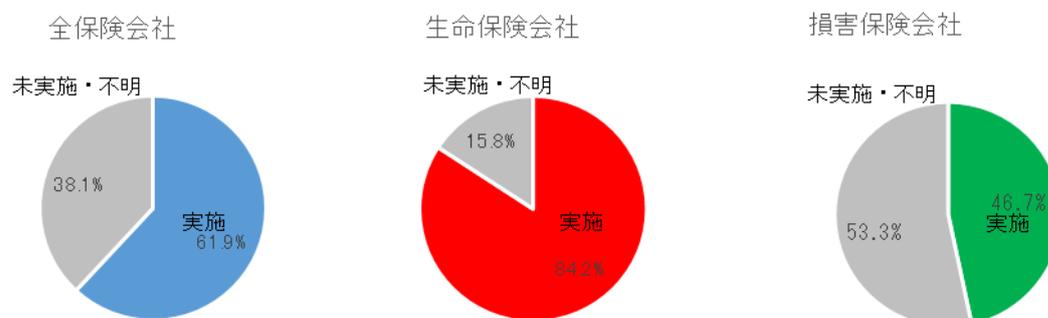
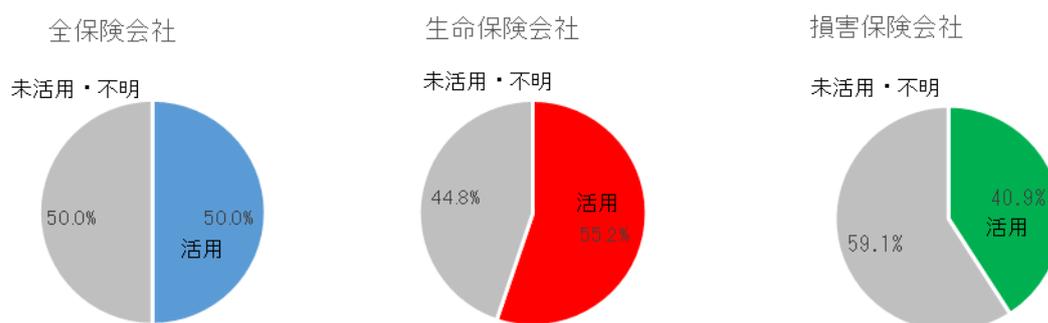


図 14 ストレステストの商品販売戦略や資産運用等への活用状況⁶²



➤ 経済価値ベース指標による経営管理

健全性の指標として経済価値ベース指標を導入している保険会社(94 社中 84 社)のうち、6 割超の会社(84 社中 55 社)では、事業計画において、経済価値ベース指標による経営管理上の目標水準を設定していることが確認された(図 15 参照)。

経済価値ベース指標による経営管理を行っている会社では、RoEV⁶³等の収益性の指標を設

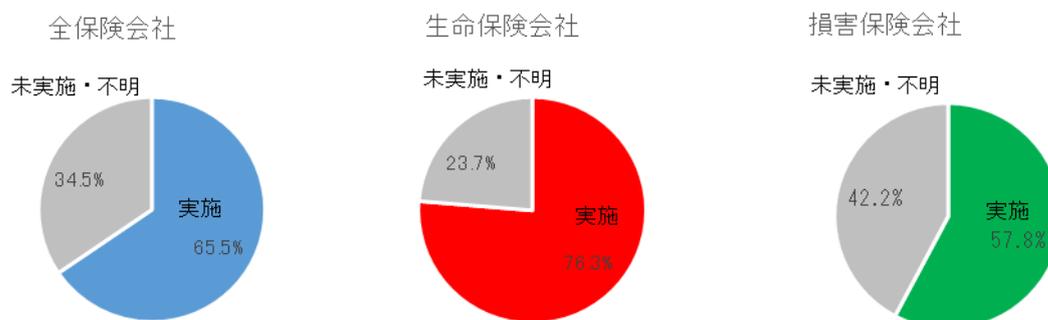
⁶¹ 健全性の指標として、経済価値ベース指標を導入している保険会社(84 社)を対象としている。

⁶² ストレステストを実施している保険会社(52 社)を対象としている。

⁶³ RoEV(リターン・オン・エンベディッド・バリュー): 生命保険会社の株主に帰属する企業価値であるエンベディッド・バリュー(EV)の増加額を利益とみなし、企業価値の成長性を測定する指標。

定している社や、経済価値ベース指標の水準に応じたリスクテイクや配当還元の方針を策定し、経営管理を行っている社があった。

図 15 経済価値ベース指標による経営管理上の目標水準の設定状況⁶⁴



以上のとおり、各保険会社においては、経済価値ベースでのリスク管理及び経営管理の導入・高度化を進めている状況が確認されたが、金融庁としては、このような保険会社の取り組み状況について、引き続きモニタリングを行うとともに、内部管理の高度化を促していくこととする。

6.2.1.2 内部管理における内部モデルの活用状況

「3. 標準モデル」における各論点においても述べているように、第 1 の柱における標準モデルは、主に以下のような特徴を有すると考えられる。

- ✓ 第 1 の柱における ESR は当局および外部ステークホルダーが主に保険会社の健全性の状況を確認する目的で計算されるものであり、保険会社の外部から見た一定の比較可能性が求められる。
- ✓ 標準モデルは基本的に全ての保険会社が使用することが前提であり、個社毎の事情を一定程度捨象し、「最大公約数」的に定められる。
- ✓ 規制として使用されることを踏まえ、ESR の変動性を一定程度抑制する観点等から政策的な措置が適用される場合がある。
- ✓ 金融庁は標準モデルの適切性を継続的に検証し、変更が必要な場合には、法令改正等の手続きにより変更を実施する。

他方、保険会社の ERM・ORSA において用いられる各社の内部モデルは、主に以下のような特徴を有すると考えられる。

⁶⁴ 健全性の指標として、経済価値ベース指標を導入している保険会社(84 社)を対象としている。

- ✓ 資本十分性の確認のみならず、ALM、ストレステスト、エンティティやビジネスライン毎の資本配賦運営、リスク・リターンのバランスを踏まえた収益性評価等、様々な形で活用され得る。
- ✓ 保険会社が自身のビューに基づいてリスクや資本の評価を行うものであり、自社の特性に応じた最適な手法を選択し、第 1 の柱の標準モデルで必ずしも十分に捉えられていない可能性がある部分について、より適切に捕捉することが可能。
- ✓ 保険会社自身がモデルの適切性を継続的に検証し、変更が必要な場合には、適切なガバナンスの下で変更を実施する。

このような特徴を有すると考えられる内部モデルは、第 1 の柱の標準モデルにとらわれることなく、各社の特性や目的に応じた創意工夫や高度化を行っていくことが重要である。第 1 の柱の標準モデルは内部管理において使用されることを意図して設計されたものではないため、仮に内部管理においても同様の手法を採用する場合には、保険会社自身のビューおよび内部管理の目的に照らして適切な選択と言えるのかどうか、慎重な検討が必要と考えられる。

また、内部モデルに基づくリスク管理・経営管理を行う前提として、内部モデルに関するガバナンスを確保し、モデル・リスク⁶⁵を管理する取り組みが重要である。モデル・リスク管理に画一的な手法は存在せず、各社の実態に応じて高度化を図っていくことが重要であるが、モデル検証等を通じてモデルに内在する限界や弱点を認識し、対応策の策定や経営陣の適切な関与・理解を図っていくことなどが求められるものと考えられる。

以下の表 32 は、ORSA レポートや FT の質問票等から把握された、自社のリスク特性等を踏まえた内部モデルの開発・高度化や、モデル・リスク管理態勢の構築・高度化を図っている事例である。金融庁としては、このような保険会社の取り組み状況について、引き続きモニタリングを行うとともに、内部管理の高度化を促していくこととする。

表 32 自社のリスク特性等を踏まえた内部モデルの開発・高度化事例

項目	事例
割引率	<ul style="list-style-type: none"> ✓ UFR を用いない補外を実施。(例:40 年超のフォワードレートは一定として補外、40 年超のフォワードレートは 40 年スポットレートに過去の金利変動を踏まえた調整を行い補外) ✓ 自社の分析やフォワードルッキングな視点を考慮し、標準モデルとは異なる水準の UFR を用いるとともに、UFR を用いない ESR も参考指標としてモニ

⁶⁵ 「モデル・リスク管理に関する原則」(金融庁)では、モデル・リスクを「モデルの誤り又は不適切な使用に基づく意思決定によって悪影響が生じるリスク」としている。なお、当該原則は現時点において保険会社を対象としていないが、保険会社における自主的なモデル・リスク管理態勢の構築・高度化においても参考になり得る。

https://www.fsa.go.jp/common/law/ginkou/pdf_02.pdf

	<p>タリング。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本円に用いる LOT について、ALM との整合性や社外の評価に基づき、40 年を採用。 ✓ 上乗せスプレッドに関して、市場整合的価値の観点や、内部管理としての分析把握性(内部管理として、構造を把握し PDCA を回しやすい方法を選択)等の理由により、内部管理上はゼロと設定。
MOCE	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自社に求められる資本コスト率の分析に基づき資本コスト法の資本コスト率を設定。
所要資本	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保険リスクの計測において、自社の実績データや商品特性を踏まえ、標準モデルよりも細かい単位(例:商品区分別、男女別)・異なる水準のストレスシナリオを設定。 ✓ 死亡リスク・長寿リスクの計測において、死亡率改善トレンドの影響を考慮して計測。 ✓ 巨大災害リスクの計測において、標準モデルで規定されているが自社にとって重要性が小さいシナリオ(テロリスクなど)は計測対象外とする一方で、標準モデルでは規定されていないシナリオ(生命保険に係る地震リスクなど)について計測対象とする。 ✓ 市場リスクの計測について、自社の運用ポートフォリオの特性等を踏まえ、標準モデルよりも細かい単位・異なる水準のストレスシナリオを設定。 ✓ 金利リスクの計測について、標準モデルでは計測対象となっていない金利ボラティリティリスクを計測。 ✓ 金利リスクの計測について、金利による MOCE の変動を考慮した計測を実施。 ✓ スプレッドリスクの計測について、保険負債の割引率において上乗せスプレッドをゼロとしており、資産側のみを計測対象とする。 ✓ 信用リスクの計測について、自社の内部格付を使用して計測。 ✓ オペレーショナルリスクの計測において、過去の損失事象及び損失シナリオに基づくモンテカルロ・シミュレーションにより計測。 ✓ リスク統合に用いる相関係数等について、自社の定量的または定性的な分析に基づき設定。
モデルガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ✓ モデル・リスクを、「誤使用されたモデルあるいは不適切なモデルにより算出された指標等により適切な経営上の意思決定を行うことができず損害を被るリスク」とし、このモデル・リスクを回避し、経営の意思決定等に使用される主要な数値等の信頼性を担保するための管理態勢を明確にするために「モデル・リスク管理規則」を定め、全社的なモデルガバナンス態勢を整備・運用。 ✓ 内部モデルの適切性を確保するため、グループ内の独立した部門による定

	<p>期的な検証を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 内部モデルに係るガバナンス強化の一環として、定期的に第三者機関による独立的な観点から検証を受けることを規定。 ✓ 監査部門が ERM 体制や ORSA に対する内部監査を実施し、監査結果を取締役に報告。 ✓ モデル変更時には、モデル管理統括部署がモデル変更の適切性を確認するとともに、モデル変更の重要度を、定量面・定性面の両面から評価。重要なモデル変更については、リスク管理検証委員会にて審議の上、経営会議に報告。 ✓ データ品質の評価、モデルの限界・弱点の洗い出し及び対応方針の策定、バックテストやユーステスト等によるモデルの妥当性検証を実施。 ✓ モデルガバナンスの一環として、リスク計測モデルを一元的に管理するため、計量化対象とするすべてのリスク計測モデルの限界・弱点、対応策等を一覧表にまとめた「モデルインベントリー」を作成。
--	--

6.2.2 当局によるモニタリングのあり方

「6.1.1 PCRに関する論点」においても述べているように、健全性政策が全体として有効に機能するためには、第2の柱の中でPCRへの抵触前から連続的な監督対応を目指す観点が重要であり、有識者会議報告書においても、「例えば、平時における金融庁・保険会社の対話の中で、ESR 制御能力の拡充や ESR 低下時の対応についても予め議論を行い、認識を共有しておくこと等が考えられる」とされている。

「6.2.1 保険会社の内部管理のあり方」においても述べたように、保険会社が能動的に(自社のリスク特性等を踏まえた内部モデルの開発・高度化を含む)ERM・ORSA の高度化に取り組み、ORSA レポート等を活用して金融庁がその取り組み状況等を確認していくことは、第2の柱における一つの重要なツールと考えられる。

こうした保険会社の内部管理に関するモニタリングに加えて、財務会計情報や規制上の ESR に関連する情報等、会社間の比較可能性のあるデータを各社から入手し、一定の統一的な目線に基づく保険会社のモニタリングや、ストレス環境下における保険会社全体に対する影響度の分析等を実施していくことも、第2の柱において金融庁が果たすべき重要な役割と考えられる。

以下では、新規制導入後の当局によるモニタリングデータに関して、特に規制上の ESR に関連する定量情報および定性情報について、現時点における基本的な考え方を整理し、今後の検

討の方向性について述べることとする。⁶⁶

6.2.2.1 ESRに関連する定量情報

現在の FT においては、各社の ESR 及びその基礎情報につき、所定のテンプレートに基づいた提出を求めており、その主な内容は表 33 のとおりとなっている。これらの情報は、経済価値ベースの考え方にに基づき当局が保険会社のモニタリングを行う際の基本的かつ重要な情報を多く含むものと想定され、新規制導入後も、現在の FT のテンプレートをベースとした報告テンプレートに基づくデータ提出を求めることが基本的な方向性と考えられる。

ただし、以下のような点については、モニタリングに活用する情報としての必要性・有用性と保険会社の実務負荷のバランス等を踏まえ、今後詳細について検討を行う必要がある。

- ✓ 現在のテンプレートの入力項目には、仕様の検討を目的として求めている情報等も含まれており、モニタリング上の必要性が低い情報については、新規制導入後の報告からは削除・簡素化していくことが考えられる。
- ✓ バランスシートや感応度分析・変動要因分析など、第 3 の柱における定量的な開示項目としても想定される情報（「6.3.1.1 定量的な開示項目」参照）については、両者の目的の差異を踏まえつつ、保険会社の実務負荷を軽減する観点から、重複する情報について可能な範囲で整合性を確保していくことが考えられる。
- ✓ 現在のテンプレートは ICS のデータコレクションに準拠したものとなっており、特にバランスシートの勘定科目等について、日本の保険会社が通常の決算等で使用しているものとは異なる部分も多い。これらについては、今後の FT 等を通じて適宜見直しを行い、保険会社・当局双方にとって使い易い様式としていく必要がある。

⁶⁶ なお、ここでの検討の方向性については、基本的に年度末分に係るモニタリングデータを想定している。中間期末については「2.3.1 中間期末における ESR の取り扱い」に記載のとおり、今後一定の簡便な取り扱いを認めることを含めて検討を実施していくため、当該検討と併せてモニタリングデータに関する検討を行うこととする。

表 33 FT21 のテンプレートにおける主な定量情報

FT21 のテンプレート	主な内容
結果の要約	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 最終的な ESR の計算結果 ✓ 適格資本および所要資本の要約 ✓ 所要資本の税効果に関する情報 ✓ 処分制約のある資産に関する情報
バランスシート	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 出発点となる会計ベースのバランスシートおよび経済価値ベースのバランスシート ✓ 適格資本からの控除項目 ✓ 経済価値ベースへの調整に係る税効果の利用可能性評価 ✓ 保険負債の内訳情報 ✓ 保険負債に係る会計ベースから経済価値ベースへの差異調整
資本調達手段 払込未済資本	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各資本調達手段に係る適格性の判定 ✓ 払込未済資本に係る適格性の判定
保険負債ポートフォリオ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保険負債のバケット判定結果等
所要資本	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各リスクカテゴリーの所要資本に関する情報
CF 情報 負債 CF 内訳	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主要通貨別の資産・負債に係る CF 情報
非保険事業	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 非保険事業の所要資本に関する情報
連結の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 連結のベースの報告における連結の範囲に関する情報
感応度分析	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主要な経済前提等に対する ESR 等の感応度に関する情報
変動要因分析	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 適格資本及び所要資本に関する前回からの変動要因に関する情報

6.2.2.2 ESR に関連する定性情報

現在の FT においては、ESR 等の定量情報に関する報告テンプレートのほか、仕様の改善要望や計算方法に関する詳細情報、仕様書と異なる対応をした場合の特記事項等について、定性質問票という形式で提出を求めている（主な内容を表 34 に記載）。また、保険負債については、現在推計が適切に計算されていることの検証の結果を纏めたレポート（保険負債の検証レポート）の提出を求めている。

これらの情報のうち、仕様の検討のための情報収集として求めているものについては、新規制導入後には不要となることが想定されるが、計算方法に関する詳細情報や、保険負債の検証レポート等については、各社が ESR を計算するにあたってどのような判断をしたか、またどのようにその適切性を確保しているか、といった点について当局が事後的に確認する観点から有用な情

報と考えられるため、今後の FT を通じて必要に応じた記載内容の拡充等の検討を行いつつ、新規制導入後も提出を求めることが基本的な方向性と考えられる。

なお、「4.1.1 内部の検証態勢の全体像」において述べたとおり、ESR 全体に関する検証責任者が ESR の検証内容に関して当局へ報告を行うことや、判断や見積りの要素が大きいと想定される領域に関する補足情報等を当局に報告する枠組みが想定される。現在 FT において定性質問票として提出を求めている計算方法等に関する情報については、FT との位置付けを踏まえて報告主体を特定していないが、このような枠組みを前提とすれば、ESR 全体の責任者がこれらの情報の報告主体として、ESR の計算に使用された方法や判断に関する適切性を確保するという方策が考えられる。この点についても、今後の FT 等を通じて詳細な検討を行っていくこととする。

表 34 FT21 において提出を求めている主な定性情報(計算方法の詳細に係る情報)

FT21 の質問票	主な内容
連結の範囲	✓ 会計上の取り扱いからの調整内容等
バランスシート	✓ 経済価値ベースへの調整に係る税効果の利用可能性評価に関する情報 ✓ 保険負債の差異調整に関する情報
適格資本	✓ 払込未済資本に関する情報 ✓ 処分制約のある資産に関する情報
生命保険リスク	✓ 採用したグループ化に関する情報
巨大自然災害リスク	✓ 所要資本の計算に考慮した分散効果やリスク削減手法に関する情報 ✓ 自然災害モデルのセーフガードに関する情報
マネジメント・アクション	✓ 所要資本の計算に反映したマネジメント・アクションに関する情報
リスク削減手法	✓ 市場リスクのエクスポージャーに対するリスク削減手法の更新に関する情報
その他の巨大自然災害リスク	✓ テロ攻撃の所要資本の計算に用いたシナリオ等に関する情報
所要資本の税効果	✓ 将来の課税所得の見積りに考慮した事業上の重要な変化による影響に関する情報
全般	✓ 仕様書と異なる取り扱いや簡便的な取り扱いの採用等に関する情報

6.3 第3の柱

第3の柱は、狭義には「(健全性に係る)情報開示」と同義に用いられることもあるが、その本質的な意義は、情報開示を通じた保険会社と外部のステークホルダーとの間の対話を促し、保険会社に対するガバナンス・規律付けを向上させることである。このような意義を踏まえると、第3の柱に関する検討では、外部ステークホルダーとの対話を促す開示項目や保険会社間の比較可能性を確保するための開示の枠組みを検討することが重要となる。

他方、新規制導入に伴う開示の拡充は、保険会社にとって追加的な負担が生じることにもなるため、フィージビリティ確保や形骸化防止の観点では、開示情報の有用性と実務負荷のバランスを踏まえた内容とすることが重要と考えられる⁶⁷。

有識者会議報告書では、第3の柱の詳細な内容については、第1の柱の検討を待たなければ確定できない部分が多くあると考えられる一方で、第3の柱への対応についても、保険会社におけるシステム投資等の態勢整備が必要となるため、導入までに一定の時間的猶予が必要であるとの意見が示されている。そこで、本暫定決定では、新規制における開示項目や開示の枠組みの基本的な考え方を整理することとし、2022 事務年度以降、より詳細な検討を進めていくこととする。

6.3.1 開示項目

6.3.1.1 定量的な開示項目

定量的な開示項目について、「検討状況」では、①所要資本・適格資本の内訳、②バランスシートに係る情報、③感応度分析、④変動要因分析について、FTの報告テンプレートやEVレポート、欧州ソルベンシーIIにおける取り扱いに触れつつ論点整理を行っており、これを踏まえた新規制における基本的な方向性に関して、それぞれ以下に記載する。

まず、①所要資本・適格資本の内訳、②バランスシートに係る情報についてであるが、これらの情報は、外部ステークホルダーにとって、保険会社の財務及びリスクを把握するための重要かつ基本的な情報である。したがって、このような情報が比較可能性をもって開示されることは、保険会社と外部ステークホルダーとの対話の促進に資すると考えられる。

これらの情報については、基本的に ESR の計算過程において作成される情報であり、当局への報告テンプレートへの入力内容を活用した一定の共通様式に基づく開示を求めることが考えられる。ただし、現在の FT のテンプレートには、計算過程を含む詳細な情報が含まれており、一部、

⁶⁷ 例えば、実務負荷等を踏まえた上で、開示時期を設定することも考えられる。

リスクのサブカテゴリーに関する内訳情報(例:市場リスクの内訳)等、情報利用者にとって有益と考えられる情報も含まれているが、情報利用者の意思決定に関連性が低いことが想定される情報まで開示を求めることは、情報利用者にとっての情報の有用性や理解可能性、保険会社の実務負担の観点からは望ましくないと考えられる。

また、②について、現在の FT では、会計ベースと経済価値ベースのバランスシートの差異調整や保険負債の内訳・差異調整に関して記載を求めているものの、①と同様に、情報利用者にとっての情報の有用性や理解可能性、保険会社の実務負担には留意する必要がある。

以上を踏まえ、①所要資本・適格資本の内訳、②バランスシートに係る情報といった財務・リスクに関する基本的な情報については、比較可能性を確保する観点から、当局への報告テンプレートへの入力内容を活用した一定の様式に基づく法定開示を保険会社に求めることを基本的な方向性としつつ、その具体的な内容や粒度については、情報の有用性と実務負担のバランスを踏まえ、今後検討を深めていくこととする。

続いて、③感応度分析、④変動要因分析についてであるが、有識者会議報告書では、金利、株価等の個別リスクファクター毎の ESR の感応度を含む一定程度詳細な情報が必要である旨の意見や、期初から期末にかけての資本の変動要因の分解は資本の創出過程を明らかにする重要な情報である旨の意見が示されている。

また、③及び④については、一部の保険会社が開示している(EEV または MCEV に基づく)EV レポートにおいても記載されている情報であり、保険会社のリスク・リターン・資本に関する構造や特徴を把握する上で、市場関係者からのニーズも大きい情報であると考えられることから、これらの開示を促すことは、①及び②の情報開示と同様、第 3 の柱の目的である外部ステークホルダーとの対話の促進に資すると考えられる。

しかしながら、③の情報開示にあたっては、ストレスを与える項目やストレス幅の設定、各社間の開示方法についてどこまで共通化を求めるかといった点に関して今後議論を深めていく必要がある。また、④の情報開示についても、基本的な内訳項目(例:新契約価値、前提条件の変更)については、会社間の比較可能性を確保する観点から、現在の FT での報告内容や、EV レポート等の現行実務も踏まえた一定の共通化が必要と考えられるものの、詳細に関してどこまで共通化を図るかについては、引き続き検討が必要である。

以上を踏まえると、③及び④の開示についても、①及び②と同様、現在の FT での報告内容等を踏まえた一定の法定開示を保険会社に求めることを基本的な方向性としつつ、比較可能性を確保するための具体的な方策(様式の策定や統一的な取り扱いの検討等)については、今後の検

討事項とする。

6.3.1.2 定性的な開示項目

第3の柱が実効性を有するためには、定量的な情報に加えて、ESRに関連した背景情報やガバナンス・リスク管理に係る情報等、定性的な情報の果たす役割も重要と考えられる。

特に、ESRの計算には保険負債や内部モデルを中心に保険会社による判断や見積りが求められるため、ESRの計算全体の適切性が確保されるような仕組み(ガバナンス態勢)の構築が重要と考えられるが、このような会社のガバナンス態勢の開示は、欧州ソルベンシーIIでも行われており、情報利用者への開示・コミュニケーションを通じてガバナンス向上にも寄与することが想定されることから、有益と考えられる。

その他、定量情報を補足説明する定性的な開示項目としては、所要資本・適格資本に関する説明、内部モデルを採用している場合には内部モデルと標準モデルとの差異に関する説明、資産・負債の評価に用いられた手法や前提条件等に係る説明といったもの考えられるが、定性的な開示の意義や有用性については、第1の柱の内容を踏まえて今後さらに議論を深めていく必要があることから、引き続き検討することとする。

6.3.2 開示の比較可能性を確保するための枠組み

「6.3.1 開示項目」では、開示される情報の具体的な内容に関して、基本的な方向性や今後の検討事項を記載しているが、開示される情報が保険会社間で比較可能であることも重要な観点と考えられる。

この点、銀行等の自己資本比率規制では、告示や別紙様式⁶⁸の中で、開示すべき項目や開示雛形を示すことにより、銀行間の比較可能性を確保している。このように当局が具体的に統一的な開示項目や開示雛形を示すことは、保険会社間の開示に関するばらつきを低減し、比較可能性を向上させることに資すると考えられる一方、会社の事業特性等によって開示項目ごとの情報の有用度が異なる(例えば、長期の保険負債が大宗を占める社にとってデュレーションに関する情報は有用度が高いと想定される一方で、短期の保険負債が大宗を占める社にとっては有用度が低いと想定される)中で、会社によっては有用度の低い情報まで一律に開示を求めることにより、保険会社の実務負荷が増加する可能性にも留意が必要である。

上記を踏まえると、一定の比較可能性を確保しつつ、情報の有用性と保険会社の実務負荷の

⁶⁸ https://www.fsa.go.jp/policy/basel_ii/index.html

バランスを勘案した開示の枠組みとして、以下のような方策が考えられる。

- ✓ ESRに基づく財務・リスク情報として重要かつ基本的なものであり、かつ大半の会社にとって関連性が高いものについては、当局が具体的に統一的な開示項目や開示雛形を示すなど、一定の規範性をもった法定開示の枠組みに組み込んでいくこと。
- ✓ 上記以外の事項については、例えば、保険会社向けの総合的な監督指針において、第3の柱に関する基本的な考え方等(どのような項目が開示されていることが望ましいか等)を当局が示した上で、特段の様式等は定めず各社毎の方法で記載すること、あるいは、法定開示の対象とはせずに各社における自主的な取り組みに委ねること。

なお、保険会社の自主的な開示や創意工夫を促すという観点からは、ディスクロージャー基準⁶⁹のように、業界の自主ルールを通じて比較可能性を確保するといった方法も考えられる。

このように、開示される情報の比較可能性を確保するための方策は様々考えられるが、開示項目によって適切な方法が異なることも考えられる。こうした点を踏まえ、一定の比較可能性を確保しつつ、各社の創意工夫を通じて情報利用者にとって有用性の高い開示が行われるよう、適切な開示の枠組みについて引き続き検討を深めていくこととする。

6.3.3 消費者向けの情報開示のあり方

第3の柱における情報利用者には、投資家をはじめとする市場関係者だけでなく、現在および将来の潜在的な契約者としての消費者が含まれる点にも留意する必要がある。消費者向け開示については、有識者会議報告書において「消費者にとっては、商品の内容、適切な募集・説明等が直接的には最も重要であり、第3の柱の目的は保険会社が「将来にわたって保険金の支払を安心して受けるための十分な財務基盤を有しているかどうか」を大まかにシグナルすることであると考えられる」と指摘されており、市場関係者向けの開示に比べると、よりシンプルでわかりやすい内容の開示が求められると考えられる。このように考えた場合、「6.3.1 開示項目」で示した項目の中から、消費者との関連性が高い項目を取捨選択ないし強調して開示することが消費者向け開示では重要と考えられる。

また、消費者に向けたESRに関する周知⁷⁰も重要と考えられる。この点、保険会社は、ディスクロージャー誌等を通じて企業の経営内容等を一般に公開しており、「生命保険会社のディスクロージャー～虎の巻」(生命保険協会)や「損害保険会社のディスクロージャーかんたんガイド」(日本

⁶⁹ <https://www.sonpo.or.jp/about/guideline/ev7otb0000000cjp-att/disclosure.pdf>

⁷⁰ 例えば、具体的な周知の方策として、(FTに基づく)2025年3月末時点のESRを参考値として現行SMRと並行開示すること等が考えられる。

損害保険協会)といったディスクロージャー誌の解説資料を通じて、ディスクロージャー誌に対する消費者等の理解を促す取り組みを行っている。このような現行の取り組みを参考とし、新規制における消費者向けの開示についても、同様の解説資料等を活用して消費者の理解を促進することが考えられる。

以上を踏まえ、消費者向けの情報開示については、現行のディスクロージャー制度の活用を念頭に、業界団体と適宜意見交換を行いながら、引き続き検討を進めていくこととする。

(別紙) 2021 年フィールドテストの結果概要

金融庁では、経済価値ベースの評価・監督手法の検討の一環として、これまで数次にわたるフィールドテスト(FT)を実施し、各社の対応状況、実務上の問題点や定量的な影響度等の把握・分析を進めてきた。

2021 年のフィールドテスト(FT21)は、表 1 の目的・内容に基づき実施した⁷¹。以下では、単体ベースの ESR 等に関する結果概要を示している。

表 1 FT21 の目的及び実施内容

目的	実施内容
1. 標準的な手法の確立のため、経済価値ベースの保険負債等の計算についての各社の対応状況、実務上の問題点、及び本試行の仕様に基づく定量的な影響度等の把握	<ul style="list-style-type: none"> a. ICS の 2021 年版データコレクションに準拠した仕様に基づき ESR 等を計算 b. ESR 規制導入における実務上の問題点や計算方法の改善要望を定性質問票で回答 c. 保険負債の妥当性検証態勢を検討するため、保険負債が適切に計算されていることを検証し、その結果をまとめたレポートを作成 d. 巨大自然災害リスクの計算に用いるモデルの新規制上の取り扱いを検討するため、モデルのガバナンス態勢等に関して質問票に回答 e. 単体ベースにおける子会社株式の取り扱いを検討するため、ルックスルー・アプローチを子会社株式に適用した場合の計算を実施 f. 新規制における内部モデルの範囲や承認プロセス等を検討するため、本試行との差異分析や、ガバナンス態勢等に関する自己評価等を実施
2. 本試行の仕様に基づく結果を踏まえたフォワードルッキングな分析に基づく財務状況の把握	経済前提に対する ESR の感応度及び前回の試行からの要因別変動額を計算
対象会社等	
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 対象会社：国内全保険会社(生保：42 社、損保：53 社)、単体ベース及び(最上位の)連結ベース ➤ 計算基準日：2021 年 3 月末 ➤ 実施期間：2021 年 6 月 30 日～2021 年 12 月 17 日 	

⁷¹ FT21 の仕様書等は以下に公表を行っている。

https://www.fsa.go.jp/policy/economic_value-based_solvency/index.html

<ESR>

単体ベースの全社平均 ESR⁷²は表 2 のとおりであった。

表 2 全社平均 ESR

	生保単体			損保単体		
	ESR	適格資本	所要資本	ESR	適格資本	所要資本
2021 年 3 月末基準	212%			193%		
前回からの変動	+25pt	+15%	+2%	+13pt	+16%	+8%

<適格資本の変動要因>

2020 年 3 月末基準の FT(FT20)の適格資本(全社計)を 100%とした場合の、各要因に係る適格資本の変動は表 3 のとおりであった。生保単体・損保単体とも株価上昇による増加が見られたものの、生保単体では米ドル金利の上昇による減少も見られた。

表 3 適格資本の変動要因

適格資本の変動要因	生保単体	損保単体
2020 年 3 月末基準(FT20)	100%	100%
a. 計算方法の変更	▲0%	0%
b. 基準日の変更	1%	0%
c. 新契約価値	3%	0%
d. 非経済前提の変更	▲0%	1%
e.i. 円金利の変更	▲0%	▲0%
e.ii. 米ドル金利の変更	▲4%	▲0%
e.iii. 豪ドル金利の変更	▲1%	▲0%
e.iv. 株式・不動産の変更	13%	15%
e.v. 為替レートの変更	2%	2%
e.vi. その他の経済前提の変更	1%	0%
f.i. 資本取引(Tier1)	▲1%	▲4%
f.ii. 資本取引(Tier2)	1%	▲0%
g. その他の要因	0%	2%
2021 年 3 月末基準(FT21)	115%	116%

⁷² 「(適格資本の全社単純合計) / (所要資本の全社単純合計)」として算出。

(参考)主要な経済指標の動向

		2021年3月末	2020年3月末
円金利	10年	0.10%	0.02%
	30年	0.67%	0.43%
米ドル金利	10年	1.74%	0.67%
	30年	2.41%	1.32%
日経平均		29,178円	18,917円
為替(米ドル)		111円	108円

<所要資本の変動要因及び構成>

所要資本(全社計)のFT20からの変動及びFT21における構成は表4のとおりであった。生保単体・損保単体ともに株価上昇に伴うエクスポージャー額の増加により株式リスクが増加しているほか、生保単体では一部の社における資産の長期化等による金利リスクの減少等が見られた。

表4 所要資本の変動及び構成

リスクカテゴリー	生保単体		損保単体	
	変動率	構成比	変動率	構成比
生命保険リスク	▲3%	32%	0%	4%
損害保険リスク	0%	0%	7%	10%
巨大災害リスク	▲4%	2%	1%	18%
市場リスク	4%	54%	13%	61%
金利リスク	▲28%	(22%)	3%	(3%)
スプレッドリスク	▲37%	(4%)	▲7%	(1%)
株式リスク	33%	(37%)	16%	(60%)
不動産リスク	8%	(7%)	9%	(5%)
為替リスク	4%	(27%)	10%	(21%)
資産集中リスク	▲4%	(3%)	1%	(10%)
信用リスク	6%	9%	10%	4%
オペレーショナルリスク	▲2%	3%	▲5%	3%
所要資本(分散効果及び税効果考慮前)	2%	100%	9%	100%
分散効果	0%	▲22%	4%	▲20%
税効果	4%	▲15%	22%	▲16%
所要資本(分散効果及び税効果考慮後)	2%	64%	8%	65%

(注) 構成比は所要資本(分散効果及び税効果考慮前)に対する比率。ただし、市場リスクの各サブカテゴリーの構成比は市場リスクの各サブカテゴリーの単純合計に対する比率。

<経済前提に対する感応度>

経済前提に対する感応度は表 5 のとおりであった。

表 5 経済前提に対する感応度

シナリオ	生保単体			損保単体		
	ESR	適格資本	所要資本	ESR	適格資本	所要資本
(2021年3月末基準)	212%			193%		
円金利 50bps 上昇	+11pt	+4%	▲1%	▲1pt	▲0%	▲0%
円金利 50bps 下降	▲19pt	▲5%	+4%	+0pt	+1%	+0%
円金利 UFR50bps 下降	▲3pt	▲1%	+0%	▲0pt	▲0%	+0%
米ドル金利 50bps 上昇	▲1pt	▲1%	▲1%	▲0pt	▲0%	+0%
米ドル金利 50bps 下降	+1pt	+1%	+1%	+0pt	+0%	+0%
株式・不動産 10%下落	▲5pt	▲6%	▲3%	▲5pt	▲9%	▲6%
為替 10%円高	▲2pt	▲4%	▲3%	+1pt	▲4%	▲4%

(注 1) ESR は各シナリオにおける上昇(低下)幅、適格資本及び所要資本は各シナリオにおける増加(減少)率を表す。

(注 2) 同時に 2 つの前提を変化させた場合の感応度は、それぞれの感応度の合計とはならない可能性がある。

(注 3) 円金利 50bps 上昇/下降シナリオ及び米ドル金利 50bps 上昇/下降シナリオにおいては、UFR を固定する取り扱いとしている。